

平成25年度

包括外部監査結果報告書

「外郭団体等の財務に関する事務について」

平成26年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 武田宗久

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ）	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】監査対象団体等.....	2
【5】包括外部監査対象期間.....	2
【6】外部監査の方法.....	2
1. 監査の要点及び視点.....	2
2. 主な監査手続.....	3
【7】外部監査の実施時期.....	3
【8】外部監査人補助者の資格と名称	3
【9】利害関係.....	3
第2 和歌山県の外郭団体等の現状.....	4
【1】和歌山県の外郭団体等の概要.....	4
【2】県による外郭団体等に対するモニタリング方針.....	13
【3】監査対象とした外郭団体等.....	17
第3 監査の結果及び意見の総括	18
【1】県による外郭団体等に対するモニタリングについて（全般意見）	18
1. 外郭団体等に対する指導監督について	18
2. 外郭団体等に係る経営状況の議会報告について.....	20
【2】個別の外郭団体等・団体所管課に対する結果及び意見の総括.....	21
1. 団体の存在意義に関する意見.....	21
2. 経営計画、事業報告に関する結果及び意見.....	22
3. 団体のガバナンス体制に関する結果及び意見	25
4. 所管課による団体に対するモニタリングに関する結果及び意見	30
5. 人事に関する結果及び意見.....	32
6. 会計処理や財務事務における内部統制に関する結果及び意見.....	33
7. 情報開示に関する意見.....	50
第4 外郭団体等の財務事務に関する結果及び意見.....	51
【1】公益社団法人和歌山県観光連盟	51
1. 団体概要.....	51
2. 事業概要.....	54
3. 監査の結果及び意見.....	57
【2】公益財団法人和歌山県民総合健診センター	69

1. 団体概要.....	69
2. 主な事業の実施状況.....	73
3. 職員不正事件について.....	74
4. 監査の結果及び意見.....	75
【3】公益財団法人和歌山県農業公社.....	85
1. 団体概要.....	85
2. 事業概要.....	89
3. 監査の結果及び意見.....	91
【4】公益財団法人わかやま産業振興財団.....	105
1. 団体概要.....	105
2. 事業概要.....	110
3. 監査の結果及び意見.....	113
【5】公益社団法人畜産協会わかやま.....	120
1. 団体概要.....	120
2. 事業概要.....	126
3. 監査の結果及び意見.....	129
【6】公益財団法人和歌山県文化財センター.....	141
1. 団体概要.....	141
2. 事業概要.....	145
3. 監査の結果及び意見.....	146
【7】南紀白浜空港ビル株式会社.....	154
1. 団体概要.....	154
2. 事業概要.....	156
3. 監査の結果及び意見.....	156

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項並びに「和歌山県外部監査契約に基づく監査に関する条例」第2条に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（テーマ）

外郭団体等の財務に関する事務について

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

外郭団体等（「新行財政改革推進プラン」で掲げられている外郭団体に加えて、県と人的関係が強いと考えられる団体を指す。）は、行政目的を達成するために、公共的・公益的なサービスの提供を効果的・効率的に行うことを目的として設立された団体であり、行政を補完、代替するという重要な機能を果たすことが求められている。

和歌山県には24の外郭団体（「新行財政改革推進プラン」で掲げられている外郭団体。平成24年度末時点における県の総出資（出捐）額は62,123百万円。）の他に、県からの出資（出損）はないが、県職員や県OBが役職員として就任・派遣されている団体がある。

外郭団体等には、出資以外にも、補助金、委託料等として県から多額の資金が支出されている。このように県と外郭団体等とは資金、人事、取引等において緊密な関係を有しており、県の行財政に与える影響は大きいことから、外郭団体等の財務に関する事務の状況を検討することは有意義であると考ええる。

また、県が平成20年3月に策定した「新行財政改革推進プラン」においても、県の一般会計の持続可能性を阻害することのないよう、外郭団体等のあり方について一定の方向性が示されており、その方向性は平成24年3月に策定された「新行財政改革推進プラン（改定版）」においても踏襲されている。このことを踏まえ、外郭団体等に対する県としてのモニタリング体制が整備され、有効に機能していることを確認することは重要であると考ええる。

以上より、外郭団体等の財務に関する事務の内容を把握し、その業務執行が、合規性および3E（経済性・効率性・有効性）の観点から適切に行われているか、また県によるモニタリング機能が適切に果たされているか等について検討することは、県民にとって有益であると考え、特定の事件として選定した。

【4】 監査対象団体等

(1) 外郭団体等の財務に関する事務の状況の検討は、次の団体を対象とした。

- ・公益社団法人和歌山県観光連盟
- ・公益財団法人和歌山県民総合健診センター
- ・公益財団法人和歌山県農業公社
- ・公益財団法人わかやま産業振興財団
- ・公益社団法人畜産協会わかやま
- ・公益財団法人和歌山県文化財センター
- ・南紀白浜空港ビル株式会社

なお、監査対象団体の選定については、第2【3】監査対象とした外郭団体等を参照されたい。

(2) 外郭団体等に対する県としてのモニタリング体制の整備・運用状況の検討は、次の部署を対象とした。

- ・行政改革課
- ・対象外郭団体等の所管課

【5】 包括外部監査対象期間

平成24年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成25年度の一部についても監査対象とした。

【6】 外部監査の方法

1. 監査の要点及び視点

- 県による外郭団体等への関与の適切性
 - 外郭団体等に対する出資、財政的援助の必要性について十分な検討が行われているか。
 - 外郭団体等が設置目的を十分に果たしているかについて検証が行われているか。
 - 外郭団体等への職員派遣等の方針や人件費の負担関係は妥当であるか。
- 外郭団体等の財務事務の合規性
 - 県からの財政的援助（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給等）に関連する財務事務が法令、条例及び規則等に基づいて適切に行われているか。
 - 外郭団体等において、会計基準等に準拠した会計処理が行われ、財務書類は適切に作成されているか。
- 外郭団体等の財務事務の経済性、効率性、有効性

- ▶ 県からの財政的援助（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給等）に関連する財務事務が、経済的、効率的、効果的に実施されているか。
- ▶ 外郭団体等において、効果的なガバナンス体制は構築されているか。
- ▶ 外郭団体等において、各種業務遂行に関連する内部統制が適切に整備・運用されているか。
- ▶ 外郭団体等において、十分な情報公開が行われているか。

2. 主な監査手続

- 所管課による外郭団体等に対するモニタリング及び団体の存在意義に関する資料閲覧、担当者への質問
- 事業計画の策定及び進捗状況に関する資料閲覧、担当者への質問
- 理事会等、主要な会議体の議事録の閲覧
- 決算書類の閲覧、担当者への質問
- 県からの補助事業、委託事業に係る関連書類の閲覧
- 現金等有価物の有高確認
- 物品の管理状況の確認
- その他、監査の実施過程で必要と認められた監査手続

【7】外部監査の実施時期

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 14 日まで

【8】外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	大川幸一
公認会計士	酒井 清
公認会計士	辻井芳樹
公認会計士	福原顕憲
公認会計士	井谷裕介
会計士試験合格者	長谷川くここ
会計士試験合格者	柳川英紀
弁護士	松本好史

【9】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 和歌山県の外郭団体等の現状

【1】和歌山県の外郭団体等の概要

(1) 外郭団体等の定義等と県との取引

① 外郭団体等の定義

本報告書において、外郭団体等とは、「新行財政改革推進プラン」で掲げられている外郭団体に加えて、県と人的関係が強いと考えられる団体を指す。

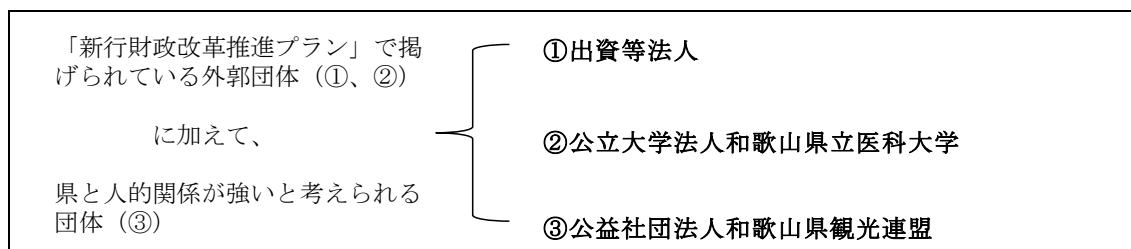
「新行財政改革推進プラン」で掲げられている外郭団体とは「出資等法人」及び公立大学法人和歌山県立医科大学であり、「出資等法人」とは、「出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する要綱」において以下のように定義されているものである。

「出資等法人」とは

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人又は県が継続的な財政支出、人的支援等を行っている法人等のうち、特に指導監督を行う必要があると知事が認める法人をいう。

また、上記「県と人的関係が強い団体」とは、団体職員のうち県職員の派遣、兼職等が3名以上でその割合が40%以上の団体（「出資等法人」及び過去の包括外部監査対象団体は除く）を指すものとする。

これらをまとめると、外郭団体等とは以下の①から③に該当する団体をいう。



県における外郭団体等の一覧は以下のとおりである。

【外郭団体等一覧】

平成24年度末現在

No	団体名	所管部署	出資・出捐等 (単位:千円)	出資 出捐等 割合
1	(公財) 和歌山県国際交流協会	文化国際課	487,561	41.0%
2	(社) 和歌山県私学振興基金協会	総務学事課	138,260	44.3%
3	和歌山県土地開発公社	企画総務課	50,000	100.0%
4	(公社) 和歌山県青少年育成協会	青少年・男女共同参	310,132	50.6%

		画課		
5	(公財) 和歌山県救急医療情報センター	医務課	5,000	100.0%
6	(公財) 和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	薬務課	56,000	46.4%
7	(財) 和歌山県民総合健診センター	健康推進課	31,000	29.0%
8	(公財) わかやま産業振興財団	企業振興課	18,000	27.8%
9	(財) 和歌山地域地場産業振興センター	企業振興課	15,000	33.3%
10	(財) 和歌山県勤労福祉協会	労働政策課	3,500	85.7%
11	ウインナック株式会社	労働政策課	80,000	25.0%
12	(公財) 和歌山県農業公社	経営支援課	1,000	100.0%
13	(社) わかやま森林と緑の公社	森林整備課	14,810	67.5%
14	(公財) 和歌山県栽培漁業協会	水産振興課	1,197,000	77.8%
15	(財) 和歌山県下水道公社	下水道課	40,500	31.5%
16	和歌山県住宅供給公社	建築住宅課	5,030	100.0%
17	南紀白浜空港ビル株式会社	港湾空港課	400,000	37.5%
18	(公財) 和歌山県文化財センター	教育委員会文化遺産課	10,000	100.0%
19	(公財) 和歌山県水上安全協会	県警 地域指導課	320,500	100.0%
20	(公財) 和歌山県暴力追放県民センター	県警 組織犯罪対策課	809,000	87.6%
21	(財) 和歌山県人権啓発センター	人権政策課	30,000	100.0%
22	(財) 紀南環境整備公社	循環型社会推進課	53,770	37.2%
23	(社) 畜産協会わかやま	畜産課	30,240	49.6%
24	公立大学法人和歌山県立医科大学	医務課	59,296,651	100.0%
25	(公社) 和歌山県観光連盟	観光振興課	-	-

(財)・・・財団法人

(社)・・・社団法人

(公財)・・・公益財団法人

(公社)・・・公益社団法人

団体名には平成24年度時点の名称を記載しているため、一部、公益法人等への移行により、平成25年度の団体名称と異なるものがある。

② 外郭団体等の財務状況

外郭団体等の平成 24 年度の財務状況は以下のとおりである。

単位：千円

団体名	資産	負債	経常収益等	収支差額等
(公財) 和歌山県国際交流協会	609,378	9,187	51,851	△ 1,518
(社) 和歌山県私学振興基金協会	400,061	138,269	7,362	△ 37,106
和歌山県土地開発公社	31,274,967	51,195,574	1,157,065	75,351
(公社) 和歌山県青少年育成協会	384,214	11,561	42,729	△ 5,741
(公財) 和歌山県救急医療情報センター	64,931	55,453	114,804	△ 600
(公財) 和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	59,535	411	9,488	△ 448
(財) 和歌山県民総合健診センター	286,732	114,182	664,044	279
(公財) わかやま産業振興財団	11,833,847	10,388,968	622,467	13,879
(財) 和歌山地域地場産業振興センター	307,216	31,591	72,884	△ 10,403
(財) 和歌山県勤労福祉協会	39,329	23,376	98,934	1,237
ウインナック株式会社	669,786	596,327	574,789	△ 36,160
(公財) 和歌山県農業公社	658,102	335,995	59,133	△ 224
(社) わかやま森林と緑の公社	15,194,605	15,105,019	69,912	△ 953
(公財) 和歌山県栽培漁業協会	1,279,683	47,039	87,358	△ 890
(財) 和歌山県下水道公社	168,192	121,265	547,718	2,171
和歌山県住宅供給公社	231,843	587,161	403,607	11,765
南紀白浜空港ビル株式会社	584,687	144,373	132,420	7,260
(公財) 和歌山県文化財センター	372,313	339,115	426,321	3,515
(公財) 和歌山県水上安全協会	325,124	571	12,632	632
(公財) 和歌山県暴力追放県民センター	830,130	25,666	23,911	0
(財) 和歌山県人権啓発センター	64,680	27,893	85,832	510
(財) 紀南環境整備公社	70,624	12,039	37,945	32
(社) 畜産協会わかやま	184,527	124,996	123,330	△ 1,230
公立大学法人和歌山県立医科大学	67,364,277	13,970,383	31,959,539	2,173,308
(公社) 和歌山県観光連盟	174,793	59,292	245,712	1,931

③ 外郭団体等の県との取引

i) 県との取引（金銭的関連）

県と外郭団体等との平成24年度における取引は以下のとおりである。取引額は補助金5,459百万円、委託料1,725百万円、貸付金34,858百万円、保証債務・損失補償債務残高27,163百万円であり、25団体のうち21団体について取引を有している。

単位：千円

団体名	補助金	委託料	貸付金 残高	保証債務 損失補償 債務残高
(公財) 和歌山県国際交流協会	-	40,800	-	-
(社) 和歌山県私学振興基金協会	-	-	-	-
和歌山県土地開発公社	70,133	136,093	13,777,146	23,061,102
(公社) 和歌山県青少年育成協会	28,278	4,626	-	-
(公財) 和歌山県救急医療情報センター	-	114,764	-	-
(公財) 和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	-	5,050	-	-
(財) 和歌山県民総合健診センター	6,600	-	-	-
(公財) わかやま産業振興財団	273,686	14,699	8,302,862	-
(財) 和歌山地域地場産業振興センター	-	-	-	-
(財) 和歌山県勤労福祉協会	-	20,164	-	-
ウインナック株式会社	-	-	-	-
(公財) 和歌山県農業公社	9,698	-	326,869	-
(社) わかやま森林と緑の公社	14,100	2,529	8,619,222	4,102,496
(公財) 和歌山県栽培漁業協会	-	51,843	-	-
(財) 和歌山県下水道公社	-	549,509	-	-
和歌山県住宅供給公社	-	312,788	445,000	-
南紀白浜空港ビル株式会社	-	-	111,729	-
(公財) 和歌山県文化財センター	4,951	203,724	-	-
(公財) 和歌山県水上安全協会	-	-	-	-
(公財) 和歌山県暴力追放県民センター	-	1,399	-	-
(財) 和歌山県人権啓発センター	62,145	21,085	-	-
(財) 紀南環境整備公社	2,921	-	-	-
(社) 畜産協会わかやま	1,635	5,213	-	-
公立大学法人和歌山県立医科大学	4,916,043	98,671	3,275,500	-
(公社) 和歌山県観光連盟	68,845	142,701	-	-

ii) 人的関係

県と外郭団体等との平成24年4月1日時点の人的関係は以下のとおりである。外郭団体等の役員に県の職員の派遣等が行われているまたは県OBが就任しているのは25団体のうち24団体、外郭団体等の職員に県の職員の派遣等が行われているのは11団体である。

団体名	役職員の数(単位:人)					
	合計	役員数※1			職員数※2	
		うち県派遣等※3	うち県OB			うち県派遣等※3
(公財)和歌山県国際交流協会	20	9	-	1	11	-
(社)和歌山県私学振興基金協会	15	12	-	-	3	-
和歌山県土地開発公社	33	12	12	-	21	7
(公社)和歌山県青少年育成協会	22	18	1	1	4	1
(公財)和歌山県救急医療情報センター	25	19	6	-	6	-
(公財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	15	12	3	-	3	-
(財)和歌山県民総合健診センター	60	27	6	2	33	1
(公財)わかやま産業振興財団	55	17	1	4	38	8
(財)和歌山地域地場産業振興センター	36	29	1	-	7	-
(財)和歌山県勤労福祉協会	11	7	-	1	4	-
ウインナック株式会社	64	10	2	1	54	-
(公財)和歌山県農業公社	26	11	3	-	15	9
(社)わかやま森林と緑の公社	26	14	4	1	12	9
(公財)和歌山県栽培漁業協会	17	10	2	2	7	-
(財)和歌山県下水道公社	21	9	-	2	12	-
和歌山県住宅供給公社	22	9	6	1	13	2
南紀白浜空港ビル株式会社	15	9	1	1	6	-
(公財)和歌山県文化財センター	31	12	3	1	19	3
(公財)和歌山県水上安全協会	12	11	2	2	1	-
(公財)和歌山県暴力追放県民センター	15	13	-	1	2	-
(財)和歌山県人権啓発センター	21	13	1	5	8	-
(財)紀南環境整備公社	19	11	1	-	8	2
(社)畜産協会わかやま	27	19	1	1	8	-
公立大学法人和歌山県立医科大学	1462	5	1	1	1,457	70
(公社)和歌山県観光連盟	35	18	4	-	17	7

※1：役員数には監事・監査役は含めているが、評議員は含めていない。また、非常勤・嘱託を含んでいる。

※2：職員数には、非常勤・嘱託・臨時職員を含んでいる。

※3：県派遣等には兼職を含んでいる。

(2) 和歌山県における外郭団体等見直し等にかかる取組

① 和歌山県の外郭団体等見直しの必要性

平成20年4月に策定された和歌山県長期総合計画が掲げる将来像を実現するためには、強固な財政基盤が必要となるが、当時の県財政の状況は、県の貯金ともいえる、財政調整基金と県債管理基金が平成21年度に枯渇し、それ以降も慢性的な財源不足のまま推移する見通しであった。この見通しが現実化すれば、近い将来、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における財政再生団体への転落が不可避となる極めて厳しい状況であったことから、このような財政の危機的状況から脱却し、持続可能な財政構造への転換を急務とする、「新行財政改革推進プラン」を平成20年3月に策定した。また、平成24年3月には「新行財政改革推進プラン（改定版）」を策定し、これまでの実績を把握するとともに、新たな課題を識別し、平成28年度まで行財政改革の取組を進めることとしている。

このなかで、県は外郭団体等についても県の一般会計の持続可能性を阻害するようなことがないかを再度確認する必要があることから、外郭団体等についての見直しについて一定の方針を示した。

② 外郭団体等の見直しに係る実施方針

県は、「新行財政改革推進プラン」において外郭団体等のうち注視すべき団体を識別し、見直しに係る実施方針をたてている。実施方針は次のとおりである。

外郭団体等の見直しの実施方針

<p>1 廃止をするもの 2団体</p> <p>(社)和歌山県経済センター 和歌山県道路公社</p>
<p>2 将来的に廃止を検討するもの 2団体</p> <p>(財)和歌山県下水道公社 和歌山県住宅供給公社</p>
<p>3 人的・財政的支援を縮小するもの 3団体</p> <p>公立大学法人和歌山県立医科大学 (社)和歌山県青少年育成協会 (財)和歌山県栽培漁業協会</p>
<p>4 継続して経営を監督するもの 2団体</p> <p>和歌山県土地開発公社 (社)わかやま森林と緑の公社</p>

(「新行財政改革推進プランの実施方針について」を監査人加工)

③ 外郭団体等の見直しのための取組

実施方針に記載した団体のうち、廃止をするものとしてあげた、(社)和歌山県経済センター及び和歌山県道路公社はすでに廃止している。

他の団体のうち、和歌山県土地開発公社と和歌山県住宅供給公社については、多額の債務超過となっており、社団法人わかやま森林と緑の公社については、木材価格の低迷により保有資産が目減りしているおそれがあることから、これらの団体に対する県からの出資金や貸付金が返済されなかったり、保証債務や損失補償の履行が現実化することにより、県財政に影響が及ぶ可能性がある。したがって、3団体については、より詳細な対策方針を示している。平成24年3月時点の現状と対策は、「新行財政改革推進プラン(改定版)」によると、以下のとおりである。

団体	現状	対策
和歌山県土地開	和歌山県土地開発公社は、道路な	現在、この「調停に代わる決定」

発公社	<p>ど公有地として必要な土地の取得や、住宅用地などの造成事業の実施を目的として設立された。昭和 61 年以降、関西国際空港の埋立用土砂採取事業を和歌山市の加太地区で行い、跡地を「コスモパーク加太」として複合機能都市の整備を計画したが、バブル経済崩壊など社会情勢の影響により整備が進まず、平成 15 年、当該事業に係る金融機関からの借入金約 438 億円の返済期限が到来した。このため、土地開発公社が特定調停の申立を行い、和歌山地方裁判所から「調停に代わる決定」が行われた。</p>	<p>に基づき計画的に借入金の償還を行っているところであり、この決定に従っている限り、多額の債務保証の履行等に見舞われることはない。この土地を現状のまま置いておくことは県経済にとってもマイナスであるので、引き続き企業誘致等により土地の利活用を推進していくものとする。その際には、時として、金融機関との調整、場合によっては、上記の決定そのものの変更が必要となる可能性もあるが、その時々県の財政状況と土地の利活用による雇用拡大等の便益などを比較考量しつつ対応していく。また、保有地の売却や賃貸を積極的に進めるなど、引き続き経営健全化に向けた取組を行うよう、公社を指導していく。</p>
和歌山県住宅供給公社	<p>和歌山県住宅供給公社は、県民に低廉な分譲宅地を提供することを目的として設立された団体であるが、平成 22 年度決算において、累積欠損金が約 3.6 億円となった。これは、地価下落による、分譲事業資産の簿価切り下げのためである。平成 17 年 3 月に「経営改善計画」を策定し、公社独自の給与カットなど歳出削減に取り組むとともに県営住宅等の賃貸住宅管理業務の受託により、平成 23 年度には計画どおり、民間資金を完済した。</p>	<p>現在、宅地の新規分譲は行っていないため、平成 25 年度末を目途に、残区画の完売をめざすとともに、引き続き、UR 都市機構の管理収益により、県の借入金の返済を進めていく。また、並行して、「新行財政改革推進プランの実施方針」に基づき、公社の廃止を含め、将来のあり方を検討していくこととする。</p>
社団法人わかやま森林と緑の公社	<p>社団法人わかやま森林と緑の公社は、所有者から土地を借り、造林又は育林をして、その利益を所</p>	<p>当面は、長伐期化を進めながら路網整備や団地化による施業の集約化、高性能林業機械の活用による</p>

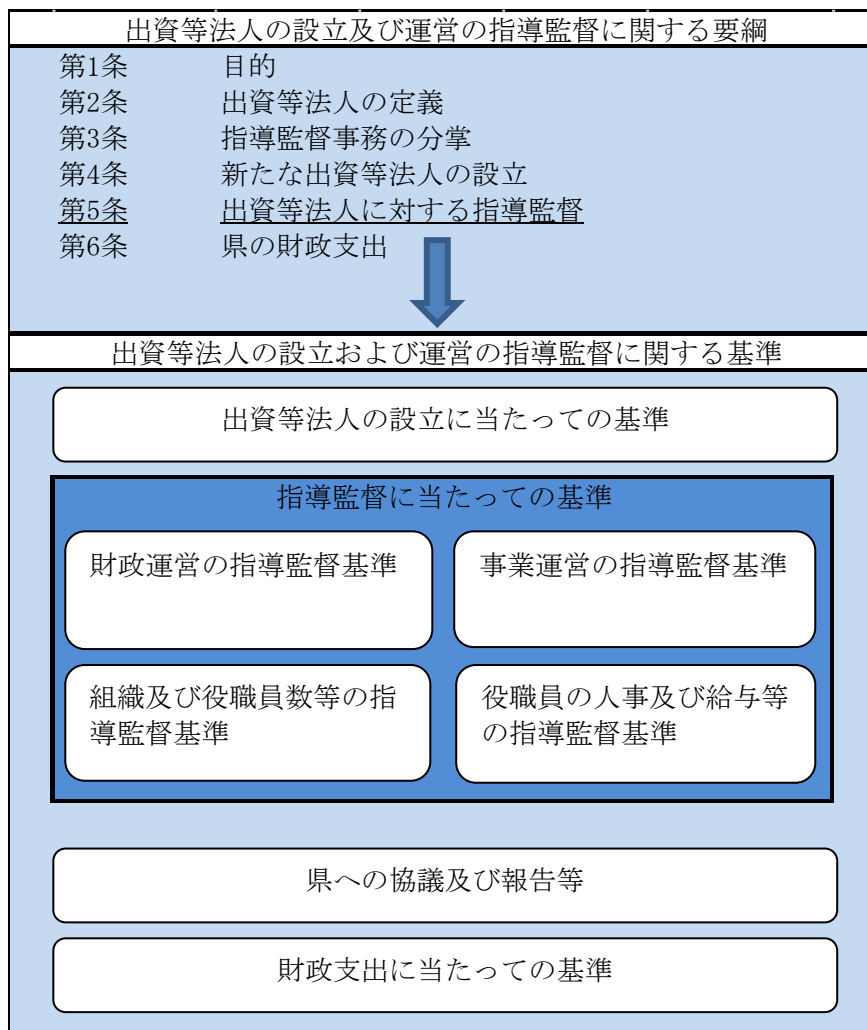
	<p>有者と分けあう分収林事業を主に運営している。その経費については、日本政策金融公庫から借入を行い、木材売却益を償還財源とする予定であったが、昨今の木材価格の低迷により借入額に見合う売却益が望めなくなっている。一方、国策に沿って借りた日本政策金融公庫からの借入金の返済を求められており、これについて県からの支援を行っている。</p>	<p>生産コストの削減により、利用間伐の推進に取り組み、将来的に、立木の成育や本県が推進する紀州材のブランド化による木材価格の向上を待って、売却益の活用による自力での借入金の返済を行うよう公社を指導していく。また、国として、県にのみ負担を押しつけている現状を改め、本件問題の解決を責任をもって行うよう訴える。</p>
--	---	--

上記の団体以外については、直ちに県財政に大きな影響を与えるものではないが、引き続き、行財政改革を阻害しないよう継続的に見直しを行っているものとしている。

【2】 県による外郭団体等に対するモニタリング方針

(1) 県による外郭団体等に対するモニタリングの概要

県は、外郭団体等の設立の趣旨及び目的が十分に達成できるよう、その業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的として、「出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する要綱」「出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する基準」を定めており、これに基づき団体所管課がモニタリングを実施することとなっている。



(県提供資料に基づき監査人作成)

(2) 指導監督に当たっての基準

「出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する基準」に規定されている項目別の指導監督基準は次のとおりである。

① 財政運営の指導監督基準
i) 公益法人等
財政運営にあたっては、合理的かつ効率的な運営を確保すること。

責任ある自主的な財政運営が図られるよう、可能な限り独立採算の確立に努めること。
剰余金を基本財産に繰り入れるなど財政基盤の安定化を図ること。
公益事業と収益事業とを明確に区分すること。
事業別の収支を明らかにすること。
公益事業については、原則として、基本財産の運用収入（社団法人の場合は会費収入を含む。）、公益事業の収入及び収益事業の剰余金を原資として事務執行を図ること。
収益事業については、公益事業に支障を及ぼさないよう健全な運営を確保すること。
ii) 株式会社
経営形態の利点を生かし、弾力的かつ効率的な事業の推進を図るよう努めること。
的確な経営判断の下で経営改善を図るなど、常に経営基盤強化に努めること。
事業別の収支を明らかにするよう努めること。
民間から資金などを積極的に活用するよう努めること。
他団体への出資等については、事業に密接な関連があり、費用・効果面でメリットがある場合にのみ行うこと。
② 事業運営の指導監督基準
事業の基本的なあり方や重点的に取り組む事業等を十分検討し、運営に係る基本方針及びその具体的な展開のための中・長期事業運営計画を策定すること。
基本方針及び事業運営計画は、社会経済情勢の変化を的確に把握し、定期的に見直すこと。
各事業年度の事業実績について、計画との差異や経年的な傾向を分析するなど事業効果等を検証し、事業運営計画に反映させるとともに、適宜、外部経営環境や自己の経営資源を調査、把握すること。
出資法人が独自に行う事業については採算性に留意し、採算の見通しがたてられない事業からは撤退するなど、常に見直しを行うこと。
他の出資等法人等と連携した事業の実施がより効果的、効率的な場合には、有機的な連携を図ること。
他の出資等法人あるいは民間企業等と競合する事業については、当該事業の見直しを行い、その必要性が乏しくなっているものは、廃止、縮小又は統合すること。
外部委託を行うことで県民サービスの向上、効率化を図ることができる業務については、経費削減に努めつつ外部委託を積極的に推進すること。
③ 組織及び役職員数等の指導監督基準
事業目的、事業内容等の変化に的確に対応した組織となるよう努めること。
新たに組織を設置する場合には、スクラップ・アンド・ビルドの原則により全体の組織の見直しを図るなど、組織の肥大化を抑制するよう努めること。
部、課、係等の組織の細分化の是正に努めるとともに積極的に部、課、係等の大きくくり

化に努めること。
組織や施設ごとに競争原理を導入し、組織効率の向上に努めること。
役員数は、当該団体の性格、事務の内容、組織規模、財政規模、類似団体の状況等を踏まえ適正なものとする。
特に、常勤役員の数については、過大にならないよう努めること。
少数精鋭主義に基づき、経営状況や事業量に見合った、適正な管理を行うこと。
新規事業の実施や既存事業の拡大等の理由から新たに職員の配置を必要とする場合にも、既存部門の見直しなど、スクラップ・アンド・ビルドの原則に基づいて増員の抑制に努めること。
事務処理の効率化を一層図ることにより、簡素で効率的な執行体制を推進すること。
非常勤職員等について、適正な管理に努めること。
人材派遣など、多様な形態で人材を活用していくこと。
④ 役職員の人事及び給与等の指導監督基準
出資等法人の職員の採用方法は、県の例に準じて行うものとする。
出資等法人の職員の給与については、法人の財政状況等に応じ、法人独自の給与規程等を県と協議の上、定めるものとする。
法人に勤務する県又は市町村職員の給与の負担方法については、県及び関係市町村と協議するものとする。
法人の職員の旅費については、県職員の旅費制度の範囲内において、旅費規程等を定めるものとする。
法人の職員の定年は、職員の定年等に関する条例の例によるものとし、県と協議して定めるものとする。
前項の規定にかかわらず、県を退職し法人の役員等となった者についての定年又は任期については、あらかじめ県と協議して定めるものとする。

(3) 県への協議及び報告等

次に掲げる項目については、県への協議及び報告が必要とされている。

① 協議を要する事項
合併又は解散、基本財産及び重要な財産の処分、資本金又は基本財産の変更、他の団体への出資等、県職員の派遣、新規職員の採用、各事業年度予算及び事業計画の作成及び変更、組織規定及び処務規程の制定又は改廃、職員就業規則の制定又は改廃、役員報酬等に関する規程及び役員退職金支給規程の制定又は改廃、職員給与規程の制定又は改廃、経営改善計画、その他法人の運営上重要な事項
② 報告を要する事項
決算報告及び事業報告、事故報告その他特に報告を要すると認められる事項

③ 行政組織検討委員会への付議を要する事項
出資等法人の設立及び合併又は解散に関する事、経営評価に基づく経営改善計画等に関する事、組織の改正に関する事、その他総務部長が特に必要と認める事項に関する事。

(4) 財政支出に当たっての基準

県が、出資等の財政支出を行うに当たっては、以下の基準に基づき、財政支出の是非を検討することとされている。

① 出資等
県が出資等を行う意義が十分認められること。
出資等法人の行う事業が県の施策や行政運営と密接な関連があり、県民の福祉や県民サービス向上につながるものであること。
出資等の比率は、出資等法人の性格及び規模並びに出資等の目的に配慮し、公共性を確保する観点から県の意向を反映できる程度のものであること。
② 補助
補助対象事業を明確にするとともに、人件費、運営費等の間接的経費に対する補助については、必要最小限にとどめること。
補助割合は、対象事業の性格及び内容並びに法人の財政状況等に応じて定めること。
③ 貸付け
県の行政と密接な関連を有する事業を対象とすること。
出資等法人の財政状況及び事業内容等を十分に調査検討し、真に必要なものに限定すること。
④ 委託
県が直接行うよりも県民サービスの向上や効率的な事務執行が確保できること。
委託事業を実施するための十分な専門知識、技術、施設及び設備等を備えた法人に委託すること。
公の施設の管理運営を委託する場合は、効率的かつ弾力的な運営を積極的に進めることにより、管理運営の活性化や県民サービスの向上を図ることができること。
公共性、経済性等が図られるよう十分配慮すること。

【3】 監査対象とした外郭団体等

外郭団体等のうち、過年度の包括外部監査の対象となった団体を除き、県の出資金額や出資割合、県との取引（金銭的関連）及び県との人的関係を鑑みたうえで、以下の7団体を監査対象とした。

なお、本報告書における各団体の名称は以下の略称を用いている。

	団 体 名	略 称	所管部署
1	(公社) 和歌山県観光連盟	観光連盟	観光振興課
2	(財) 和歌山県民総合健診センター	健診センター	健康推進課
3	(公財) 和歌山県農業公社	農業公社	経営支援課
4	(公財) わかやま産業振興財団	産業振興財団	企業振興課
5	(社) 畜産協会わかやま	畜産協会	畜産課
6	(公財) 和歌山県文化財センター	文化財センター	教育委員会文化遺産課
7	南紀白浜空港ビル株式会社	白浜空港ビル(株)	港湾空港課

第3 監査の結果及び意見の総括

【1】 県による外郭団体等に対するモニタリングについて（全般意見）

1. 外郭団体等に対する指導監督について

(1) 外郭団体等に対する指導監督の現状

県は、外郭団体等の設立の趣旨及び目的が十分に達成できるよう、その業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的として、「出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する要綱（以下、「指導監督要綱」という。）」「出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する基準（以下、「指導監督基準」という。）」を定めており、「指導監督要綱」第2条において、指導監督の対象とする「出資等法人」を次のとおり規定している。

(再掲)

この要綱において、「出資等法人」とは、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人又は県が継続的な財政支出、人的支援等を行っている法人のうち、特に指導監督を行う必要があると知事が認める別表に掲げる法人をいう。

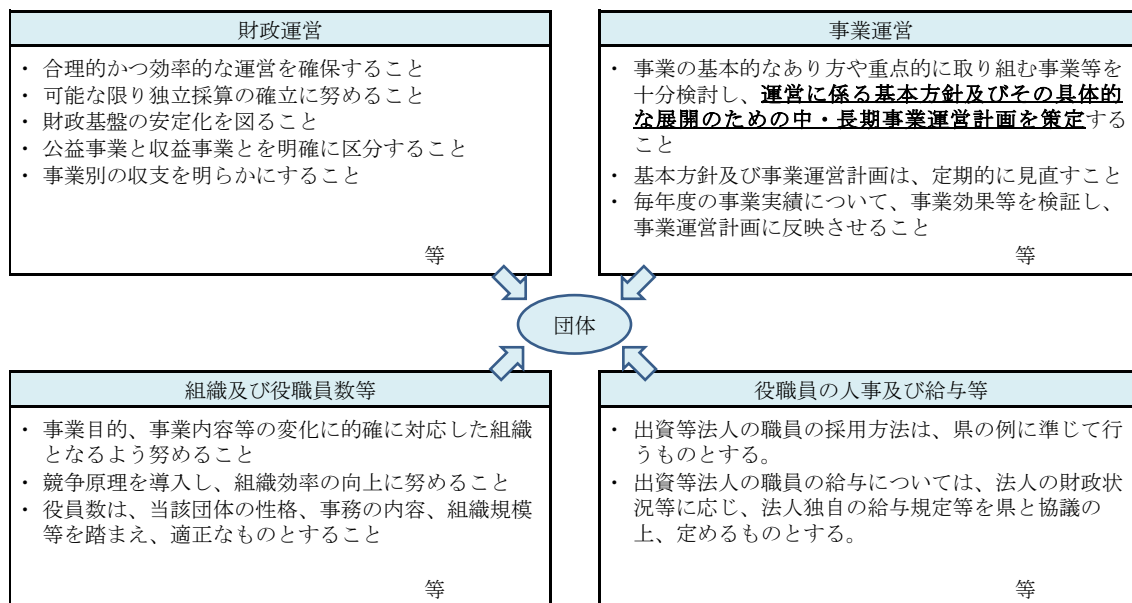
【別表】※

和歌山県住宅公社	社団法人わかやま森林と緑の公社
社団法人和歌山県私学振興基金協会	和歌山県土地開発公社
財団法人和歌山県勤労福祉協会	財団法人和歌山県救急医療情報センター
財団法人和歌山地域地場産業振興センター	財団法人和歌山県栽培漁業協会
財団法人和歌山県民総合健診センター	財団法人和歌山県文化財センター
財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	財団法人和歌山県農業公社
財団法人和歌山県国際交流協会	財団法人和歌山県暴力団追放県民センター
社団法人和歌山県青少年育成協会	南紀白浜空港ビル株式会社
ウインナック株式会社	財団法人和歌山県水上安全協会
財団法人和歌山県下水道公社	財団法人和歌山県人権啓発センター
財団法人わかやま産業振興財団	財団法人紀南環境整備公社
社団法人畜産協会わかやま	

※ 「指導監督要綱」に記載されている別表の名称をそのまま記載しているため、一部、公益財団法人等への移行前の団体名称となっている。

団体所管課においては、「指導監督基準」に基づき、出資等法人の運営に関して、次のような観点でモニタリングを行うこととされている。

「出資等法人の運営に関する指導監督の基準」より抜粋



(2) 意見

① 行政改革課による各団体所管課に対するモニタリングの実施について

団体所管課の個別団体に対するモニタリング状況については、本報告書第4「外郭団体等の財務事務に関する結果及び意見」に記載のとおりであるが、団体による所管課への実績報告や、実績報告に対する所管課による確認が不十分である点が見受けられる。また、モニタリングの基礎となる「団体の中期計画」が策定されていない出資等法人が大半である点も問題である。

県は、「新行財政改革推進プラン（改定版）」において、出資等法人及び公立大学法人和歌山県立医科大学に関して、「県の一般会計への影響が懸念される事態が見られる場合は、速やかに対策をとることとする。」と記載しており、モニタリングの必要性を十分に認識しているはずである。

「指導監督要綱」「指導監督基準」に基づき、出資等法人に対するモニタリングを行う役割・責任は、一義的には団体所管課が担うものではあるが、県としてその役割が適切に果たされているかについて確認を行う必要があり、その役割は、行財政改革の推進を所管する行政改革課が担うべきものとする。

県は、団体所管課による出資等法人に対するモニタリングが適切に機能していることを確認するためのモニタリング方針（実施時期、実施事項等）を定めて運用するとともに、そのモニタリング内容に問題点があれば、随時是正を求めるような仕組みを構築する必要がある。

② 「指導監督要綱」の指導監督対象とする団体の選定について

「指導監督要綱」の指導監督対象となる「出資等法人」は、「県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人又は県が継続的な財政支出、人的支援等を行っている法人のうち、特に指導監督を行う必要があるもの」とされているが、「県が継続的な財政支出、人的支援等を行っている法人」「特に指導監督を行う必要があるもの」に該当するかどうかの判断基準が明確化されておらず、県との関連性が高い法人であっても、「指導監督要綱」の指導監督対象とならないおそれがある。現状として、第4【1】で後述するとおり、公益社団法人和歌山県観光連盟は県と人的側面、経済的側面ともに強い結びつきを有しており、「指導監督要綱」の指導監督対象とすべきと考えられるが、対象とはなっていない。

「指導監督要綱」で定める「出資等法人」と、本報告書で記載する「外郭団体等」は完全には一致しないが、「指導監督要綱」「指導監督基準」の制定目的を考慮すると、「指導監督基準」で定めるモニタリング方針は「外郭団体等」に適用されるものと考ええる。県は、「出資等法人」の明確な判断基準を定め、県の事業との関連性や人的側面についても重視したうえで、指導監督対象を適切に選定することが必要である。

2. 外郭団体等に係る経営状況の議会報告について

(1) 外郭団体等に係る経営状況の議会報告の現状

地方自治法第243条の3第2項において、普通地方公共団体の長は、次に掲げる法人について、毎事業年度、当該法人の毎事業年度の「事業の計画及び決算に関する書類」を作成し、これを議会に提出しなければならない、とされている。

【経営状況の報告対象となる団体】

- ① 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
- ② 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- ③ 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

県は、地方自治法第243条の3第2項に基づき、上記①及び②に該当する団体については、議会で「事業の計画及び決算に関する書類」による経営状況の報告を実施しているものの、③（四分の一以上二分の一未満を出資している法人）については、条例を定めておらず、経営状況の報告対象とはしていない（※）。

※ 産業振興財団については、出捐割合が 27.8%であるが、例外的に経営状況の報告を実施する対象としている。これは、前身の中小企業振興公社に対する出捐割合が 100%であったことから、継続して、経営状況の報告を実施する対象としているためである。

(2) 意見

① 経営状況の報告対象の見直しについて

外郭団体等に対しては、県から財産が拠出されているケースが大半であり、その経営状況についてはモニタリングを適切に実施するとともに、積極的に情報公開に努めるべきである。そのためには、出資割合が四分の一以上二分の一未満となっている法人についても、必要に応じて経営状況の報告対象とすることを検討すべきである。

県には、出資割合が四分の一以上二分の一未満となっている法人が 11 団体（平成 24 年度末現在）あり、事業の重要性や県との関連の大きさを考慮したうえで、経営状況の報告対象とする団体を決定し、条例で規定することを検討されたい。

【2】個別の外郭団体等・団体所管課に対する結果及び意見の総括

1. 団体の存在意義に関する意見

(1) 観光連盟における法人としての独立性について（意見）

① 観光連盟を独立した法人とする意義について（意見／団体・所管課）

観光連盟は、以下の状況が示すとおり、県と密接な関係を有しており、一体的と考えられる関係にある。

- a) 県からプロパー職員の人件費について補助金を受け取っている。
- b) 観光連盟から県への補助金の申請書類の作成承認者と、県での本申請に対する承認者が同一（観光連盟専務理事と兼務の県観光局長）の場合がある。
- c) 県職員との兼職である専務理事及び常務理事が観光連盟の事業実施の中心となっている。
- d) 収入の大部分が県からの補助及び受託事業で占められている。
- e) 執務場所が団体所管課である観光振興課に隣接した同じフロア内にある。

県は、観光連盟を県から独立させている理由として、プロパー職員は県の人事ローテーションの対象外となり、長期の勤続で観光に精通した専門の職員育成が可能となることや、メディア・旅行エージェント関係者、県内外の観光事業者と継続的な人的関係が構築できること、また、和歌山県下の全市町村等が観光連盟の会員となっており、県下の関係者が一丸となって観光施策の実施が可能となることなどのメリットがあるとしている。

これに対して、独立の法人としての維持コスト（給与計算等の間接事務に要するコスト）が必要となるが、この維持コストと人的関係の構築によるメリットとの比較考量がされていない。

県及び観光連盟は、観光連盟が独立した法人として存続することにより生じる、人的関係の構築などによるメリットと維持コストの負担増によるデメリットについて、比較・評価を行い、観光連盟を独立した法人としていることについての検討過程及び結果を明確にしておく必要があると考える。

（第4【1】3（1）参照）

② 独立した法人としての体制の検討について（意見／団体・所管課）

観光連盟が、法人としての自立化を図る体制を構築し、外観的な独立性を確保するうえで、検討すべき一つの事例として、観光連盟が県から受ける補助事業や受託事業について、観光連盟からの事業申請と県の補助事業の交付決定及び委託者決定に係る意思決定が、観光連盟の役員を兼務する県職員によって行われている、という点がある。このような状況は、県が観光連盟を補助金交付先及び委託事業者として選定することの判断が適切に行われたかについて、外観的に疑念を呈する状況となっているため、観光連盟及び県は、事業申請と補助・委託者決定に係る意思決定を異なる者が判断する体制に変更することについて検討されたい。

（第4【1】3（1）参照）

③ 県からの人件費補助に係る取り扱いについて（意見／団体・所管課）

観光連盟は在籍するプロパー職員の人件費について、県から補助金の交付を受けており、補助事業や受託事業の事業費を積算する際に、事業に必要な人件費を含めていない。このような状況では、あるべき事業費補助及び受託事業の金額が明確にならず、補助事業及び受託事業に要したフルコストと事業実績の比較検討を行えず、費用対効果の分析を行うことができない。

観光連盟は、補助事業や受託事業の事業費に必要な人件費を算入し、金額を明確にすることが必要である。

（第4【1】3（1）参照）

2. 経営計画、事業報告に関する結果及び意見

（1）中期計画の策定の必要性について（意見／団体・所管課）

将来のビジョンや中期的な目標を明らかにしたうえで業務を執行していくことは安定的な事業運営につながる。また、社会経済情勢の変化に対応した効果的、効率的な事業運営を図るためには、重点的に取り組む事業を検討し、事業運営を具体的に展開することが必要である。中期計画の策定において、団体所管課が十分に関与、指導す

ることにより県の意向を反映させることやモニタリング機能を発揮することも可能である。

監査の対象とした外郭団体等においては、中期計画が作成されていない（観光連盟、健診センター、農業公社、産業振興財団、畜産協会、文化財センター）、もしくは作成されていたとしても、状況の変化に応じて適時の変更が行われていない（白浜空港ビル^{（株）}）状況となっている。

団体所管課の関与、指導のもと、各外郭団体等において、中期計画を策定する必要がある。

（第4【1】3（2）、【2】4（1）、【3】3（1）、【4】3（1）、【5】3（1）、【6】3（1）、【7】3（1）参照）

（2）事業報告における計画・実績の比較、分析について（意見／団体）

外郭団体等の事業実施状況を適切にモニタリングするためには、事業報告において、計画との定量的比較を行い、成果の測定を行うことが必要である。

監査の対象とした外郭団体等において、事業報告での計画と実績の比較が行われていないケースが見受けられた（観光連盟、健診センター、農業公社、畜産協会）。

団体自らが当年度の事業実施状況を適切に把握・分析し、また団体所管課が目標達成状況をモニタリングするという観点からは、事業報告において計画との比較・分析を行い、事業の成果を判断できるようにする必要がある。

（第4【1】3（3）、【2】4（2）、【3】3（2）、【5】3（2）参照）

（3）単年度計画の策定方法の見直しについて（意見）

① 当初計画の策定方法の見直しについて（意見／団体）

農業公社においては、単年度計画について、毎年3月に補正を実施している。これは、前年度実績を大幅に超える計画を策定していることから、当初計画と実績見込みとの間に乖離が生じているためである。

		平成23年度 実績	平成24年度 計画	平成24年度 補正計画	平成24年度 実績
農地等の買入	件数	5件	20件	7件	7件
	面積	13,026 m ²	50,000 m ²	12,000 m ²	11,950 m ²
	価格	42,167千円	150,000千円	27,050千円	27,050千円
農地等の売渡	件数	3件	13件	9件	8件
	面積	9,224 m ²	31,000 m ²	17,000 m ²	16,790 m ²
	価格	32,350千円	96,817千円	43,867千円	42,267千円

環境に大幅な変化がないにも関わらず、前年の実績を大幅に上回る計画というもの

は実行性に乏しく計画として機能していないものとする。今後、計画を策定する際は前年実績を勘案しながら、経営環境に変化がないか、実現可能性があるか等も含めて検討し、計画数値の精度を高めていく必要がある。

(第4【3】3(3)参照)

② 補正に関する計画の開示の必要性について (意見/団体)

上述の当初計画はホームページにて開示しているものの、当該補正に関する計画はホームページには掲載されていない。仮に補正を実施した場合であっても、情報公開という観点からは当該補正に関する計画をホームページに掲載し、補正した内容、理由を開示する必要がある。

(第4【3】3(3)参照)

(4) がんセンター設立準備金に係る事業計画の策定について (意見/団体)

健診センターでは、がんセンター設立準備金特別会計を設けており、当会計区分には、過去に特定の個人から「がんセンター設立」を目的として寄附受けした資金と預金利息の計 9,477 千円が預金として計上されているが、健診センターでの「がんセンター設立」は困難な状況である。

健診センターは、寄附者に現在の状況について説明するとともに、改めて寄附者の意向に沿った事業の実施について検討し、その事業計画の策定等、必要な対応を行う必要がある。

(第4【2】4(3)参照)

(5) その他の結果・意見

項目	内容
中期計画の策定方法について (意見/所管課)	畜産協会の所管課である畜産課では、中期計画を策定しており、策定にあたっては、まず 10 年後の見通しをたて、5 年後に見直しを行うといった手法をとっているが、数値目標は 10 年後の見通し数値しか明示されておらず、5 年後の数値目標は明示されていない。策定されている計画に 5 年後の数値目標を追加するとともに、5 年経過時点で実績との対比を行ったうえで見直しを実施する必要がある。 (第4【5】3(1)参照)
事業別会計決算報告書における会計単位の整合について (意見/団体)	産業振興財団の「事業報告 (事業別会計決算報告書)」において、「わかやま企業成長戦略事業会計」

<p>体)</p>	<p>は一つの会計単位として決算報告書が作成されているが、正味財産増減計算書内訳書では本事業会計が公益目的事業会計の公益事業1と公益事業3に分けて記載されており、事業別会計決算報告書と正味財産増減計算書内訳書が直接的には関連付けられない状況である。</p> <p>事業別会計決算報告書においても公益事業1と公益事業3に区分して表示することを検討されたい。</p> <p>(第4【4】3(2)参照)</p>
<p>事業報告における県からの補助事業の記載の必要性について(意見/団体)</p>	<p>畜産協会の事業報告では、各種事業について、受託事業や補助事業である場合はその旨を記載しているが、「肉用子牛生産者補給金制度」については県からの補助事業であるにもかかわらず、その旨が記載されていない。補助事業である旨を明確に記載しておくことが必要である。</p> <p>(第4【5】3(2)参照)</p>
<p>事業報告書における法人の概況等の記載について(意見/団体)</p>	<p>畜産協会の事業報告書には、主に事業の内容が記載されているのみとなっており、法人の概況等に関する記載がない。</p> <p>利用者に団体についての情報を提供し理解を深めてもらうため、法人の概況等の情報も加えて記載することを検討されたい。</p> <p>(第4【5】3(2)参照)</p>

3. 団体のガバナンス体制に関する結果及び意見

(1) 取締役会の開催不足について(結果/団体)

白浜空港ビル㈱においては、年に一度しか取締役会が開催されていない。

会社法363条2項において、「取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。」と規定されており、3ヶ月に一度は取締役会を開催し、取締役は職務執行の報告を行わなければならない。

取締役会を年の一度しか開催していない主たる要因としては、各取締役が他の職務を兼務しており、繁忙であることから現実的に取締役会を開催することが困難な状況にあるとのことである。繁忙であり取締役としての機能が発揮できない状況にあるのであれば組織体制の見直しを行う等により、法令に準拠した形で取締役会を開催していく必要がある。

(第4【7】3(2)参照)

(2) 業務執行理事の職務執行報告の実施不足について(結果/団体)

公益法人の業務執行理事は、三箇月に一回以上(定款で定める場合は、四箇月を超える間隔で二回以上)の頻度で、自らの職務執行の状況を理事会に報告することとなっている(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律91条2項)。

監査の対象とした外郭団体等において、上記法令及び定款に基づく職務執行報告が行われていない(観光連盟)、もしくは頻度が不足している(農業公社、文化財センター)ケースが見受けられた。また、観光連盟においては、会長が理事会に出席していない状況である。

法令及び定款に規定されているとおり、業務執行理事は職務執行の報告を実施する必要がある。

(第4【1】3(4)、【3】3(5)、【6】3(2)参照)

(3) 評議員会・理事会における決議の省略について(結果及び意見)

① 畜産協会における理事会における決議の省略の運用誤りについて(結果/団体)

畜産協会では、公益法人移行前の平成24年度における理事会において、すべての理事に対して理事会議案を送付し、同意の旨の回答を入手する、いわゆる「決議の省略」を実施している。

「決議の省略」については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条によると、定款で定めた場合のみ実施することができる。しかし、畜産協会では、「決議の省略」について公益社団法人へ移行前の定款では定められていない。公益法人移行前の「決議の省略」によって行われた理事会決議は、定款に基づく方法により決議をすべきであった。

(第4【5】3(3)参照)

② 決議の省略の実施の適否について(意見/団体)

「決議の省略」は、評議員(もしくは理事)が一堂に集まって評議員会(もしくは理事会)を開催しなくても決議を行うことができるという利点はあるが、議案が重要な内容である場合は、実際に評議員会(もしくは理事会)を開催し活発な議論を行うことが有用であり、「決議の省略」を多用することは望ましいものではない。

農業公社における評議員会、畜産協会における理事会において、決算承認や予算承認等の重要事項が議案となっているにもかかわらず、「決議の省略」がなされていた。

議案の内容に照らして「決議の省略」を採用するかどうかを判断し、議案の内容が重要である場合は、実際に評議員会(もしくは理事会)を開催し活発な議論を経た上で決議することが必要である。

(第4【3】3(6)、【5】3(3)参照)

(4) 事業予算の承認の遅れについて(結果/団体)

観光連盟の定款第34条によれば、「事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。」となっている。平成24年度において、理事会は3月末に開催されていたが、会員の繁忙期と重なるため、年度中の総会は不可能だったとのことであり、5月末に開催された定時総会で上記書類の承認を受けている。

翌年度事業予算の承認は、観光連盟の業務の根幹をなす重要な意思決定の一つであるから、予算作成を早めることにより総会の開催時期を早期化する等の対応で、前事業年度内に理事会と総会の予算承認を得る必要がある。

ただし、定款の規定が現状から判断して適当でないと考えられる場合、理事会の承認を経て、直近の総会で報告するというように定款を改定することも考えられる。

(第4【1】3(4)参照)

(5) 県への建物の寄附に関する承認について(結果/団体)

文化財センターが和歌山市岩橋に保有する建物(総額49百万円)は、平成25年6月に、県に寄附を申し出ており、同年7月に受入れの承認を県から得ている。

当該寄附に関して、建物を県へ寄附することについての県との協議状況については文書では記録されていなかった。また、建物の寄附について、平成25年6月の理事会では承認事項ではなく、報告事項とされており、重要な財産の寄附にあたって事前の理事会承認が得られていなかった(その後、11月の理事会で事後承認されている。)

寄附に関する県との協議状況については文書で記録として残しておくとともに、寄附の実施については、事前に理事会の承認を得るべきであった。

(第4【6】3(5)参照)

(6) 監事・監査役による監査の実施について(結果及び意見)

① 監査役による業務監査の未実施について(結果/団体)

会社法381条1項より「監査役は取締役の職務の執行を監査する」としている。したがって、監査役には業務監査と会計監査の実施が求められるものの、白浜空港ビル(株)における監査内容としては、決算書のチェックを行う会計監査が実施されているのみで、業務監査(重要な決裁のチェック等)は実施されていない。

監査役は会社法381条1項に求められるとおり、会計監査だけではなく、取締役会への出席や管理文書の確認等による業務監査についても行う必要がある。

(第4【7】3(3)参照)

② 会計監査人から監事への職務の執行に関する通知の未実施について（結果／団体）

産業振興財団では、監事の他に会計監査人を設置している。監事は、会計監査人と役割分担しながら監査を実施するにあたって、以下の事項の通知を受けなければならないとされている。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 42 条

「会計監査人は特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての 1. 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、2. 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項、3. 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項、を通知しなければならない。（ただし、すべての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。）」

この点について、産業振興財団の監事は、会計監査人からの職務の執行が適正に行われることを確保するための体制に関する報告を受けていない。監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 42 条に基づき、会計監査人の職務の遂行に関する通知を会計監査人に促すべきである。

（第 4【4】3（4）参照）

③ 監事監査の実施状況の明確化について（意見／団体）

文化財センターにおいては、監事は理事会に出席するとともに、事業年度終了後には重要な決裁書類等の閲覧及び会計帳簿又はこれらに関する資料の調査を行っているとのことである。しかしながら、監査を実施した記録については法定で求められている監査報告書のみであり、監査の時期、範囲、詳細な実施事項の記録は残されていなかった。監事としての責任を果たした事実をより明確にするためにも、監査の時期、範囲、実施事項等を文書化しておく必要があると考える。

（第 4【6】3（3）参照）

（7）その他の結果・意見

項目	内容
預り出資金に係る定款の不備について（結果／団体）	畜産協会への県または市町村からの拠出金について、畜産協会に返還義務があるとの認識から固定負債の部で計上している。一方で畜産協会の定款には「この法人は、会員がその資格を喪失して

	<p>も、既納の経費その他の拠出金品は、これを返還しない。」と規定している。</p> <p>拠出金について畜産協会に返還義務があるということが実態であるならば、定款の変更の手続きを経る必要がある。</p> <p>(第4【5】3(5)参照)</p>
副理事長の職務に関する定款の不備について (結果/団体)	<p>産業振興財団の副理事長は、定款において業務執行理事である旨が定められている一方で、自己の職務執行状況を報告する義務を課せられていない。</p> <p>定款において副理事長に対して自己の職務執行状況を報告する義務を課す必要がある。</p> <p>(第4【4】3(3)参照)</p>
副理事長の選定及び解職に関する定款の不備について (結果/団体)	<p>産業振興財団は、定款に規定する理事会の権限における選定及び解職の対象として、理事長及び専務理事、常務理事と同様に副理事長も含める必要がある。</p> <p>(第4【4】3(3)参照)</p>
常務執行理事に関する定款の不備について (結果/団体)	<p>農業公社の定款31条4項には、「前項の業務を執行する理事」との記載があるが、定款上、31条3項に業務を執行する理事は定義されていない。また、実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行する理事は存在しない。</p> <p>定款の「前項の業務を執行する理事」という文言は削除することが適当である。</p> <p>(第4【3】3(4)参照)</p>
調査委員会に関する規則の未整備について (結果/団体)	<p>文化財センターの業務運営規程において、「調査委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。」とあるが、これを定めた規則は存在しない。団体の適切な運営を行うために、調査委員会のメンバー、目的、調査範囲等を定めた規則を作成する必要がある。</p> <p>(第4【6】3(4)参照)</p>
社員総会の招集通知の添付資料の不備について (結果/団体)	<p>畜産協会において、平成24年度の決算承認のための定時社員総会の召集通知には議案の項目名は記載されているが、計算書類等は添付されてい</p>

	<p>なかった。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 125 条によると、定時社員総会（平成 25 年 6 月 21 日）の召集通知には計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供しなければならないとされている。</p> <p>平成 24 年度の決算承認の定時社員総会の召集通知には、計算書類及び事業報告並びに監査報告を添付すべきであった。</p> <p>（第 4 【 5 】 3 （ 4 ） 参照）</p>
収支予算書の議決を事業年度の開始までに行う必要性について（意見／団体）	<p>畜産協会において、今後は、定款及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づいて、事業年度開始の日までに、暫定予算ではなく、実績見込みに基づいた収支予算書を作成する必要がある。</p> <p>（第 4 【 5 】 3 （ 6 ） 参照）</p>
常務会からの提言について（意見／団体）	<p>観光連盟における常務会は、「この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適性を確保するために必要な体制の運用及び改善並びに業務の運営方針及び改善について、理事会に参考意見を提出すること」とされているが、当該規定にあるような参考意見は、これまでに提出されていない。</p> <p>本条項に関する提言は、効果的かつ効率的な業務運営上の改善に資すると考えられるために、積極的に提言を行われたい。</p> <p>（第 4 【 1 】 3 （ 5 ） 参照）</p>

4. 所管課による団体に対するモニタリングに関する結果及び意見

(1) 県によるモニタリングについて（結果及び意見）

① 団体の事業運営を含むモニタリングの実施について（結果／所管課）

県の「指導監督基準」には、所管課から出資等法人への指導監督に当たっての基準が定められている。「指導監督基準」によると、事業運営に関しては、「各事業年度の事業実績について、計画との差異や経年的な傾向を分析するなど事業効果等を検証し、事業運営計画に反映させるとともに、適宜、外部経営環境や自己の経営資源を調査、把握すること。」とされている。

畜産協会においては、県からの受託事業の実績報告書に、実績の記載のみで計画数値の記載がなされておらず、また、県からの受託事業及び補助事業以外の事業については、畜産課では実績報告書の提出を受ける等のモニタリングは実施されていない。

今後は、県からの受託事業等以外の事業についても、実績報告書等の提出を受けることや、団体にヒアリングをすること等により、「指導監督基準」に基づいて団体のモニタリングを適切に実施するべきである。

(第4【5】3(7)参照)

② 県によるモニタリングの手法について (意見/所管課)

県として補助事業が適切に執行されていることを確認するため、実績報告の正確性を確認した過程を記録として整理しておく必要があるが、農業公社、産業振興財団においては整理されていなかった。今後は、たとえば、団体担当者と所管課担当者間でのようなやり取りがあったか等の記録や、場合によっては原始証憑まで確認を行い、その記録を残すことで実効性を担保していくことが考えられる。

また、補助事業に限らず、団体の財政運営、事業運営等についてもモニタリングを実施しているとのことであるため、これについても、「指導監督基準」の各項目の評価結果を記録していく必要があると考える(産業振興財団、農業公社)。

さらに、畜産協会においては、県からの受託事業及び補助事業について、計画数値も合わせた実績報告を求め、上記事業が適切に執行されているかどうかを分析、評価する必要がある。

(第4【3】3(7)、【4】3(5)、【5】3(7)参照)

(2) 南紀白浜空港利用促進事業に係る事業計画・実績報告の提出とモニタリングについて (意見/団体・所管課)

観光連盟は、県から平成16年に拠出された補助金200,000千円を財源として南紀白浜空港の利用促進事業を行ってきたが、平成24年度末を以って、当該事業は完了した。

当該事業については、県との「南紀白浜空港利用促進事業に関する覚書」によると、覚書所定の様式により県へ実績を報告することとなっていたが、実績報告が覚書所定の様式とは異なっており、事業費が記載されておらず、補助金が有効に活用されているかのモニタリングができないものとなっている。

県は、補助金が有効に活用されているかのモニタリングを行うために、所定様式での事業計画・実績報告の提出を求める必要があった。

(第4【1】3(6)参照)

(3) その他の結果・意見

項目	内容
受託業務に係る事務費の適正な計上について（意見／団体・所管課）	<p>観光連盟では、受託事業に係る事務費が観光力推進事業以外の事業に計上されていないので、各事業のコスト発生状況のモニタリングを効果的に行うことができない状況となっている。</p> <p>事務費は、実態として各事業ごとに発生していると考えられるため、それぞれの事業で事務費を計上することを検討されたい。</p> <p>（第4【1】3（7）参照）</p>
受託事業に係る適正な事業経費の見積金額の算出について（意見／団体・所管課）	<p>観光連盟では、県からの受託事業に係る見積書について、積み上げによる計算を実施せずに前年度実績を参考に作成したものが見受けられた。</p> <p>県からの受託事業はすべて随意契約となっているため、事業費にかかる事前・事後のより厳しいモニタリングが必要である。このモニタリングを実施するためには、事業費を正確に見積ることが必要である。</p> <p>（第4【1】3（8）参照）</p>

5. 人事に関する結果及び意見

(1) 兼務についての事務手続き不備について（結果／所管課）

県農林水産部長が、畜産協会の理事と兼務している。

県の事務連絡文書「職員が団体の役職員に就任する場合の事務手続きについて」（平成元年7月11日付）によると、県の職員が兼務をする場合は、「担当課室で起案し、主管部長、同次長、人事課長へ合議により承認を受け、決裁後団体役職員就任届を当該課あて提出」とされている。しかしながら、上記の部長に関して、兼務の承認決裁及び団体役職員就任届は提出されておらず、当該事務連絡文書に違反していた。今後はこのようなことがないように、上記の事務連絡文書に基づく運用が適切に実施されるべきである。

（第4【5】3（8）参照）

(2) 経理担当者の人材育成について（意見／団体）

健診センターでは、不正事件を契機に、新たに会計事務所を顧問としたり、月次決算を導入する等、財務的なチェック体制をより強固なものとしている。

しかし、公益法人に移行したことにより、公益法人会計基準を理解して経理業務を

実施することが今まで以上に求められている。経理業務をさらに強化するために、研修等によりスキルアップを図るなど、法人内部において公益法人会計基準に明るい人材を積極的に育成することを検討されたい。

(第4【2】4(4)参照)

(3) 業務マニュアルの作成や内部統制の強化について (意見/団体)

部分的であるが、畜産協会の事業や業務が属人的になっている傾向が高い。事業及び業務の手順書や業務マニュアルを作成し、担当者が変わったとしても一定の水準や効率を確保できる仕組みを設けることが必要である。また、他の職員や上司による確認を行うことによって現金等に関する内部牽制を強化する仕組みを設けることが必要である。

(第4【5】3(9)参照)

6. 会計処理や財務事務における内部統制に関する結果及び意見

会計処理に関する結果及び意見

(1) 決算書の作成・承認について (結果及び意見)

① 計算書類の未承認について (結果/団体)

会社法 436 条 3 項において、「取締役会設置会社においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、取締役会の承認を受けなければならない。」とされており、計算書類は取締役会の承認を受ける必要がある。この点、白浜空港ビル(株)においては、計算書類について、株主総会の承認は行われているものの、取締役会での承認は行われていない。なお、各取締役に対して個別に報告は行っているとのことである。

各取締役に対して個別の報告を行っているとのことであるが、会社法に準拠して、取締役会の承認を受ける必要がある。

(第4【7】3(5)参照)

② 貸借対照表総括表の未作成について (結果/団体)

健診センターは、公益財団法人移行前の平成 24 年度において、公益法人会計基準(昭和 60 年基準)を採用しているが、貸借対照表に関して 4 つの会計を設けているものの、その総括表が作成されていない。公益法人会計基準で要求される貸借対照表総括表を作成する必要があった。

(第4【2】4(15)参照)

③ 改正公益法人会計基準（平成 16 年基準、平成 20 年基準）の適用について（意見／団体・所管課）

公益法人会計基準は、昭和 60 年以降、平成 16 年と平成 20 年に改正されている。「公益法人会計基準の改正等について」（平成 16 年 10 月 14 日、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）等において、原則かつ早期に改正後の会計基準に移行することとされているが、健診センターは、改正後の会計基準を採用していない（平成 25 年度より平成 20 年基準を採用することとしている）。

県は、健診センターに対して、改正公益法人会計基準を適用することを指導し、健診センターは、できるだけ速やかに改正公益法人会計基準を適用するべきであった。

（第 4【2】4（15）参照）

（2）各会計区分の収益及び費用について（結果）

① 損益の適切な会計区分への計上について（結果／団体）

農業公社の平成 24 年度正味財産増減計算書内訳表は、公益目的事業会計と法人会計に区分されており、公益目的事業会計は、合理化事業と就農支援事業に区分されている。同内訳表によると、農地等の売渡による手数料収入 691 千円が、法人会計区分に計上されている。また、法人会計区分の管理費のうち諸会費には、合理化事業に係る会費 440 千円が計上されている。

上記のとおり、公益目的事業会計に計上されるべき収益及び費用が法人会計区分に計上されており、各会計区分の損益の状況が適切に表されていないため、収益及び費用が適切な会計区分に計上されているか見直しを行い、各会計区分の収益及び費用の状況を適切に表す必要がある。

（第 4【3】3（13）参照）

② 経費の適切な按分基準の設定等について（結果／団体）

農業公社では、人件費等の共通経費の按分について、便宜的な按分基準を用いて各会計区分へ按分しているが、当該按分基準は実態に基づいて設定された基準ではない。按分された経費は実態を反映しておらず、各会計区分の収益及び支出の状況が適切に表されているとは言えない。

実態を把握した上で適切な按分基準を設定し、これに基づいて経費の按分を行い、さらに、当該按分基準を明文化し、毎年度継続して運用していくことが必要である。

（第 4【3】3（13）参照）

（3）物納による貸借借料を会計処理することの必要性について（意見／団体）

農業公社の農地の貸借事業において、貸借借料を米で納める物納の方法もあるが、物納による貸借借料収入については会計処理はなされていない。

物納による賃貸借料を金額で把握できるよう、重量当たりの一定の単価を定め、これに基づいて物納による賃貸借料を把握し、役務提供の事実を適切に正味財産増減計算書へ反映させる必要がある。

(第4【3】3(10)参照)

(4) 引当金について (結果及び意見)

① 退職給付引当金の計上誤り等について (結果・意見/団体)

退職給付引当金は、将来の退職金の支払いに備えて、その年度内の労働の対価として発生したと認められる退職金の増加額を引当金として予め計上しておく負債勘定である。当該引当金に関して、観光連盟及び健診センターにおいて、次のとおり計上誤り等が見受けられた。これらは、次のとおり適切に計上する必要がある。

団体	結果・意見	現状	結果・意見の内容	理由
観光連盟	結果	平成24年度末に27,885千円を退職給付引当金及び同額の退職給付引当資産として計上し、また、別途、(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 (以下「中退共」という。)に23,171千円を積み立てている。 (第4【1】3(11)参照)	計上すべき退職給付引当金額は、7,335千円である。	各職員が期末に退職した場合の退職金要支給額から、中退共が給付する退職金を控除した金額が、適正な引当金額であるため。
健診センター	意見	平成24年度末時点において、期末要支給額に比べて101,319千円の引当不足となっている。 (第4【2】4(15)参照)	公益法人会計基準(平成20年基準)適用後の平成25年度以降には、追加で退職給付引当金の計上が必要である。	退職給付引当金は、公益法人会計基準の平成16年改正に伴い、期末自己都合要支給額100%(簡便法による)を計上しなければならないとされている。

② 修繕引当金の不適当な計上について (結果/団体)

企業会計原則においては、引当金を計上できる要件として「将来の特定の費用又は

損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合」とされている。

文化財センターにおいて、出土遺物整理用プレハブ及び管理事務所の修繕に備えるため修繕引当金 52,230 千円を計上していたが、出土遺物整理用プレハブについては、結果的に建物を新たに建設することとなったため、平成 24 年度において修繕引当金として計上すべきでなかった。また、管理事務所についても、当該工事は団体の意思で決定でき、かつ、修繕の計画も計上の基準もないことから必ずしも発生可能性の高い費用とはいえ、本来引当金として計上すべきではなかった。実際に管理事務所の移転が決定したことから、平成 25 年度には引当金の取り崩しを行う予定である。さらに、引当金の計上に伴い特定資産に計上している修繕引当資産についても計上すべきではなかった。

(第 4【6】3(8) 参照)

③ 賞与引当金の未計上について (結果/団体)

賞与引当金とは、翌年度の賞与支給額のうち、当年度の労働対価として発生する部分を当年度決算において認識する負債である。

観光連盟及び畜産協会では、平成 25 年度夏季賞与を、平成 24 年 12 月から平成 25 年 5 月までの労働対価として支給している。当該賞与額のうち平成 24 年 12 月から平成 25 年 3 月までの 4 か月分は平成 24 年度に発生していると考えられるが、観光連盟及び畜産協会の財務諸表には賞与引当金が計上されていなかった。

賞与引当金は公益法人会計基準においても、その計上が求められるものであり、また、期中増減に係る明細の作成も求められている(「公益法人会計基準」の運用指針 12.

(1)、13.(5)2.) ため、当基準に照らして、平成 24 年度決算において、観光連盟では 6,110 千円、畜産協会では 1,379 千円の賞与引当金を計上する必要がある。

(第 4【1】3(12)、【5】3(14) 参照)

(5) リース資産の未計上について (結果/団体)

公益法人会計基準においては、ファイナンス・リース取引については資産計上し、会計方針を注記する必要がある。

観光連盟では、資産計上の対象となる所有権移転ファイナンス・リース契約を車両 2 台について締結しており(リース総額 8,454 千円)、これらは資産計上されていないため、これらの契約について、リース資産とリース債務を計上する必要がある。

(第 4【1】3(13) 参照)

(6) 特定資産について (結果及び意見)

① 計上区分誤りについて (結果/団体)

特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、その用途、保有、運用方法等に制約のある資産である。したがって、上記に該当するものは、「特定資産」の区分に計上し、そうでないものは「特定資産」に計上すべきではない。しかしながら、農業公社及び文化財センターにおいて、次のとおり計上区分の誤りが見受けられた。これらは、次のとおり適切な区分へ計上する必要がある。

団 体	現 状	結果の内容	理 由
農業公社	債務保証出資金が特定資産に計上されている。 (第4【3】3(8)参照)	その他固定資産の区分で「出資金」等の科目をもって計上する。	債務保証出資金は、既に出資された資金であるため。
農業公社	就農支援資金貸付金が特定資産に計上されている。 (第4【3】3(8)参照)	その他固定資産の区分で「就農支援貸付金」等の科目をもって計上する。	就農支援資金貸付金は、既に貸し付けた資金であるため。
農業公社	就農支援の貸付及び借入の返済にのみ充てられる資産69,450千円が現預金に計上されている (第4【3】3(8)参照)	特定資産として計上する。	特定の目的のために、用途、保有、運用方法等に制約のある預金であるため。
文化財センター	退職給付引当資産が「その他固定資産」に計上されている。 (第4【6】3(9)参照)	特定資産として計上する。	特定の目的のために、用途、保有、運用方法等に制約のある預金であるため。

② 特定資産の取扱要領の策定について (意見/団体)

「公益法人会計基準に関する実務指針その2、Q10」によれば、特定資産は取扱要領としてその目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法等を

定めることが望ましいとされている。しかしながら、畜産協会の退職給付引当資産、減価償却引当資産、全国和牛能力共進会積立資産、文化財センターの退職給付引当資産に関して、上記の取扱要領が定められていない。特定資産として計上するのであれば、その目的等を取扱要領として文書化して運用する必要がある。

(第4【5】3(10)、【6】3(9)参照)

財務事務における内部統制に関する結果及び意見

(7) 現金、預金及び現金等価物の管理について (結果・意見/団体)

団体が保有する現金、預金及び現金等価物についての結果または意見は、次のとおりである。

団体	結果・意見	現状	結果・意見の内容	理由
① 現金の保有限度額について				
健診センター	結果	財務規程において、小口現金は「5万円を保管限度額とする。」とされている。小口現金の残高が少なくなると、その時点の残額とは別に新たに5万円を補充している。 (第4【2】4(10)参照)	財務規程に従って、保有残高を5万円以内の金額に収める、または、規定内容が現状の運用から判断して適当でないと考えられる場合は、財務規程を改定することを検討する必要がある。	規定の保管限度額を超える残高を保有しているため。
農業公社	意見	現金の保有限度額は、規程等で明確には定められておらず、実務上の運用として20万円を限度としており、毎年度4月当初に20万円を保有しているが、支出金額(平成24年度約7万円)からすると多額の現金を保有している。	保有限度額の20万円を見直し、適正な金額に設定する必要がある。さらに、会計処理規程等で当該金額について定めることを検討されたい。	現金は流用等の恐れがあることから、支出に見合った適正額を保有すべきであるため。

団 体	結果・意見	現 状	結果・意見の内容	理 由
		(第4【3】3(14)参照)		
観光連盟	意見	小口現金は、実務上は10万円を保有限度としているが、小口現金の保有限度に関する規則等は設けていない。 (第4【1】3(14)参照)	実際の必要額を考慮したうえで、小口現金の保有限度を「公益社団法人 和歌山県観光連盟 会計処理規程」において規定することが必要である。	不正防止等の観点から、規定することが必要であるため。
② 現金または預金と関係帳簿の照合について				
観光連盟、農業公社、産業振興財団、白浜空港ビル(株)	結果	現金または預金と関係帳簿の日々照合が、規程どおりに実施されていない。 観光連盟では、現金出納簿は、月末にまとめて記帳している。 (第4【1】3(14)、【3】3(14)、【4】3(8)、【7】3(6)参照)	規程に基づいて実施する必要がある。または、現実的な対応として、規程の見直しを検討すべきである。 観光連盟では、現金出納簿は受払いの都度記帳すべきである。	規程どおりの運用がなされていないため。
③ 現金、預金または現金等価物と関係帳簿の照合の証跡について				
農業公社、畜産協会、白浜空港ビル(株)	意見	現金、預金または現金等価物と関係帳簿を照合した事実が分かる担当者による承認証跡は残されていない。 (第4【3】3(14)、【5】3(15)、【7】3(6)参照)	現金、預金または現金等価物と関係帳簿の照合を行った際は、その事実が分かる証跡を残す必要がある。 上席者による承認の際にも承認を行った事実が分かる証跡を残す必要がある。	証跡がなければ、照合を実施したかどうか不明であり、また証跡を残すことがルールとして徹底されなければ、現金の流用等に対する牽制が有効に機能しない恐れが

団 体	結果・意見	現 状	結果・意見の内容	理 由
				あるため。
④ 現金等価物の管理について				
健診センター	結果	収入印紙及び駐車場利用券について、管理簿に基づいた現物確認を実施したところ、担当者による受払簿の記載誤りによる、小額の差異が発見された。 (第4【2】4(11)参照)	収入印紙及び駐車場利用券の受け入れおよび使用状況を受払簿に正確に記帳する必要がある。	収入印紙及び駐車場利用券は、換金可能性が高く、小口現金と同様に厳密な管理が必要とされるため。
観光連盟	意見	返信用封筒が未使用のまま返却された場合に貼付されている切手は、「その他」区分の切手として扱われ、受払い及び残高管理がされていない。 (第4【1】3(15)参照)	「その他」区分の切手についても、受払い及び残高管理を行う必要がある。	「その他」区分の切手についても、適切に使用されることを担保するため。

(8) 固定資産及び物品の管理について (意見/団体)

団体が保有する固定資産及び物品の管理についての意見は、次のとおりである。

団 体	現 状	意見の内容	理 由
① 固定資産の現物確認の規定化または運用ルールについて			
健診センター、文化財センター、白浜空港ビル(株)	健診センターでは、規程において、固定資産に対する現物確認を実施すべき旨の規定が定められていない。白浜空港ビル(株)及び文化財センターにおいては、固定資産の現物確認について規程	健診センターにおいて、重要な資産である固定資産について、現物確認をすべき旨の規定を設けることを検討されたい。白浜空港ビル(株)及び文化財センターにおいては、現物確認の実施の	固定資産は、高額で重要性が高いものが多く、現物確認の必要性が高いため。また、現物確認の詳細な運用ルールを設けることで資産の保全に資する

団 体	現 状	意見の内容	理 由
	<p>で定められているものの、実施の範囲、方法等はルール化されていない。</p> <p>(第4【2】4(13)、【6】3(11)、【7】3(8)参照)</p>	<p>範囲、方法等の一定の運用ルールを設け、ルールに基づき確認を行う必要がある。</p>	<p>ため。</p>
② 物品の現物確認の規定化について			
畜産協会	<p>パソコン等の物品を保有しているが、物品名や物品番号等が記載された管理台帳は整備されていない。</p> <p>(第4【5】3(16)参照)</p>	<p>現物確認の具体的な対象や方法等について、規程等で明確に定め、さらに、管理台帳を整備し、これに基づいて現物との確認作業を実施する必要がある。</p>	<p>物品は、実在性を確かめるために、また廃棄や交換等の必要性を判断するために現物確認を実施する必要があるため。</p>
③ 棚卸対象物品の明確化について			
健診センター、農業公社	<p>健診センターでは、棚卸対象物品の判断基準が設けられておらず、財務規程に定められている物品の棚卸が、一部の物品に限られており、これら以外の物品については、棚卸を実施するために必要な物品管理台帳が作成されていなかった。</p> <p>農業公社では、規程によると、10万円未満の資産はすべて物品に該当し、棚卸を行う必要があることになる。</p> <p>(第4【2】4(12)、</p>	<p>健診センターでは、管理すべき重要物品の判断基準を明確にすることを検討されたい。</p> <p>農業公社では、物品の照合について、照合対象物品の範囲に関する会計処理規程の見直しを行うことを検討されたい。</p>	<p>管理すべき重要物品の棚卸を適切かつ効率的に実施する必要があるため。</p>

団 体	現 状	意見の内容	理 由
	【3】3 (15) 参照)		
④ 固定資産及び物品の台帳との照合証跡について			
農業公社、文化財センター、白浜空港ビル(株)	固定資産台帳と現物の照合は行っているとのことであるが、その結果を確認できなかった。 農業公社では、物品についても固定資産と同様に照合結果が残されていなかった。また、物品には、備品番号が分かるシール等が貼付されていなかった。 (第4【3】3 (15)、【6】3 (11)、【7】3 (8) 参照)	固定資産台帳または物品と現物の照合を行った際は、照合の結果を残しておく必要がある。 農業公社では、物品には、備品番号シール等を貼付する必要がある。	照合の結果が残されていないければ、照合を行ったかどうか不明であり、また、照合の結果、紛失等があったのかどうかの判断ができないため。 備品番号シールを貼付することで照合作業が効率的になるため。

(9) 金庫内での貴重品の保管について (結果)

① 金庫内の書類の適切な管理の実施について (結果/団体)

産業振興財団の金庫は、平成16年6月の財団法人テクノ振興財団と財団法人和歌山県中小企業振興公社の統合により両財団で使用されていた4つの金庫を引き継いだものであり、金庫内には、貴重品の他、既に終了している貸付契約に関する書類や期限切れの保険証書等、金庫内で保管する必要のない書類が保管されていた。この点について、金庫の管理担当は、金庫の中身を正確に把握していなかった。

金庫内の重要資料・物品等を適切に管理するため、金庫内の定期的な棚卸を行い、その内容を整理するとともに、金庫内の適切な管理のために、保管資料・物品をリスト化する必要がある。

(第4【4】3 (9) 参照)

② 開錠することができなかった金庫の管理について (結果/団体)

産業振興財団の1つの金庫については、平成16年度の統合以降、開錠されることなく、暗証番号の把握もされていなかった。後日、金庫の取扱業者により開錠されたが、その中には現在は有効でない銀行との手数料負担に係る協定書の原本、保管期限

が過ぎている決議書のコピー、小型の警報機が保管されていた。

長期間にわたって金庫が開錠されず、保管物の内容が不明であったことは、管理上問題であるため、重要な資料・物品等を保管するための金庫については、定期的に保管内容を確認しておく必要がある。

(第4【4】3(9)参照)

(10) 検査結果通知の未実施について(結果/団体)

文化財センターにおける、埋蔵文化財発掘調査受託事業の業者への測量委託において、業務委託契約書12条に「甲(文化財センター)は、前項の委託業務完了通知書を受理したときは、その日から10日以内に業務成果品について検査を行わなければならない。この場合において、甲(文化財センター)は、当該検査の結果を書面をもって乙(受託事業者)に通知しなければならない。」と定められているが、文化財センターから受託事業者へ書面による検査結果の通知は行われていなかった。

契約書に基づいて文化財センターから受託事業者へ書面による検査結果の通知を行う必要がある。

(第4【6】3(6)参照)

(11) 積算時における複数者の見積りの未入手について(結果/団体)

文化財センターが策定している「公益財団法人和歌山県文化財センター事務用品費積上に係る運用指針」(以下、「運用指針」という。)によると、埋蔵文化財発掘調査受託事業に係る委託料の積算のうち、機材借上費については、「原則として3社以上の見積書を徴し、その最低価格を計上する。」とされているが、サンプルとして閲覧した4件の受託事業において、4件とも1社のみで見積書しか徴収していなかった。

1社のみで見積書では、委託金額が割高になってしまう可能性があることから、今後は、過去に実績のあった業者から見積書を徴収する等を検討し、運用指針に基づいて見積書を3社以上から徴収する必要がある。

(第4【6】3(7)参照)

(12) 検診事業に係る補助金の算出方法について(意見/団体・所管課)

健診センターが県から交付を受ける和歌山県生活習慣病等健診推進事業補助金は、へき地における生活習慣病等健診事業等を実施するために必要な経費を補助の対象としている。

補助金の算出方法は、検診車1台を派遣した場合に採算の取れる被検診者数に不足する人数に一人当たりの検診単価を乗じて補助金額を算出している。これは、当該健診に要する経費が健診の実施場所ごとに異なり、積算が困難なことからこのような検診単価を用いた補助金額の算出を実施しているとのことである。

本補助金は、補助対象事業を実施するために必要な経費に対し予算の範囲内で別に定める額を補助すると交付要綱で定められており、健診センターは、上記の標準モデルで補助額を算出しているが、補助対象となる検診事業に要する経費と検診収入との差額を算出し、補助することを検討されたい。

(第4【2】4(5)参照)

(13) 収益性管理の検討について (意見/団体)

健診センターでは、各市町村及び各事業所との契約により、多様な検査業務を実施しているが、契約単位、検診種別ごとの収益性、収益構造については、原価計算が困難なことから充分分析できていない状況である。

検診の契約単位、検診種別ごとの原価計算が困難であれば、検診収入から変動費を控除した貢献利益や貢献利益率を比較するなどにより、収益性の傾向や構造について分析し、収益構造の改善の参考とされたい。

(第4【2】4(8)参照)

(14) 県からの預り金の返還時期等に関する協議の必要性について (意見/団体・所管課)

産業振興財団の設備貸与事業における債務者からの返済金は県等へ返還する必要がある資金であるため、返済を受けた場合、貸倒引当金の取崩し及び設備貸与事業円滑化引当金の負債計上を行うとともに、対応する預金を収支差額変動準備積立金として特定資産に計上している。

収支変動差額準備積立資産については、県への返還義務があるが、その返済時期及び方法については定められていない。

産業振興財団は、県と返済時期及び方法等について協議を行い、県及び産業振興財団の資金が有効活用されるよう検討されたい。

(第4【4】3(6)参照)

(15) 事業選定時の審査方法について (意見/団体)

産業振興財団では、新連携共同研究事業について県内事業者等から提案を募集し、この提案について、様々な経歴をもった者で構成されている事業可能性評価委員会による審査を行い、事業者を決定している。

審査で用いる採点表を見ると、評価項目は技術評価から財政状況の評価まで多岐にわたっており、各委員が専門分野外の項目も含めて個別に点数評価し、委員全員の点数を単純合計して最も高い者を事業者として選定している。これらの実際の評価資料を閲覧すると、例えば、財政状況の評価について各委員の点数にばらつきがあったが、事業者選定時には委員全員の点数の単純合計がそのまま評価点となっていた。技術専

門家と財務専門家の点数にばらつきがあった場合、単純合計を評価点とする方法については検討の余地がある。

審査員の評価の点数化の方法、各審査員の評価点数の集計方法等、より有効で適切な評価方法について検討されたい。

(第4【4】3(7)参照)

(16) その他の結果・意見

項目	内容
会計処理に関するもの	
違約金収入の会計処理誤りについて(結果/団体)	<p>農業公社の就農支援金の貸付に係る違約金収入(平成24年度748千円)について、農業公社では、収益として計上しており、未収分については未収金として計上している。</p> <p>上記の違約金収入は、今後県または国へ返還する可能性もあるため、仮受金等として貸借対照表の負債の部へ計上することが適切である。また、未収分については、違約金が実際に入金されたタイミングで会計処理を行うべきである。</p> <p>(第4【3】3(9)参照)</p>
他会計振替処理の是正について(結果/団体)	<p>農業公社では、正味財産増減計算書内訳表の「他会計振替額」の項目において、法人会計のマイナス分を補填するために、公益事業目的会計から法人会計へ利益を振替えている。公益目的事業から生じる利益は、法人会計への振替はできないため、今後は法人会計の利益がマイナスとなった場合でも公益目的事業会計からの利益の振替は行わないことが適当である。</p> <p>(第4【3】3(11)参照)</p>
農業会議との経費按分の未実施について(結果/団体)	<p>農業公社と農業会議は同一の場所で業務を実施しており、農業公社の人員3名は農業会議と兼務しているが、賃借料、人件費については一括して農業会議に補助されている。</p> <p>農業公社と農業会議の人件費、賃借料についても経費の按分を行い、実態の把握を適切に行って業務運営の改善等を検討する必要がある。</p> <p>(第4【3】3(12)参照)</p>

<p>財務諸表の注記の記載漏れについて（結果／団体）</p>	<p>農業公社の平成 24 年度貸借対照表の特定資産には「基金運用益繰越金引当預金」が計上されているが、当該預金が特定資産として注記されていなかったため、特定資産として注記し、今後は、このような記載漏れがないように留意する必要がある。</p> <p>（第 4 【 3 】 3 (16) 参照）</p>
<p>県債時価の適正開示について（結果／団体）</p>	<p>文化財センターは、満期保有目的で保有している和歌山県公募公債 5,000 千円について「財務諸表に対する注記」において、時価と簿価を同額としている。有価証券は「財務諸表に対する注記」において、時価を記載する必要があるため、証券会社等から県債の時価情報を入手して、正しく注記を行う必要がある。</p> <p>（第 4 【 6 】 3 (10) 参照）</p>
<p>肉用牛経営安定基金の会計処理誤りについて（結果／団体）</p>	<p>畜産協会の肉用牛経営安定基金 42,593 千円は返還義務があるため、貸借対照表上、固定負債に計上しているが、必ずしも返還義務がなく、また当該基金の用途に制約が課されていることから指定正味財産として処理すべきものである。なお、畜産協会は平成 25 年度の財務諸表において指定正味財産として処理する予定とのことであるので、その際は振替金額を前期損益修正益等の科目で正味財産増減計算書に計上し、指定正味財産に振り替える必要がある。</p> <p>（第 4 【 5 】 3 (11) 参照）</p>
<p>畜産振興基金の会計処理誤りについて（結果／団体）</p>	<p>畜産協会の畜産振興基金 19,800 千円は、貸借対照表上、流動負債に「準備積立金」として計上しているが、返還義務はなく、また、用途に制約は課されていないことから一般正味財産として処理すべきものである。なお、畜産協会は平成 25 年度の財務諸表において一般正味財産として処理する予定とのことであるので、その際は振替金額を前期損益修正益等の科目で正味財産増減計算書に計上し、一般正味財産に振り替える必要がある。</p>

	(第4【5】3(12)参照)
財産目録への記載漏れについて(結果/団体)	畜産協会の全国肉用牛振興基金協会への預け金は、貸借対照表上、長期預け金4,000千円として計上しているが、財産目録にその内訳を記載していない。資産の中身を明らかにするという観点からは財産目録に内訳として記載すべきである。 (第4【5】3(13)参照)
損害賠償請求債権に対する貸倒引当金の設定について(意見/団体)	健診センターでは、過去に発生した職員不正事件により、元職員に対して損害賠償請求債権を有しているが、当該債権36,716千円について貸倒引当金を計上していない。当該債権について、今後、和解調書どおりの返済が履行されているかを確認し、履行が困難な状態になれば、貸倒引当金の設定について検討されたい。また、債権回収をより確実なものとするために、債務者の動向・状況を継続的に把握する必要があることに留意されたい。 (第4【2】4(7)参照)
財務事務における内部統制に関するもの	
業務に関連のない現金の保管について(結果/団体)	産業振興財団のキャビネットに、統合時に財団法人テクノ振興財団から引き継がれた現金12千円が保管されていたが、産業振興財団はこの現金の存在を認識していなかった。 今後、存在している現金を認識していないということがないように再発防止策を検討する必要がある。 (第4【4】3(10)参照)
月次決算の規定化について(意見/団体)	健診センターは、過去に発生した財務に関する職員不正事件を契機に、財務に関するチェック機能強化の一環として、月次決算を実施しているが、健診センター財務規程では、このような月次決算を行う旨が規定されていない。 月次決算は、健診センターにおける重要なチェック機能の一つであり、実施しなければならない業務として位置付けるために、財務規程等で規定すべきである。

	(第4【2】4(6)参照)
検診車の稼働率上昇策の検討について(意見/団体)	健診センターでは、気温が低くなる冬季に検診車の稼働率が低下する。検診車の閑散期における稼働率上昇策を、過去より検討しているものの、季節的な要因が大きく改善ができていないので、今後も稼働率の経年比較分析等を行うとともに、稼働率を上昇させるため、一層の努力をされたい。 (第4【2】4(9)参照)
随意契約理由の明確化について(意見/団体)	健診センターにおいて、随意契約により購入した中古検診機器について、随意契約が締結できる理由の記載が十分でなかった決裁書面があった。具体的な理由を決裁書面に記載すべきであった。 (第4【2】4(14)参照)
資金管理規程の策定の必要性について(意見/団体)	白浜空港ビル(株)は、限られた収入のなかで、ビルのメンテナンスや新たな施設の整備を実施する必要があり、資金を管理することが重要であるにもかかわらず、資金管理規程は策定されていないため、資金の運用方法等を定めた資金管理のためのルールの設定が必要である。 (第4【7】3(4)参照)
入金に係る領収書の管理の見直しについて(意見/団体)	白浜空港ビル(株)において、会議室等の貸出にあたって現金を収受した場合、領収書を発行しているが、領収書は、控えはあるものの連番管理されていない。領収書が不当に発行されることで現金横領等の不正リスクが高まるため、領収書については連番管理を行う必要がある。 (第4【7】3(7)参照)
重要な決裁事項の記録について(意見/団体)	白浜空港ビル(株)では、有形固定資産の除去に係る資産除去債務を計上していない。計上しない理由等やその過程は文書として残っているが、決裁文書がなかった。資産除去債務は重要な決裁事項となることから、書面で決裁を行い、その記録を残す必要がある。 (第4【7】3(9)参照)
退職金の支払金額に係る規定改定について(意見/団体)	観光連盟の職員給与規程によると、プロパー職員の退職金については、実際の要支給額に対して退

	<p>職給与引当金の金額が不足している場合には、退職する職員が合理的な理由無く不利益を被る可能性のある規定となっている。職員が不利益を被らない規定に改定することを検討されたい。</p> <p>(第4【1】3(10)参照)</p>
退職金の差額精算が生じない仕組みの構築について(意見/団体)	<p>観光連盟は中退共に加入しており、プロパー職員の退職金については、中退共から直接、退職者へ支給される。平成24年度末において、プロパー職員の中に、退職金期末要支給額よりも中退共共済金積立額の方が上回っている職員が存在する。観光連盟においては、中退共から退職者に支給された退職金について差額精算を行うことは、公序良俗に反し無効であるとの裁判例(東京高裁平成17年5月26日:労判898)があるため、差額精算が生じない仕組みの構築を検討されたい。</p> <p>(第4【1】3(9)参照)</p>
インターネットバンキングのID及びパスワードの適正な管理について(意見/団体)	<p>観光連盟では、インターネットバンキングの支払入力及び確定処理に係るID及びパスワードは、経理担当者のみが把握している状況であるため、不正防止の観点から、インターネットバンキングの支払入力者と確定権限者を分けることを検討されたい。</p> <p>(第4【1】3(16)参照)</p>
「熊野古道の宿 霧の郷たかはら」の無償貸与物品について(意見/団体)	<p>観光連盟が保有する宿泊施設である「熊野古道の宿 霧の郷たかはら」は、その運営管理を民間事業者に委託しており、施設に存する家具や備品等の物品を無償貸与しているが、これらの無償貸与物品の台帳を作成していない。貸与物品の実在性及び状況を管理するために、その基礎となる無償貸与物品の台帳を作成することが必要である。また、台帳を作成した上で、定期的な現物確認を実施することも検討されたい。</p> <p>(第4【1】3(17)参照)</p>

7. 情報開示に関する意見

(1) 積極的な情報開示について（意見／団体）

健診センターでは、平成 25 年 4 月から公益財団法人となったため、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 21 条に従い財務諸表を事務所に備え置いているが、団体のホームページでは情報公開を実施していない。

積極的な情報公開のために、財務諸表をホームページ上で公開することを検討されたい。

（第 4 【2】 4 (16) 参照）

第4 外郭団体等の財務事務に関する結果及び意見

【1】公益社団法人和歌山県観光連盟

1. 団体概要

(1) 基本情報

平成24年4月1日現在

所管課	団体代表者
商工観光労働部観光局観光振興課	会長 仁坂 吉伸（県知事）
資本金・出捐金（うち県割合）	設立年月日
—	平成4年7月28日 （平成24年度より公益社団法人に移行）
団体所在地	
和歌山市小松原通1-1	
設立目的、経緯	
和歌山県内における観光事業の振興並びに地域の活性化を図り、併せて健全な観光旅行の普及と国際観光の振興を促し、もって県民の生活、文化および経済の向上発展及び国際親善に寄与するとともに、地方公共団体が行う観光行政と協働して地域の振興を図ることを目的とする。	
主な事業内容	
和歌山県の観光広報、首都圏等での観光センター運営、国際観光推進、旅行誘致、コンベンション誘致、観光振興事業の人材育成、熊野古道宿泊施設運営等。	
事業所等	
本部（和歌山市小松原通1-1） わかやま紀州館（東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館地下1階） 名古屋観光センター（愛知県名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル4F） 熊野古道の宿 霧の郷たかはら（田辺市中辺路町高原826）	

(2) 役員・職員の構成、兼職状況

平成24年4月1日現在

	人数	うち県派遣	うち県との兼職	うち県OB
理事	18	—	4	—
監事	2	—	—	—

平成24年4月1日現在、理事のうち4名は、知事、商工観光労働部長、観光振興課長、観光交流課長との兼職である。その後、平成24年5月の総会での役員選任以降は、知事、商工観光労働部長、商工観光労働部観光局長、観光振興課長、観光交流課長との兼職である。

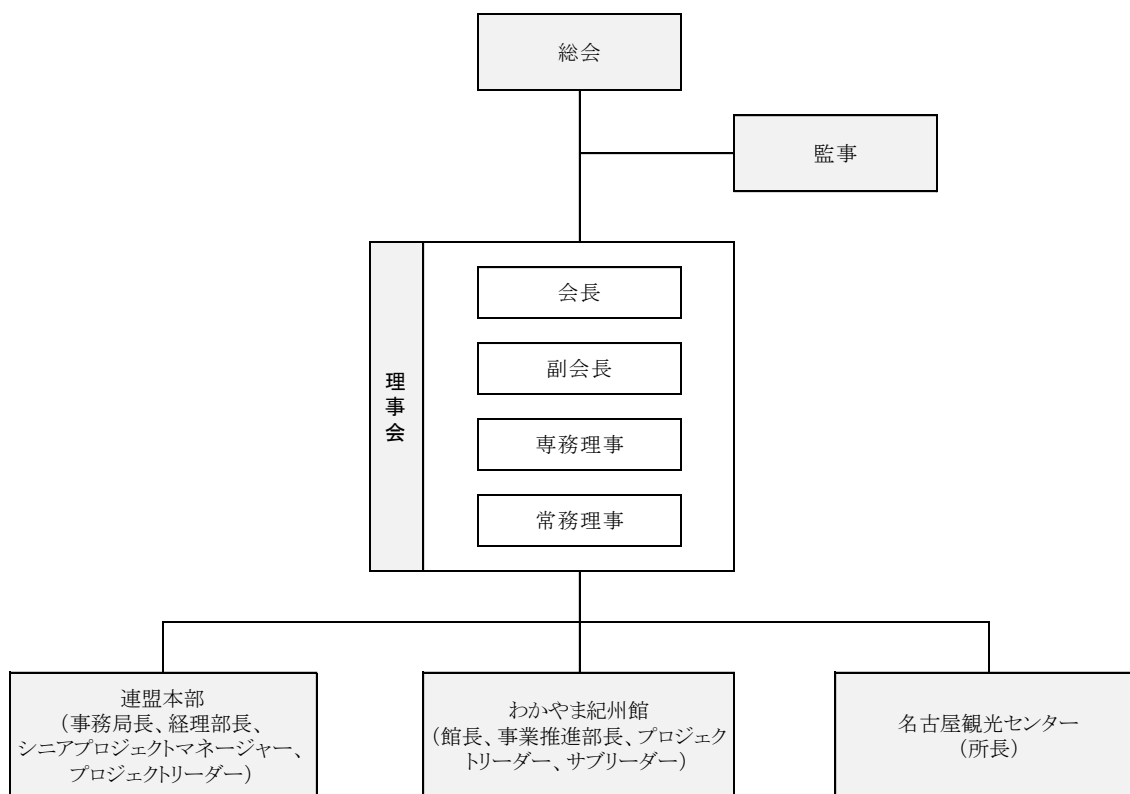
なお、役員には報酬は支払われていない。

	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県派遣	うち県との兼職	その他	
職員	17	7	-	8	2

職員のうち、事務局長、シニアプロジェクトマネージャー、館長、事業推進部長、プロジェクトリーダー3名は、県からの派遣職員である。

(3) 組織図

平成 24 年 4 月 1 日現在



(4) 財政状況、県との取引

【財政状態 (平成 25 年 3 月 31 日時点)】

(単位：千円)

資 産		負 債	
(流動資産)		(流動負債)	
現金及び預金	42,980	未払金	29,892
未収金	12,044	預り金	1,513

その他	41		
(固定資産)		(固定負債)	
(1) 特定資産		退職給付引当金	27,885
退職給付引当資産	27,885		
(2) その他固定資産		正味財産	
建物	77,722	指定正味財産	91,841
建物付属設備	51,278	一般正味財産	23,659
減価償却累計額	△37,158		
資産合計	174,793	負債・正味財産合計	174,793

その他固定資産に計上されている建物及び建物付属設備は、観光連盟が県から無償で譲受した観光客に熊野古道を安全・安心に歩いていただくための受入施設「熊野古道の宿 霧の郷たかはら」であり、この施設の管理運営は、民間事業会社及び地元団体等から構成されるコンソーシアムに委託している。

【損益の状況】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益	370,407	263,656	245,712
受取会費	18,157	17,999	17,855
事業収益	3,851	3,776	3,824
受取補助金等	334,305	231,117	211,546
受取負担金	2,375	0	2,014
減価償却引当収入	9,775	8,584	7,592
雑収益	1,941	2,178	2,679
(2) 経常費用	367,583	258,992	243,781
事業費	346,735	242,267	219,246
管理費	20,848	16,725	24,534
当期経常増減額	2,823	4,663	1,931
2. 経常外収益	-	-	-
3. 経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	2,823	4,663	1,931
一般正味財産期首残高	14,242	17,065	21,728
一般正味財産期末残高	17,065	21,728	23,659

Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取補助金	97,115	80,849	68,845
一般正味財産への振替額	△106,891	△89,433	△76,437
当期指定正味財産増減額	△9,775	△8,584	△7,592
指定正味財産期首残高	117,794	108,018	99,433
指定正味財産期末残高	108,018	99,433	91,841
Ⅲ 正味財産期末残高	125,083	121,162	115,501

平成24年度の正味財産増減計算書では、収益の86%が、県からの受託金及び補助金で構成される受取補助金等で占められている。また同年度の事業費及び管理費の構成については、人件費が62,865千円で25%、委託費が57,592千円で23%、支払負担金が22,398千円で9%などとなっている。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
県からの補助金	97,115	80,849	68,845

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
県からの受託金	237,190	150,268	142,701

2. 事業概要

(1) 事業の構成

観光連盟の事業は、財務諸表において次の事業に区分されており、平成24年度における正味財産増減計算書内訳表の概要を表に示す。

- ① 和歌山を売り出す
- ② 和歌山へ招く
- ③ 和歌山でもてなす
- ④ 熊野古道宿泊施設運営
- ⑤ ファンクラブ他

(単位：千円)

	公益目的事業会計				収益事業会計		法人 会計	合 計
	和歌山を 売り出す	和歌山へ 招く	和歌山で もてなす	公益目的 事業共通	熊野古道 宿泊施設	ファンク ラブ他		

					運営			
受取会費	-	6,473	-	7,767	-	1,092	2,523	17,855
事業収益	1,367	2,121	-	-	335	-	-	3,824
受取補助金等	13,334	155,078	5,354	-	1,380	14,758	21,638	211,546
受取負担金	-	1,416	389	-	-	110	98	2,014
減価償却引当収入	-	-	-	-	7,592	-	-	7,592
その他	43	509	4	-	296	-	1,825	2,679
経常収益計	14,746	165,599	5,748	7,767	9,605	15,960	26,285	245,712
人件費	4,318	44,392	1,255	-	1,380	2,761	8,756	62,865
減価償却費	-	-	-	-	7,592	-	-	7,592
旅費交通費	3,751	14,543	1,352	-	-	546	806	21,001
支払負担金	128	19,659	-	-	-	2,092	519	22,398
委託費	4,020	49,536	1,522	-	-	73	2,439	57,592
広告料	398	14,678	-	-	-	1,090	40	16,207
その他	2,131	31,163	1,619	-	552	8,694	11,974	
経常費用計	14,746	173,971	5,748	-	9,524	15,256	24,534	243,781
当期経常増減額	-	△8,371	-	7,767	80	704	1,750	1,931

(2) 各事業の内容

観光連盟が実施する各事業の内容は、次のとおりである。

① 和歌山を売り出す

「和歌山を売り出す」事業は、県の観光地の魅力を発信することを主な目的として

いる。平成 24 年度の事業内容としては、映画等ロケの誘致活動、JR 西日本主要駅等での観光 PR 活動、観光連盟ホームページの運営・充実、和歌山観光 PR シンボルキャラクター「わかばん」の活用による情報発信及び「わかやま紀州館」による首都圏等での和歌山県産品の宣伝等である。

② 和歌山へ招く

和歌山へ招く事業は、観光連盟の中心事業であり、次表のような事業を通じて、和歌山への観光客の誘致を図っている。

No.	事業名	内 容
(i)	戦略的首都圏対策	PR イベントの実施、メディアを通じての広報、旅行エージェントへの売り込み、わかやま講座の実施等で首都圏での和歌山県観光の魅力を周知する。
(ii)	観光センター運営	わかやま紀州館及び名古屋観光センターでの観光事業を実施する。事業内容は、講座・セミナーの開催、旅行エージェント対策及びモニターバスツアーの企画等である。
(iii)	国際観光推進	海外メディアの取材誘致、海外エージェントの招聘を通じて、海外からの観光客誘致を図る。
(iv)	修学旅行誘致拡大	旅行会社及び学校を対象とした誘致活動や旅行の下見支援を行う。
(v)	スポーツ合宿誘致	宿泊施設等の情報発信、キャンプや合宿の誘致を行う。
(vi)	観光プロモーション・観光情報誌作成	県内の様々な観光情報を掲載した情報誌を作成、旅行会社、輸送機関等のほか、エンドユーザーへ情報提供し、また、各種メディアを活用した情報発信、輸送機関とのタイアップなど、効率的・効果的な観光プロモーションを展開している。
(vii)	南紀白浜空港利用促進	◇首都圏 南紀・熊野エリアを中心とした観光地の魅力を発信することで南紀白浜空港の利用を促進し、首都圏から本県への誘客を促進する。 ◇東北・北海道 南紀白浜空港便において 2 月から羽田空港を乗継地とする乗継割引運賃が導入されたことに伴い、対象空港（東北や北海道にある空港）乗継地においてメディアを絡めたプロモーションを実施している。

③ 和歌山でもてなす

本事業は、体験インストラクターや語り部としての技術力・おもてなし向上のための研修会実施や、多言語版パンフレットの作成等により外国人観光客の受入環境を整備する事業である。

④ 熊野古道宿泊施設運営

本事業では、高野・熊野の世界遺産登録効果の継続を目的に、団塊の世代やウォーカーを主な対象とした、熊野古道への新たな「歩き巡る旅」を提案するため「熊野古道の宿 霧の郷たかはら」を運営している。

⑤ ファンクラブ他

本事業では、旅行会社や主催者団体等へのPRや、開催助成金によりコンベンション誘致を促進すること、県内外からの観光客をリピータ化することを目的としたファンクラブの運営、公益社団法人日本観光振興協会との協働で観光展を開催すること等を実施している。

3. 監査の結果及び意見

■ 結果及び意見の項目一覧

項目	結果・意見のタイトル	結果／意見
団体の存在意義、経営計画、事業報告に関するもの		
(1) 法人としての独立性について	観光連盟を独立した法人とする意義について (団体／所管課)	意見
	独立した法人としての体制の検討について (団体／所管課)	意見
	県からの人件費補助に係る取り扱いについて (団体／所管課)	意見
(2) 中期計画について	中期計画の策定の必要性について (団体／所管課)	意見
(3) 事業計画書及び事業報告書について	事業計画書及び事業報告書の作成方法の検討について (団体)	意見
団体のガバナンス体制に関するもの		
(4) 理事会及び総会について	事業予算の承認の遅れについて (団体)	結果
	理事会での業務執行報告の未実施について (団体)	結果
(5) 常務会について	常務会からの提言について (団体)	意見

団体に対するモニタリングに関するもの		
(6) 南紀白浜空港利用促進事業について	南紀白浜空港利用促進事業に係る事業計画・実績報告の提出とモニタリングについて(団体/所管課)	意見
(7) 県からの受託業務に係る事務費の計上の検討について	委託業務に係る事務費の適正な計上について(団体/所管課)	意見
(8) 県からの受託事業に係る事業経費の見積り金額について	受託事業に係る適正な事業経費の見積り金額の算出について(団体/所管課)	意見
会計処理や財務事務における内部統制に関するもの		
(9) 退職金の差額精算について	退職金の差額精算が生じない仕組みの構築について(団体)	意見
(10) 退職金の支払金額に係る規定について	退職金の支払金額に係る規定改定について(団体)	意見
(11) 退職給付引当金について	退職給付引当金の計上誤りについて(団体)	結果
(12) 賞与引当金について	賞与引当金の未計上について(団体)	結果
(13) リース資産について	リース資産の未計上について(団体)	結果
(14) 小口現金の管理について	小口現金の残高管理の未実施について(団体)	結果
	小口現金の保有限度額の規定化について(団体)	意見
(15) 切手等の管理について	返却された未使用の返信用封筒に貼付された切手の管理について(団体)	意見
(16) インターネットバンキングについて	インターネットバンキングのID及びパスワードの適正な管理について(団体)	意見
(17) 「熊野古道の宿 霧の郷たかはら」の無償貸与物品について	「熊野古道の宿 霧の郷たかはら」の無償貸与物品台帳の作成について(団体)	意見

(1) 法人としての独立性について

① 観光連盟に関する現状

観光連盟は、a) 県からプロパー職員の人件費について補助金を受け取っていること、b) 観光連盟から県への補助金の申請書類の作成承認者と、県での本申請に対する承認者が同一(観光連盟専務理事と兼務の県観光局長)の場合があること、c) 県職員との兼職である専務理事及び常務理事が観光連盟の事業実施の中心となっていること、d) 収入の大部分が県からの補助金及び受託事業費で占められていること、e) 執務場所が

所管課である観光振興課に隣接した同じフロア内にあること等の状況から、県と観光連盟は一体的な存在にあると考えられる。

県は、当該団体を公益社団法人として県から独立させることにより、プロパー職員は県の人事ローテーションの対象外となり、長期の勤続で観光に精通した専門の職員育成が可能となることや、メディア・旅行エージェント関係者、県内外の観光事業者と継続的な人的関係が構築できること、また、和歌山県下の全市町村等が観光連盟の会員となっており、県下の関係者が一丸となって観光施策の実施が可能となることなどのメリットがあるとしている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 観光連盟を独立した法人とする意義について（団体／所管課）

現状に記載のとおり、観光連盟は、法人として独立していることで、専門的な職員の育成や、観光業者との継続的な人的関係の構築が可能になるメリットを享受できる。

これに対して、独立の法人としての維持コスト（給与計算等の間接事務に要するコスト）が必要となるが、この維持コストと人的関係の構築によるメリットとの比較考量がされていない。

県及び観光連盟は、観光連盟が独立した法人として存続することにより生じる、人的関係の構築などによるメリットと維持コストの負担増によるデメリットについて、比較・評価を行い、観光連盟を独立した法人としていることについての検討過程及び結果を明確にしておく必要があると考える。

ii) 独立した法人としての体制の検討について（団体／所管課）

観光連盟では、県との兼職者及び県派遣職員が事業や管理部門の主要な担当者となっている等、観光連盟が県と一体的な関係である現状においては、今後、観光連盟は法人としての更なる自立を図る体制について検討する必要がある。

検討すべき一つの事例として、観光連盟が県から受ける補助事業や受託事業について、観光連盟の補助事業の交付申請と県の補助事業の交付決定及び委託者決定に係る意思決定が、観光連盟の役員を兼務する県職員によって行われている。このような状況は、県が観光連盟を補助金交付先及び委託事業者として選定することの判断が適切に行われたかについて、外観的に疑念を呈する状況となっているため、観光連盟及び県は、事業申請と補助・委託者決定に係る意思決定を異なる者が判断する体制に変更することについて検討されたい。

iii) 県からの人件費補助に係る取り扱いについて（団体／所管課）

観光連盟は在籍するプロパー職員の人件費について、県から補助金の交付を受けているが、補助事業や受託事業の事業費を積算する際に、事業に必要な人件費を計上していない。このような状況では、あるべき事業費補助及び受託事業の金額が明確にならず、補助事業及び受託事業に要したフルコストと事業実績の比較検討を行えず、費用対効果の分析を行うことができない。

観光連盟は、補助事業や受託事業の事業費に必要な人件費を算入し、金額を明確にすることが必要である。

(2) 中期計画について

① 中期計画に関する現状

平成 25 年には「伊勢式年遷宮」が執り行われ、平成 26 年に「世界遺産登録 10 周年」を契機とした和歌山 destinations キャンペーンの実施、平成 27 年には「高野山開創 1200 年」「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」と大きな催事が続くことから、平成 25 年から 3 年間で観光のゴールデンイヤーと位置づけている。

県は、観光連盟と協働して県内観光事業の発展のために、和歌山県観光振興実施行動計画（以下、「アクションプログラム」という。）を策定している。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 中期計画の策定の必要性について（団体／所管課）

観光連盟は、県内観光事業の長期継続的な発展に貢献することを目的に設立された団体であり、県内の観光資源活用の大きな機会であるゴールデンイヤーにおける実施事業について、県と協働でアクションプログラムを策定している。

しかし、アクションプログラムは、県内観光事業の発展を目的として策定されたものであり、観光連盟の中長期的な経営戦略を検討した計画ではない。

また、県派遣職員が実質的に事業実施の中心となっているが、法人の更なる自立を図るという観点から、今後はプロパー職員の採用及び人事育成計画等も視野に入れる必要があり、長期間かけての対応が必要な課題であることから、これを踏まえた中期計画の策定の必要性が高い。

観光連盟は、所管課である観光振興課と協議を行い、観光連盟の実施事業や人事に関する計画などについての中期計画を策定することを検討されたい。

(3) 事業計画書及び事業報告書について

① 事業計画書及び事業報告書に関する現状

観光連盟の事業計画書には、「和歌山を売り出す」、「和歌山へ招く」、及び「和歌山でもてなす」等の各事業ごとに、計画事業費が記載されている。これに対して、事業報告書においては、事業計画書の各事業ごとに、事業費ではなく、参加者数等の実績数値を記載しており、事業計画と事業報告との対比による事業成果の把握が困難な状況となっている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事業計画書及び事業報告書の作成方法の検討について（団体）

観光連盟は、事業計画書と事業報告書に事業費及び参加者数等の両方の数値を記載する必要がある。また、事業報告書については、事業計画との比較形式で作成し、事業計画と事業実績を比較、分析することにより年度の事業成果を測ることを検討されたい。

(4) 理事会及び総会について

① 理事会及び総会に関する現状

観光連盟の定款第 34 条によれば、「事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。」となっている。平成 24 年度において、理事会は 3 月末に開催され議決を受けていたが、会員の繁忙期と重なるため、当該年度中に総会は開催されず、5 月末に開催された定時総会で上記書類の承認を受けている。

また、定款第 21 条第 3 項において、会長及び副会長は、4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない、とされている。

② 監査の結果

i) 事業予算の承認の遅れについて（団体）

翌年度事業予算の承認は、観光連盟の業務の根幹をなす重要な意思決定の一つであるから、予算作成を早めることにより総会の開催時期を早期化する等の対応で、前事業年度内に理事会と総会の予算承認を得る必要がある。

ただし、定款の規定が現状から判断して適当でないと考えられる場合、理事会の承認を経て、直近の総会で報告するというように定款を改定することも考えられる。

ii) 理事会での業務執行報告の未実施について（団体）

会長は理事会に出席しておらず、また、会長及び副会長は、観光連盟の公益社団法人への移行後に、理事会において業務執行状況の報告をしたことはないとのことであり、定款第 21 条第 3 項が遵守されていない状況である。

観光連盟の長たる会長が理事会において事業状況や今後の事業戦略を他の理事と討議することは、法人の運営に関して非常に重要なことであると考えられ、理事会に出席して、他の理事と討議を行う必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(5) 常務会について

① 常務会に関する現状

定款第 32 条第 3 項によれば、専務理事、常務理事及び事務局員 1 名で構成される常務会は、「業務運営の年間計画書を策定し、理事会に提出する」ことのほか、「この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適性を確保するために必要な体制の運用及び改善並びに業務の運営方針及び改善について、理事会に参考意見を提出すること」とされている。業務運営の年間計画書の策定及び理事会への提出がなされているが、当該規定にあるような参考意見は、これまでに提出されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 常務会からの提言について（団体）

観光連盟にとって本条項に関する提言は、効果的かつ効率的な業務運営上の改善に資すると考えられるために、積極的に提言を行われたい。

(6) 南紀白浜空港利用促進事業について

① 南紀白浜空港利用促進事業に関する現状

観光連盟は、白浜空港活性化のために県から平成 16 年に拠出された補助金 200,000 千円を財源にして、県と協力して南紀白浜空港の利用促進事業を行ってきたが、平成 24 年度末を以って、当該事業は完了した。

当該事業については、「南紀白浜空港利用促進事業に関する覚書」によると、その実績を、覚書所定の様式により、観光連盟が県に報告することとなっていた。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 南紀白浜空港利用促進事業に係る事業計画・実績報告の提出とモニタリングについて（団体／所管課）

当該事業の事業計画及び実績報告については、アクションプログラムにその内容を記載することによって行われているが、覚書所定の様式とは異なっており、事業費が記載されておらず、補助金が有効に活用されているかのモニタリングができないものとなっている。

県は、補助金が有効に活用されているかのモニタリングを行うために、所定様式での事業計画・実績報告の提出を求める必要があった。

(7) 県からの受託業務に係る事務費の計上の検討について

① 県からの受託業務に係る事務費の計上に関する現状

観光連盟では、県からの受託事業のうち観光力推進事業以外の事業では事務費を計上せず、観光力推進事業でのみ事務費を計上している。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 委託業務に係る事務費の適正な計上について（団体／所管課）

事務費が観光力推進事業以外の事業に計上されていないので、各事業のコスト発生状況のモニタリングを効果的に行うことができない状況となっている。

事務費は、実態として各事業ごとに発生していると考えられるため、それぞれの事業で事務費を計上することを検討されたい。

(8) 県からの受託事業に係る事業経費の見積り金額について

① 県からの受託事業に係る事業経費の見積り金額に関する現状

県からの受託事業に関する資料を閲覧したところ、積み上げによる計算を実施せずに前年度実績を参考に作成した見積書が見受けられた。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 受託事業に係る適正な事業経費の見積金額の算出について（団体／所管課）

県からの受託事業はすべて随意契約となっており、入札等による競争原理が作用しない契約形態であるため、事業費にかかる事前・事後のより厳しいモニタリングが必要である。このモニタリングを実施するためには、事業費を正確に見積ることが必要である。

(9) 退職金の差額精算について

① 退職金の差額精算に関する現状

観光連盟のプロパー職員の退職金の一部については、(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部¹⁾（以下「中退共」という。）から直接、退職者へ支給される。平成 24 年度末において、プロパー職員の中に、期末要支給額よりも中退共共済金積立額の方が上回っている職員が存在する。

- 1) 中小企業を対象に退職金共済契約を締結し、事業主の従業員の退職時に支払われる退職金を管理する団体のことである。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 退職金の差額精算が生じない仕組みの構築について（団体）

観光連盟においては、中退共から退職者に支給された退職金について差額精算を行うことは、公序良俗に反し無効であるとの裁判例（東京高裁平成 17 年 5 月 26 日：労判 898）があるため、差額精算が生じない仕組みの構築を検討されたい。

なお、本指摘を受けて、観光連盟は事務の見直しを実施している。

(10) 退職金の支払金額に係る規定について

① 退職金の支払金額に係る規定に関する現状

観光連盟の職員給与規程第 9 条第 3 項において、「退職手当は、県職員の例に基づき算定するが、退職給与引当金及び中小企業退職金共済事業団共済金積立額の合計額の範囲内の金額を支給する。」と規定されている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 退職金の支払金額に係る規定改定について（団体）

上記によれば、実際の要支給額に対して引当金の金額が不足している場合には、退職する職員が合理的な理由無く不利益を被る可能性のある規定となっている。

観光連盟は、職員給与規程同条同項を、たとえば、「退職手当は、県職員の例に基づき算定し、その金額を支給する。」等、職員が不利益を被らない規定に改定することを検討されたい。

(11) 退職給付引当金について

① 退職給付引当金に関する現状

退職給付引当金は、将来の退職金の支払いに備えて、その年度内の労働の対価として発生したと認められる退職金の増加額を引当金として予め計上しておく負債勘定である。なお、中退共に積み立てている場合は要支給額から当該積立額を控除した金額を計上することになっている。

観光連盟では、平成 24 年度末に 27,885 千円を退職給付引当金及び同額の退職給付引当資産として計上している。また、別途、中退共に 23,171 千円を積み立てている。

② 監査の結果

i) 退職給付引当金の計上誤りについて（団体）

観光連盟が計上すべき引当金額は、各職員が期末に退職した場合の退職金要支給額から、中退共が給付する退職金を控除した金額の合計である 7,335 千円であり、現在計上している退職給付引当金額及び退職給付引当資産は 20,550 千円の過大計上となっている。

退職給付引当金及び退職給付引当資産について、適正な金額を計上すべきである。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(12) 賞与引当金について

① 賞与引当金に関する現状

賞与引当金とは、翌年度の賞与支給額のうち、当年度の労働対価として発生する部分を当年度決算において認識する負債である。

観光連盟では、平成 25 年度夏季賞与を、平成 24 年 12 月から平成 25 年 5 月までの

労働対価として支給している。当該賞与額のうち平成24年12月から平成25年3月までの4か月分は平成24年度に発生していると考えられるが、観光連盟の財務諸表には賞与引当金が計上されていなかった。

② 監査の結果

i) 賞与引当金の未計上について（団体）

賞与引当金は、公益法人会計基準においてもその計上が求められるものであり、また、期中増減に係る明細の作成も求められている（「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月11日）12.（1）、13.（5）2.）

観光連盟は、会計基準に従って、賞与引当金として翌年度の賞与支給額のうち、当年度の労働対価として発生する部分6,110千円を計上する必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(13) リース資産について

① リース資産に関する現状

公益法人会計基準においては、ファイナンス・リース取引²⁾については資産計上し、会計方針を注記する必要がある。観光連盟では、資産計上の対象となる所有権移転ファイナンス・リース契約を車両2台について締結しており（リース総額8,454千円）、これらは資産計上されていない。

2)「ファイナンス・リース取引」とは、リース期間の途中で解約ができない又はこれに準ずるリース取引、かつ、借主が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができる、かつ、借主が、リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担する、取引をいう。

② 監査の結果

i) リース資産の未計上について（団体）

観光連盟は、資産計上の対象となる所有権移転ファイナンス・リース契約について、リース資産とリース債務を計上する必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(14) 小口現金の管理について

① 小口現金の管理に関する現状

i) 小口現金の残高管理に関する現状

小口現金については、「公益社団法人 和歌山県観光連盟 会計処理規程」第 22 条第 1 項において、出納責任者は、現金残高と現金出納簿の残高を毎日照合しなければならないとされているが、実際には、現金の受払いが生じた日においてのみ、残高管理を実施している。また、現金出納簿は受け払いの都度記帳するのではなく、月末にまとめて記帳している。

ii) 小口現金の保有限度に関する現状

観光連盟では、旅費や消耗品購入の仮払精算に対応するために、小口現金を保有しており、実務上は 10 万円を保有限度としているが、小口現金の保有限度に関する規則等は設けていない。

② 監査の結果

i) 小口現金の残高管理の未実施について（団体）

観光連盟は、現金を適切に管理するために、規定に従って、現金出納簿は受払いの都度記帳すべきであり、日次の残高管理を実施すべきであった。

なお、現金出納簿を閲覧すると、小口現金の利用頻度は週に一度程度であったため、残高管理の頻度を実際の使用頻度に合わせる形で会計処理規程を改定することも考えられる。

③ 意見

i) 小口現金の保有限度額の規定化について（団体）

不正防止等の観点から、実際の必要額を考慮したうえで、小口現金の保有限度を「公益社団法人 和歌山県観光連盟 会計処理規程」において規定することが必要である。

(15) 切手等の管理について

① 切手等の管理の現状

観光連盟が保有する換金可能性が高い現金等価物は、切手及びはがきである。未使用の切手及びはがきは、受払簿によって数量管理がされているが、返信用封筒が未使用のまま返却された場合に貼付されている切手は、「その他」区分の切手として扱われ、受払い及び残高管理がされていない。なお、「その他」区分に該当する切手の残高は、1,490 円であった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 監査の意見

i) 返却された未使用の返信用封筒に貼付された切手の管理について（団体）

観光連盟は、「その他」区分の切手についても、適切に使用されることを担保するために、受払い及び残高管理を行う必要がある。

なお、本指摘を受けて、観光連盟は事務の見直しを実施している。

(16) インターネットバンキングについて

① インターネットバンキングに関する現状

観光連盟は、支払い業務にあたって、インターネット・バンキングを活用しているが、その支払入力及び確定処理に係る ID 及びパスワードは、観光連盟の経理担当者のみが把握している。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) インターネットバンキングの ID 及びパスワードの適正な管理について（団体）

インターネットバンキングの支払入力及び確定処理に係る ID 及びパスワードは、経理担当者のみが把握している状況であり、不正リスクへの防止策が採られていない状況であるといえる。

観光連盟は、不正防止の観点から、インターネットバンキングの支払入力者と確定権限者を分けることを検討されたい。

なお、本指摘を受けて、観光連盟は事務の見直しを実施している。

(17) 「熊野古道の宿 霧の郷たかはら」の無償貸与物品について

① 「熊野古道の宿 霧の郷たかはら」の無償貸与物品に関する現状

観光連盟が保有する宿泊施設である「熊野古道の宿 霧の郷たかはら」は、その運営管理を民間事業者に委託しており、施設に存する家具や備品等の物品を無償貸与している。観光連盟は、施設内にあるこれらの無償貸与物品の台帳を作成していなかった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 「熊野古道の宿 霧の郷たかはら」の無償貸与物品台帳の作成について(団体) 観光連盟は、貸与物品の実在性及び状況を管理するために、その基礎となる無償貸与物品の台帳を作成することが必要である。また、台帳を作成した上で、定期的な現物確認を実施することも検討されたい。

なお、本指摘を受けて、観光連盟は、無償貸与物品の貸与台帳を作成している。

【2】公益財団法人和歌山県民総合健診センター

1. 団体概要

(1) 基本情報

平成 24 年 4 月 1 日現在

所管課	団体代表者
福祉保健部健康局健康推進課	理事長 仁坂 吉伸 (県知事) 平成 25 年度より小濱 孝夫に変更
資本金・出捐金 (うち県割合)	設立年月日
31,000 千円 (約 29.0%)	昭和 60 年 4 月 1 日 (平成 25 年度より公益財団法人に移行)
団体所在地	
和歌山市手平 2 丁目 1 番 2 号 和歌山ビッグ愛 5 F	
設立目的、経緯	
県民の健康保持増進を図るため、がん、脳卒中、心臓病等生活習慣病、結核など各種疾病予防のための健診事業、普及啓発事業等を行い、公衆衛生の向上と地域社会の健全な発展に寄与し、県民の健康水準の増進に資することを目的としている。	
主な事業内容	
和歌山県民総合健診センター (以下「健診センター」という。) の主な事業は、高齢者の医療の確保に関する法律で義務付けられている特定健康診査を中心とした健診を、不採算事業となる傾向があり民間法人の参入が見込まれない僻地も含めた県全域において実施することである。また、健診の受診率を向上させるために、広く県民に対して普及啓発を行っている。	
事業所等	
本部 (和歌山市手平 2 丁目 1 番 2 号和歌山ビッグ愛 5 階) 田辺支所 (田辺市朝日ヶ丘 23-1 西牟婁総合庁舎内) 新宮支所 (新宮市緑ヶ丘 2 丁目 4-8 東牟婁総合庁舎内)	

(2) 役員・職員の構成、兼職状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

	人数	うち県派遣	うち県との兼職	うち県 OB
理事	25	-	6	1
監事	2	-	-	1

上記「うち県との兼職理事」のうち、理事長は県知事と兼職し、他の理事は県福祉保健部長、県教育長、県福祉保健部健康局長、県保健所長会長及び県福祉保健部健康局健康推進課長と兼務している。

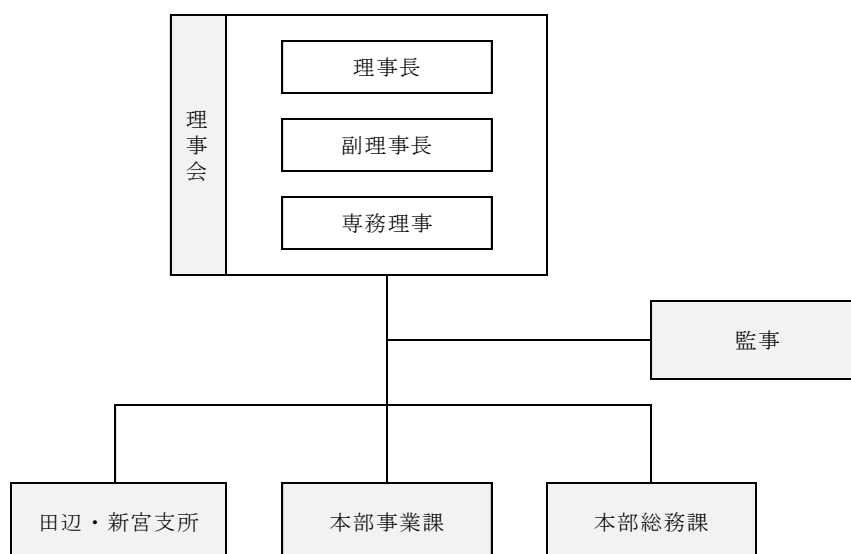
専務理事を除いて、報酬は支払われていない。

	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県派遣	うち県との兼職	その他	
職員	33	1	-	29	3

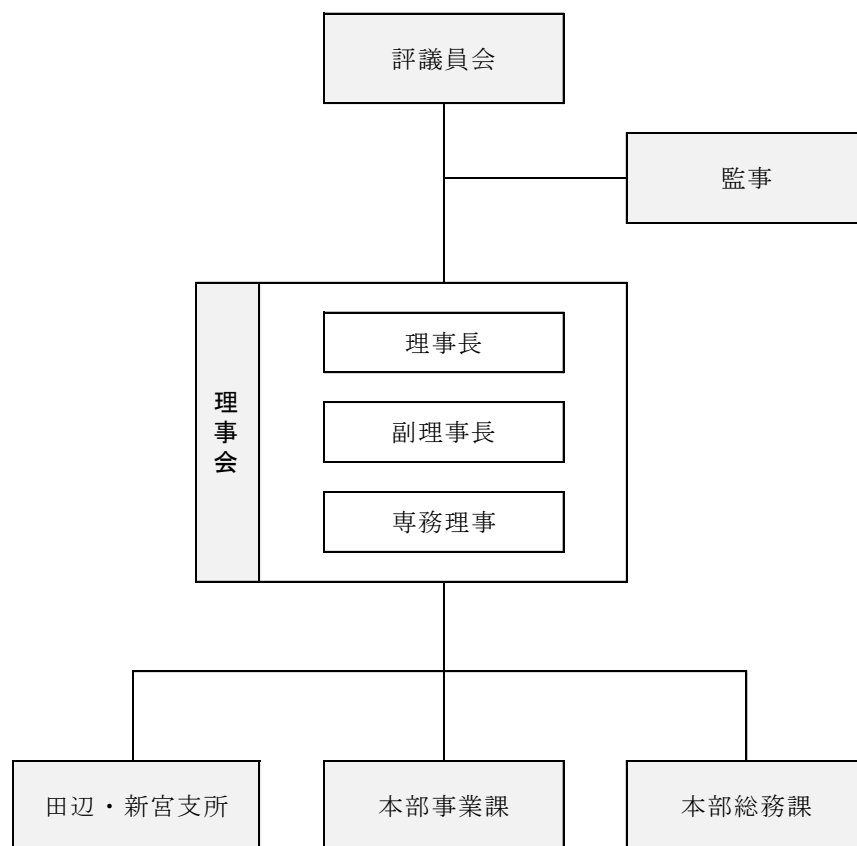
職員のうち、事務局次長兼総務課長は県からの派遣職員である。

(3) 組織図

平成 24 年 4 月 1 日現在



(参考) 平成 25 年度組織図



(4) 財政状況、県との取引

【財政状態 (平成 25 年 3 月 31 日時点)】

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
(流動資産)		(流動負債)	
定期現金	40,000	買掛金	2,261
普通預金	114,146	未払金	50,189
売掛金	52,798	一年以内返済長期未払金	1,585
未収入金	4,764	未払消費税	3,242
立替金	12,862	預り金	7,943
小口現金	1	仮受金	6,314
一年以内長期貸付金	240	(流動負債合計)	71,537
保証金	250	(固定負債)	
貯蔵金	2,732	退職給与引当金	33,135
(流動資産合計)	227,796	長期未払金	9,510
(固定資産)		(固定負債合計)	42,645

車両運搬具	3,698	(負債合計)	114,182
什器備品	52,469	正味資産の部	
その他固定資産	9	(正味財産)	172,550
減価償却累計額	△34,084	基本財産	31,000
電話加入権	366	運用財産	23,260
長期貸付金	36,476	当期財産額	287
		前期繰越財産額	118,002
(固定資産合計)	58,936		
資産合計	286,732	負債・正味財産合計	286,732

【損益の状況】※

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収入の部			
基本財産運用収入	86	30	34
会費収入	162	15	21
事業収入	521,180	538,556	535,932
募金事業費交付金	-	1,655	2,061
複十字収入	4,347	-	-
補助金収入	8,073	6,500	6,600
受託事業収入	1,185	-	-
負担金収入	155	245	50
寄付金収入	-	-	200
雑収入	360	14	417
繰入金・繰越金収入	9,842	10,045	10,195
当期収入合計	545,394	557,061	555,512
過年度修正	-	31,792	2,721
前期繰越収支差額	50,902	65,024	105,810
収入合計	596,296	653,879	664,044
支出の部			
検診検査等事業費	458,711	473,105	488,274
幹旋事業費	216	155	295
普及啓発事業費	4,244	2,692	2,922
募金費	1,577	-	-
一般管理費	41,660	52,069	45,536

積立金	15,000	10,000	8,000
繰出金・積立金	9,861	10,045	10,202
当期支出合計	531,271	548,068	555,232
当期収支差額	14,122	8,993	279
次期繰越収支差額	65,024	105,810	108,811

※ 正味財産増減計算書が未作成であるため、収支計算書から抜粋

ただし、本収支計算書には減価償却費が含まれている等、厳密な収支を表す計算書となっていないため、次期繰越収支差額と貸借対照表が整合していない。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
県からの補助金	5,573	6,500	6,600

検診車の車庫については、県から無償で使用許可を得ている。

2. 主な事業の実施状況

(1) 事業計画の構成等

健診センターでは次の2つの事業を実施している。

- ① 健診検査事業
- ② 普及啓発事業

(2) 事業等の内容

① 健診検査事業

健診検査事業は、健診センターの中核となる業務であり、県民の健康保持の増進及び健康水準の向上のために、がん、脳卒中・心臓病等生活習慣病、結核など各種疾病予防のための検診等を実施する事業である。

平成 24 年度の主な健診検査事業の実施状況は、次のとおりである。

	平成 24 年度 予算額(a)	平成 24 年度 決算額(b)	差引 (b)-(a)	構成比率(%) (b)÷(c)
胃検診	69,971	70,635	664	13.2
乳房検診	44,068	44,803	735	8.4
胸部検診	54,799	55,985	1,186	10.4
大腸がん検査	21,060	22,482	1,422	4.2
特定健康診査等	235,008	248,557	13,549	46.4
特定健康診査等 (協会けんぽ)	58,733	65,187	6,454	12.2
その他検診	24,351	27,922	3,571	12.9

合計	507,990	(c) 535,574	27,584	100.0
----	---------	-------------	--------	-------

特定健康診査がもっとも大きな割合を占めており、全体としては、胃検診等の特定の部位に係る検診も含め、受診者が増加傾向にある。

② 普及啓発事業

がん、結核、生活習慣病等に関する正しい知識を県民一人ひとりにきめ細かく普及啓発し、定期的な検診等の奨励に努めることを目的とする事業である。

平成24年度は、日本対がん協会や結核予防会との連携事業での啓発活動、研修の実施、広告活動等を実施している。

3. 職員不正事件について

(1) 職員不正事件の概要

健診センターにおいて、平成23年3月に、総務課元職員の不正経理による資金等の横領事件が発覚した。この職員不正事件の経緯は、次のとおりである。

年 月	経 緯
平成23年3月	センター職員からの預り金である駐車場代が未納であるとの連絡があり不正経理が発覚した。
平成23年4～12月	不正事実とその金額について詳細調査を実施し、最終的な横領金額は54,858千円に上った。
平成23年12月	刑事告訴（17,337千円を着服し、横領）し受理された。
平成24年3月	民事損害賠償請求（請求額40,836千円）を提訴した。
平成24年9月	賠償請求額を分割払いによって返済することで和解した。
平成24年11月	元職員の実刑判決が確定した。

(2) 不正経理発覚後に導入した再発防止策

職員不正事件が発生したことについては、経理書類のチェック体制が未整備だったことも原因の一つとして挙げられる。健診センターは、事件の再発防止のため、次のような防止策を実行した。

事務内容	再発防止策
支出事務	発注担当と支払担当の職務を分掌させ、複数の職員がチェックする体制を整えた。
資金前渡	速やかな精算報告と精算確認を徹底し、出納員が最終確認を実施することとした。
支払方法	現金支払いは原則廃止とし、口座振込みに切り替えた。
支払確認	ファームバンクシステムを支払結果の随時確認が可能となる新システムに変更した。また、システムのID・パスワードを

	利用して最終支払ができる職員を限定した。
財務会計	総勘定元帳の電算化により入力者を確認できる体制とした。
決算	月次決算の導入、会計事務所による月次決算チェックを実施することとした。
監査	公益法人化に伴い税理士等の専門家を監事に起用した。
組織	定期的な職員の異動と所掌分掌の交替を実施した。

(3) 損害賠償に係る長期貸付金について

貸借対照表において長期貸付金に計上されている 36,476 千円は、平成 23 年 3 月に発覚した職員による業務上の横領に対して行われた損害賠償請求訴訟金額のうち、収入未済の金額から 1 年以内の返済見込額を差し引いた金額である。この損害賠償請求訴訟金額について、被告と健診センターの間で和解（和解調書）した返済内容は、次のとおりである。

区分	金額	備考
損害総額	54,858 千円	
a. 和解前までの返済額	△14,021 千円	
b. 和解直後の返済額	△4,000 千円	
c. 平成 29 年 9 月まで	△1,200 千円	毎月 20 千円
d. 平成 29 年 10 月	△35,637 千円	残額一括返済
返済合計 (a～d 合計)	△54,858 千円	

これまでは、この和解調書に従った返済が実行されており、平成 25 年 11 月末現在、遅延は発生していない状況である。

4. 監査の結果及び意見

■ 結果及び意見の項目一覧

項目	結果・意見のタイトル	結果／意見
団体の経営計画、事業報告に関するもの		
(1) 中期計画について	中期計画の策定の必要性について(団体)	意見
(2) 事業報告書について	事業報告書における計画と実績の比較検討について(団体)	意見
(3) がんセンター設立準備金特別会計に係る寄附金について	寄附者の意図に沿った対応について(団体)	意見
人事に関するもの		
(4) 経理担当者の人材育成について	経理担当者の人材育成について(団体)	意見

会計処理や財務事務における内部統制に関するもの		
(5) 検診事業に係る補助金について	検診事業に係る補助金の算出方法について(団体/所管課)	意見
(6) 月次決算について	月次決算の規定化について(団体)	意見
(7) 職員不正事件に係る損害賠償請求債権について	損害賠償請求債権に対する貸倒引当金の設定について(団体)	意見
(8) 収益性管理について	収益性管理の検討について(団体)	意見
(9) 検診車の稼働率について	検診車の稼働率上昇策の検討について(団体)	意見
(10) 小口現金の管理について	小口現金の保有限度額について(団体)	結果
(11) 収入印紙及び駐車場利用券の管理について	収入印紙及び駐車場利用券の管理面の不備について(団体)	結果
(12) 物品の管理について	棚卸対象物品の判断基準の明確化について(団体)	意見
(13) 固定資産の管理について	固定資産の現物確認の規定化について(団体)	意見
(14) 購入に係る随意契約理由について	随意契約理由の明確化について(団体)	意見
(15) 財務諸表の作成について	貸借対照表総括表の未作成について(団体)	結果
	改正公益法人会計基準(平成16年基準、平成20年基準)の適用について	意見
	退職給付引当金の計上額について	意見
情報開示		
(16) 情報開示について	積極的な情報公開について(団体)	意見

(1) 中期計画について

① 中期計画の策定に関する現状

健診センターは、県民の健康福祉増進のために各種検診を実施しており、検診事業は、県からの無償貸与を受けている検診車を活用して行っている。現在、これらの検診車の老朽化が進んでおり、備え付けの検査機器も型式が古く、更新の必要性が高まっている。しかし、検診車は1台数千万円を超える高額な資産であり、県からの支援無しには更新が困難な状況である。

検診車の更新は、今後の事業継続のために不可欠である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 中期計画の策定の必要性について（団体）

健診センターは、年度の事業計画を作成しているが、中長期的ビジョンに基づく中期計画は策定していない。今後の高齢化や人口減少が著しいと予想される地域に対して、どのようなスキームで健診事業を実施していくのか等、健診センターには中長期的に取り組むべき課題が存在する。

そこで、健診センターは、検診車の更新計画について県と継続的な協議を行い、速やかに検診車の更新計画を決定するとともに、これに基づいた中長期の損益シミュレーションや財務分析等を実施して、事業の継続的な実施を可能とする中期計画を策定する必要がある。

(2) 事業報告書について

① 健診センターの事業報告書に関する現状

健診センターの事業報告書は、各事業ごとに受診者数等の実績を前年度実績と対比する形式で記載している。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事業報告書における計画と実績の比較検討について（団体）

事業計画と事業実績を比較することにより年度の事業成果を測ることができるため、事業報告書については、前年度実績との比較だけではなく、事業計画書の計画数値との比較形式も作成することを検討されたい。

(3) がんセンター設立準備金特別会計に係る寄附金について

① がんセンター設立準備金特別会計に係る寄附金の現状

健診センターは、がんセンター設立準備金特別会計の会計区分を設けており、当会計区分には、過去に特定の個人から「がんセンター設立」を目的として寄附受けした資金と預金利息の 9,477 千円が定期預金・普通預金（流動資産）として積み立てられているが、健診センターでの「がんセンター設立」は困難な状況である。

がんセンター設立準備金特別会計貸借対照表

(単位：千円)

資 産		負 債	
(流動資産)		(正味財産)	
定期預金	9,000	当期財産額	7
普通預金	477	前期繰越財産額	9,470
(流動資産合計)		(正味財産合計)	
(資産合計)	9,477	(負債及び正味財産合計)	9,477

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 寄附者の意図に沿った対応について (団体)

健診センターは、寄附者に現在の状況について説明するとともに、改めて寄附者の意向に沿った事業の実施について検討し、その事業計画の策定等、必要な対応を行う必要がある。

(4) 経理担当者の人材育成について

① 経理業務に係る現状

健診センターでは、不正事件を契機に会計事務所の関与を強めている状況である。例えば月次決算のチェックについては、健診センター職員も行い、再確認のチェックを外部の会計事務所に依頼している。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 経理担当者の人材育成について (団体)

健診センターでは、新たに会計事務所を顧問としたり、月次決算を導入する等、財務的なチェック体制をより強固なものとしている。

しかし、公益法人に移行したことにより、公益法人会計基準を理解して経理業務を実施することが今まで以上に求められている。経理業務をさらに強化するために、研修等によりスキルアップを図るなど、法人内部において公益法人会計基準に明るい人材を積極的に育成することを検討されたい。

(5) 検診事業に係る補助金について

① 和歌山県生活習慣病等健診推進事業補助金の実績報告の現状

和歌山県生活習慣病等健診推進事業補助金は、へき地における生活習慣病等健診事業等を実施するために必要な経費を補助の対象としている。補助金の算出方法は、検診車1台を派遣した場合に採算の取れる被検診者数に不足した人数に一人当たりの検診単価を乗じて補助金額を算出している。これは、当該健診に要する経費が健診の実施場所ごとに異なり、積算が困難なことからこのような検診単価を用いた補助金額の算出を実施しているとのことである。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 検診事業に係る補助金の算出方法について（団体／所管課）

本補助金は、補助対象事業を実施するために必要な経費に対し予算の範囲内で別に定める額を補助すると交付要綱で定められており、健診センターは、上記の標準モデルで補助額を算出しているが、補助対象となる検診事業に要する経費と検診収入との差額を算出し、補助することを検討されたい。

(6) 月次決算について

① 月次決算の実施に係る現状

健診センターは、過去に発生した財務に関する職員不正事件を契機に、財務に関するチェック機能強化の一環として、月次決算を実施している。具体的には、顧問会計事務所が月次の取引について伝票とその根拠証憑を照合し、また財務諸表全体を鳥瞰して誤った会計処理があれば、健診センターに対して改善を求める。また、健診センターでも伝票と根拠証憑の照合や、預金の口座残高と帳簿残高の照合を実施している。

この点について、健診センター財務規程では、このような月次決算を行う旨が規定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 月次決算の規定化について（団体）

月次決算は、健診センターにおける重要なチェック機能の一つであり、実施しなければならない業務として位置付けるために、財務規程等で規定すべきである。

(7) 職員不正事件に係る損害賠償請求債権について

① 職員不正事件に係る損害賠償請求債権に係る現状

過去に発生した財務に関する職員不正事件により、元職員に対して裁判の和解による損害賠償請求債権を有している。当該債権は平成24年度末貸借対照表に長期貸付金として36,476千円計上されており、平成29年度9月末まで月20千円を支払い、残りの35,636千円は平成29年度10月末に一括返済を受けることとなっている。これまで、月20千円の返済について滞ったことはない。

当該債権について、健診センターでは、貸倒引当金を計上していない。貸倒引当金は、年度末時点での合理的な将来収入見積額を開示するために、債権額から控除すべき回収不能見込額を示す勘定科目である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 損害賠償請求債権に対する貸倒引当金の設定について（団体）

健診センターは、この損害賠償請求債権について、今後、和解調書どおりの返済が履行されているかを確認し、履行が困難な状態になれば、貸倒引当金の設定について検討されたい。

また、債権回収をより確実なものとするために、債務者の動向・状況を継続的に把握する必要があることに留意されたい。

(8) 収益性の管理について

① 収益性管理の現状

健診センターでは、各市町村及び各事業所との契約により、多様な検査業務を実施しているが、契約単位、検診種別ごとの収益性、収益構造については、原価計算が困難なことから充分分析できていない状況である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 収益性管理の検討について（団体）

検診の契約単位、検診種別ごとの原価計算が困難であれば、検診収入から変動費を控除した貢献利益や貢献利益率を比較するなどにより、収益性の傾向や構造について

分析し、収益構造の改善の参考とされたい。

(9) 検診車の稼働率について

① 検診車の稼働率に関する現状

健診センターの平成 24 年度における検診車 20 台の年間延べ稼働日数は次の表のとおりである。

4～6月	7～9月	10～12月	1月～3月	合計
699回	724回	478回	166回	2,067回

4月から9月にかけては検診回数が多くなっているが、10月から12月にかけて減少傾向となり、1月から3月には検診回数が著しく少なくなっている。

健診センターによれば、気温が低くなる冬季に稼働率が低下するのは毎年度の傾向であるとのことであった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 検診車の稼働率上昇策の検討について（団体）

健診センターでは、検診車の閑散期における稼働率上昇策を、過去より検討しているものの、季節的な要因が大きく、改善ができていないとのことである。今後も稼働率の経年比較分析等を行うとともに、稼働率を上昇させるため、一層の努力をされたい。

(10) 小口現金の管理について

① 小口現金に関する現状

i) 小口現金の保有限度額に関する現状

健診センター財務規程において、小口現金は「5万円を保管限度額とする。」とされている。健診センターでは、小口現金の残高が少なくなると、その時点で残っている金額とは別に新たに5万円を補充しているため、補充した時点では規定の保管限度額を超える残高を保有している状況となる。

② 監査の結果

i) 小口現金の保有限度額について（団体）

健診センターは財務規程に従って、保有残高を5万円以内の金額に収める必要がある。なお、規定内容が現状の運用から判断して適当でないと考えられる場合には、財務規程を改定することを検討する必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(11) 収入印紙及び駐車場利用券の管理について

① 収入印紙及び駐車場利用券の管理に関する現状

収入印紙及び駐車場利用券について、管理簿に基づいた現物確認を実施したところ、小額の差異が発見された。その内訳は、収入印紙が現物 800 円、受払簿残高 400 円であり、駐車場利用券が現物 13,000 円、受払簿残高 13,400 円であった。駐車場利用券・収入印紙ともに担当者による受払簿の記載誤りであることが判明した。

② 監査の結果

i) 収入印紙及び駐車場利用券の管理面の不備について（団体）

収入印紙及び駐車場利用券は、換金可能性が高く、小口現金と同様に厳密な管理が必要とされるため、健診センターは、これらの受け入れおよび使用状況を受払簿に正確に記帳する必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(12) 物品の管理について

① 物品の管理に関する現状

i) 物品の棚卸に関する現状（団体）

健診センター財務規程（以下、「財務規程」という。）において、「物品については、毎事業年度末において、現物の棚卸を実施し、物品管理台帳と照合しなければならない。」と規定されている。これについて、健診センターでは物品の棚卸の対象を一部に限っており、これら以外の物品については、棚卸を実施するために必要な物品管理台帳が作成されていなかった。この点について、財務規程では、事務用消耗品費等については、物品管理台帳の作成を省略することができるとされている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない

③ 意見

i) 棚卸対象物品の判断基準の明確化について（団体）

健診センターでは、棚卸対象と判断した一部の物品について、物品台帳を作成し棚

卸を実施しているが、物品の重要性の判断基準は設けられていなかった。法人として管理すべき重要物品の判断基準を明確にすることを検討されたい。

(13) 固定資産の管理について

① 固定資産の管理に関する現状

財務規程においては、固定資産に対する現物確認を実施すべき旨の規定が定められていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 固定資産の現物確認の規定化について（団体）

健診センターでは、物品に対する棚卸の規定が設けられているにもかかわらず、固定資産について固定資産台帳との整合性を確かめる現物確認の規定は存在しない。一般に、固定資産は、高額で重要性が高いものが多いため、現物確認の必要性が高い。

健診センターは、重要な資産である固定資産について、現物確認をすべき旨の規定を設けることを検討されたい。

(14) 購入に係る随意契約について

① 購入に係る随意契約に関する現状

健診センターが購入した中古検診機器について、「時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合である」として、財務規程により機器を購入する旨の決裁がなされていたが、当決裁書面においては、時価に比して有利な価格等で契約が締結できる具体的な理由が記載されていなかった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 随意契約理由の明確化について（団体）

現状に記載のとおり、随意契約に係る特別の規定を適用する理由の記載が十分とはいえない決裁書面が確認された。随意契約は公平性を損ねる可能性のある契約であり、その採用の是非を上席者が適切に判断するために、調査可能であれば他の同種中古検診機器の販売価格、調査した結果として同種中古検診機器の販売店が他に見つからなければその旨等を、決裁書面に記載すべきであった。

(15) 財務諸表の作成について

① 財務諸表の作成に関する現状

健診センターは、公益財団法人移行前の平成 24 年度において、公益法人会計基準（昭和 60 年基準）を採用し、財務諸表を作成している。貸借対照表に関しては、4 つの会計を設けているが、その総括表は作成されていない。

また、貸借対照表の負債項目として、退職給付引当金が計上されているが、平成 24 年度末時点において、期末要支給額に比べて 101,319 千円の引当不足となっている。この引当不足は、過去に損益が均衡する範囲内で引当金を繰り入れてきたためとのことである。

② 監査の結果

i) 貸借対照表総括表の未作成について（団体）

健診センターにおいては、公益法人会計基準（昭和 60 年基準）で要求される貸借対照表総括表が未作成であり、これを作成する必要があった。

③ 意見（団体／所管課）

i) 改正公益法人会計基準（平成 16 年基準、平成 20 年基準）の適用について（団体）

公益法人会計基準は、昭和 60 年以降、平成 16 年と平成 20 年に改正されているが、健診センターは改正後の会計基準を採用していない。公益法人会計基準の改正等について（平成 16 年 10 月 14 日、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）「3 本会計基準の取扱い」において、「主務官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）に従い、公益法人の会計処理は原則として本会計基準によるものとするよう公益法人に対し指導するものとする。」とされている。また、「5 本会計基準の実施時期」において、「本会計基準は、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする。」とされている。

県は、健診センターに対して、改正公益法人会計基準を適用することを指導し、健診センターは、平成 18 年度以降、できるだけ速やかに改正公益法人会計基準を適用するべきであった。

ii) 退職給付引当金の計上額について（団体）

退職給付引当金は、公益法人会計基準の平成 16 年改正に伴い、期末自己都合要支給額 100%（簡便法による）を計上しなければならないとされている。健診センターは、公益法人会計基準（平成 20 年基準）適用後の平成 25 年度以降には、追加で 101,319 千円の引当金計上が必要である。

なお、公益法人会計基準（平成 20 年度基準）を導入する団体が、会計基準の適用を理由に新たに退職給付引当金を計上しなければならなくなった場合には、一時期に計上しなくとも、経過措置により平成 33 年 3 月末までにわたって、不足額を規則的に計上すればよいとされている（平成 20 年 4 月 11 日「公益法人会計基準」の運用指針附則 3）。

(16) 情報公開について

① 情報公開に関する現状

健診センターでは、平成 25 年 4 月から公益財団法人となったため、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 21 条に従い財務諸表を事務所に備え置いているが、団体のホームページでは情報公開を実施していない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 積極的な情報公開について（団体）

健診センターは、積極的な情報公開のために、財務諸表をホームページ上で公開することを検討されたい。

【3】公益財団法人和歌山県農業公社

1. 団体概要

(1) 基本情報

平成 24 年 4 月 1 日現在

所管課	団体代表者
農林水産部農業生産局経営支援課	理事長 下 宏（県副知事）
出捐金（うち県割合）	設立年月日
1,000 千円（100%）	平成元年 3 月 15 日 （平成 24 年度より公益財団法人に移行）
団体所在地	
和歌山市茶屋ノ丁 2-1	
設立目的、経緯	
和歌山県における農業の振興を図るため、農地保有の合理化、青年農業者等の育成・確保を推進し、食料の安定供給の確保と農業者の経済的及び社会的地位の向上並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。組織としては、公益認定法人として平成 24 年 3 月 19 日に認定を受け、平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人となった。	
主な事業内容	

農業公社の主な事業は、優良農地の確保と有効利用を促進する農地保有合理化事業と就農促進を支援する青年農業者等就農支援事業である。

(2) 役員・職員の構成、兼職状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

	人数	うち県派遣	うち県との兼職	うち県 OB
理事	9	-	2	-
監事	2	-	1	-
評議員	6	-	2	-

上記「うち県との兼職理事」のうち、理事長は県副知事と兼職し、他の理事は県農林水産部長と兼務している。

監事のうち、1名は県農林水産部農林水産政策局長と兼務している。

上記「うち県との兼職評議員」のうち、1名は県農林水産部農業生産局長と兼務し、1名は農林水産部農林水産政策局農林水産総務課長と兼務している。

また、監事1名を除いて、理事、評議員、兼務している監事には報酬は支払われていない。

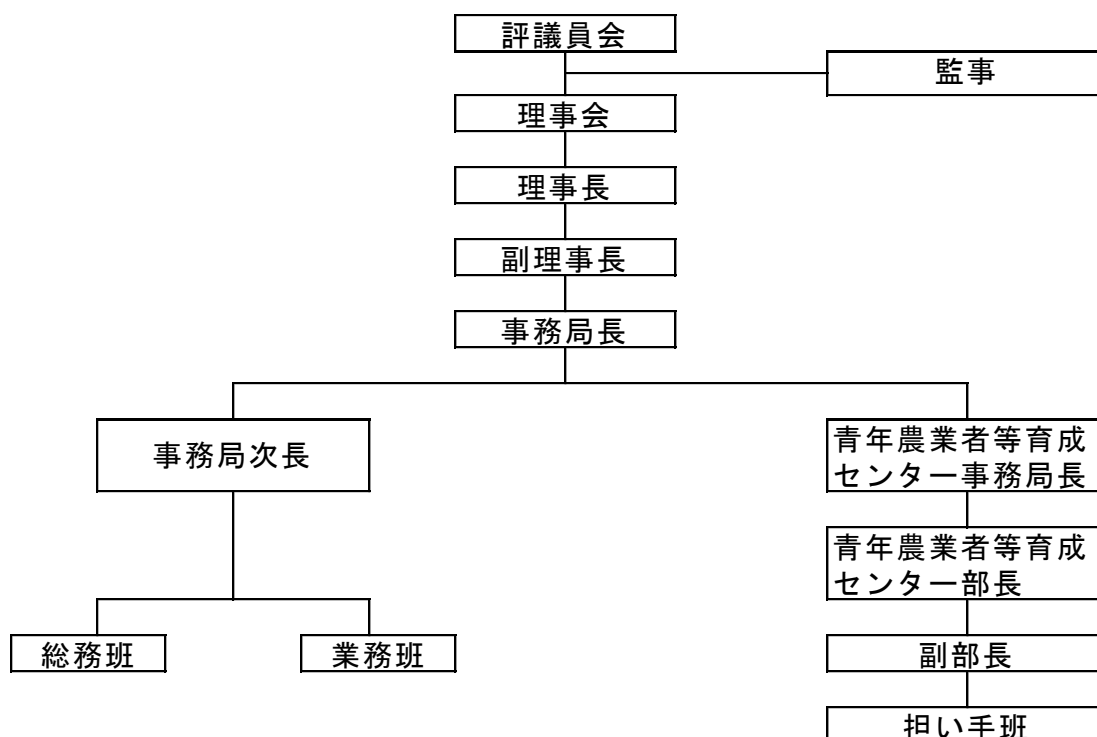
	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県派遣	うち県との兼職	その他	
職員	15	2	7	3	3

職員のうち、参与兼青年農業者等育成センター事務局長及び業務班主査は県からの派遣職員である。

また、総務班長、総務班主査、青年農業者等育成センター部長、青年農業者等育成センター副部長、担い手班長、担い手班主査2名は、県職との兼職となっている

(3) 組織図

平成 24 年 4 月 1 日現在



(4) 財政状況、県との取引

【財政状態（平成 25 年 3 月 31 日時点）】

(単位：千円)

資 産		負 債	
(流動資産)		(流動負債)	
現金預金	84,434	短期借入金	6,600
合理化事業未収金	65	合理化事業未払金	11
就農支援事業未収金	1,372	合理化事業業務費未払金	596
未収補助金等	3,738	就農支援事業業務費未払金	1,603
基本金引当資産運用収入未収金	0	その他未払金	234
強化拡充基金引当資産運用収入未収金	527	預り金	80
その他未収金	1	(流動負債合計)	9,126
合理化事業用地	6,600	(固定負債)	
(流動資産合計)	96,739	長期借入金	326,869
(固定資産)		(固定負債合計)	326,869
(1) 基本財産		(負債合計)	335,995

基本金引当預金	1,000		
(基本財産合計)	1,000		
(2) 特定資産			
強化拡充基金引当預金	180		
強化拡充基金引当有価証券	299,820	正味財産の部	
債務保証出資金	350	(指定正味財産)	
基金運用益繰越金引当預金	1,367	国庫補助金	150,000
就農支援資金貸付金	258,327	県補助金	150,000
(特定資産合計)	560,044	県出資金	1,000
(3) その他固定資産		(指定正味財産合計)	301,000
工具器具備品	4,004	(うち基本財産への充当額)	1,000
ソフトウェア	703	(うち特定資産への充当額)	300,000
減価償却累計額	△4,389	(一般正味財産)	21,106
(その他固定資産合計)	318	(うち特定資産への充当額)	350
(固定資産合計)	561,362	(正味財産合計)	322,106
資産合計	658,102	負債・正味財産合計	658,102

未収補助金等は農地保有合理化事業にかかる県からの補助金の未収入分である。

長期借入金は青年農業者等就農支援事業での貸付原資のために県から借り入れたものである。

その他未払金のうち 224 千円は青年農業者等就農支援事業にかかる県からの補助金の精算未払分である。

【損益の状況】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収益	63,739	54,332	59,133
基本財産運用益	0	0	0
特定資産運用益	5,100	5,102	5,101
合理化事業収入	43,581	34,413	43,583
就農支援事業収入	194	380	748
受取補助金等	14,802	14,395	9,698
雑収入	60	40	1
経常費用	66,536	56,592	59,357
合理化事業費	43,692	34,652	43,839
合理化事業業務費	6,940	6,507	10,111
就農支援事業業務費	-		3,830

就農促進事業業務費	5,315	4,922	-
就農支援資金貸付業務費	2,278	2,546	-
管理費	8,309	7,963	1,576
当期経常増減額	△2,797	△2,259	△224
経常外収益	-	-	-
経常外費用	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△2,797	△2,259	△224
正味財産期末残高	324,590	322,331	322,106

受取補助金等は全額県からの補助金であり、事業ごとの推移は以下の通りである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
農地保有合理化事業	7,243	6,950	5,874
青年農業者等就農支援事業	7,558	7,445	3,823
合計	14,802	14,395	9,698

2. 事業概要

(1) 事業の構成

農業公社の事業は以下のとおり、2つの事業で構成されている。

- ① 農地保有合理化事業
- ② 青年農業者等就農支援事業

(2) 事業の内容

① 農地保有合理化事業

農地保有合理化事業は農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農用地等を買入れ、または借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、または貸し付ける事業である。

〈農地等の売買、貸借実績推移〉

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
農地等の買入	件数	5 件	5 件	7 件
	面積	18,010 m ²	13,026 m ²	11,950 m ²
	価格	41,600 千円	42,167 千円	27,050 千円
農地等の売渡	件数	6 件	3 件	8 件
	面積	19,530 m ²	9,224 m ²	16,790 m ²

	価格	41,180 千円	32,350 千円	42,267 千円
農地等の貸借	件数	49 件	46 件	40 件
	面積	151,548 m ²	133,070 m ²	110,427 m ²
	賃貸料 (※)	596 千円/年	407 千円/年	625 千円/年
	賃借料 (※)	949 千円/年	782 千円/年	915 千円/年
	物納	米 1,898kg/年	米 2,278kg/年	米 2,278kg/年

(※) 無償貸付の影響で賃借料よりも賃貸料が少額となる。

② 青年農業者等就農支援事業

青年農業者等就農支援事業は、就農しているまたは新たに就農しようとする青年農業者等に就業させるのに必要な資金の貸付業務を主としており、その他農業を始めた者への相談業務及び、研修会や交流会等の組織活動への支援業務を行う事業である。

〈貸付業務の実績推移〉

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸付実行者数	人数	16 名	12 名	6 名
	金額	35,280 千円	27,710 千円	16,040 千円
貸付金残高	人数	130 名	128 名	123 名
	金額	282,576 千円	275,258 千円	258,327 千円

3. 監査の結果及び意見

■ 結果及び意見の項目一覧

項目	結果・意見のタイトル	結果／意見
団体の経営計画、事業報告に関するもの		
(1) 中期計画について	中期計画の策定の必要性について(団体/ 所管課)	意見
(2) 事業報告について	事業報告における計画と実績の分析につ いて(団体)	意見
(3) 単年度計画について	当初計画の策定方法の見直しについて (団体)	意見
	補正に関する計画の開示の必要性につ いて(団体)	意見
団体のガバナンス体制に関するもの		
(4) 定款上の業務執行理事の記載 について	定款の不備について(団体)	結果
(5) 業務執行理事の職務執行の報 告について	業務執行理事の職務報告の実施不足につ いて(団体)	結果
(6) 評議員会の決議の省略につ いて	決議の省略の実施の適否について(団体)	意見
団体に対するモニタリングに関するもの		
(7) 県によるモニタリングにつ いて	県によるモニタリングの手法につ いて(所管課)	意見
会計処理や財務事務における内部統制に関するもの		
(8) 特定資産について	債務保証出資金の計上区分誤りに ついて(団体)	結果
	就農支援資金貸付金の計上区分誤りに ついて(団体)	結果
	現預金の計上区分誤りに ついて(団体)	結果
(9) 違約金収入について	違約金収入の会計処理誤りに ついて(団体)	結果
(10) 農地の貸借事業の会計処理に ついて	物納による賃貸借料を会計処理すること の必要性について(団体)	意見
(11) 他会計への振替について	他会計振替処理の是正について(団体)	結果
(12) 農業会議との経費按分につ いて	農業会議との経費按分の未実施につ いて(団体)	結果

(13) 各会計区分の収益及び費用について	経費の適切な按分基準等の設定について (団体)	結果
	損益の適切な会計区分への計上について (団体)	結果
(14) 現金及び預金の管理について	現金及び預金と関係帳簿との照合の不徹底について (団体)	結果
	現金及び預金と関係帳簿との照合の証跡について (団体)	意見
	現金の保有限度額の見直しについて (団体)	意見
(15) 固定資産及び物品の管理について	固定資産及び物品の台帳との照合証跡について (団体)	意見
(16) 財務諸表の注記について	注記の記載漏れについて (団体)	結果

(1) 中期計画について

① 中期計画に関する現状

現状、単年度の事業計画の策定しかなされておらず、中期計画について策定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない

③ 意見

i) 中期計画の策定の必要性について (団体/所管課)

中期的な目標を把握したうえで業務を執行していくことは事業の安定的な運営につながる。また、計画の策定時に経営支援課が十分に関与、指導することで県の意向を反映させること、及びモニタリング機能を発揮することも可能である。

この点、県は農業分野において国際競争力のあるたくましい産業の創造をめざし、平成 29 年度を目標年次とした長期総合計画を策定している。また、この目標を達成するため、「農業緊急戦略アクションプログラム」という担い手、農地、生産の 3 つの分野に関して平成 22 年度からの 5 年間に早急に対応すべき課題を行動計画として取りまとめている。これらは、必ずしも農業公社の事業と直結するものではないが、農地の合理化や担い手への支援という観点では、農業公社もその一旦を担っているものである。

一方で農業公社は今後、国から受けた 150,000 千円の補助金を国庫に返還することが決定しており、農業公社自体のあり方を検討する段階にある。

たしかに、農業公社の事業は農家等のニーズに合わせて農用地等の売買、貸借、及び資金の貸付等を実施するものであることから、中期的な計画は策定しづらいものである。しかしながら、県の方針が決定しており、今後の農業公社自体のあり方を検討することを求められている以上、県の目標に対して、農業公社が何を担えるのかを再度検討し、県の目標達成に向けた中期的な計画をたてることが重要であるとする。以上から、所管課である経営支援課の関与、指導のもと、農業公社においても中期計画を策定する必要がある。

(2) 事業報告について

① 事業報告の記載に関する現状

定時総会に議案として提出される事業報告において、農用地等の売買または貸借した面積や金額及び資金の貸付件数や金額等の実績は記載されているものの、これらの計画の記載がなされていない。したがって、計画と実績の比較ができない状況にある。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事業報告における計画と実績の分析について (団体)

当年度の実績を適切に把握するという観点からは、事業報告において計画も合わせて記載し、実績との比較、分析を行い事業の成果が判断できるようにする必要がある。

(3) 単年度計画について

① 単年度計画の策定に関する現状

単年度計画については、毎年3月に補正している。前年度実績を大幅に超える計画を策定していることから、当初計画と実績見込みとに乖離が生じているためである。また、当初計画はホームページにて開示しているものの、当該補正に関する計画はホームページには掲載されていない。

		平成 23 年度 実績	平成 24 年度 計画	平成 24 年度 補正計画	平成 24 年度 実績
農地等の買入	件数	5 件	20 件	7 件	7 件
	面積	13,026 m ²	50,000 m ²	12,000 m ²	11,950 m ²
	価格	42,167 千円	150,000 千円	27,050 千円	27,050 千円
農地等の売渡	件数	3 件	13 件	9 件	8 件
	面積	9,224 m ²	31,000 m ²	17,000 m ²	16,790 m ²
	価格	32,350 千円	96,817 千円	43,867 千円	42,267 千円

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない

③ 意見

i) 当初計画の策定方法の見直しについて（団体）

環境に大幅な変化がないにも関わらず、前年の実績を大幅に上回る計画というものは実行性に乏しく計画として機能していないものとする。農業公社は平成 25 年度の当初計画の策定について一定の見直しを実施しているところであるが、今後、計画を策定する際は前年実績を勘案しながら、経営環境に変化がないか、実現可能性があるか等も含めて検討し、計画数値の精度を高めていく必要がある。

ii) 補正に関する計画の開示の必要性について（団体）

仮に補正を実施した場合であっても、情報公開という観点からは当該補正に関する計画をホームページに掲載し、補正した内容、理由を開示する必要がある。また、最終的な実績報告となる事業報告書においては（2）に記載したように計画を記載することが実績報告という観点からは必要と考えられるが、その場合、当初計画と補正に関する計画を記載し、補正した内容、理由も合わせて記載するか、前に公表している補正に関する計画を参照させる等の対応を行っていくことが考えられる。

（4）定款上の業務執行理事の記載について

① 定款上の業務執行理事の記載に関する現状

農業公社の定款 31 条 3 項 4 項は以下のとおり規定されている。

定款 31 条 3 項	定款 31 条 4 項
副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し理事長がかけたときはその職務を行う。	理事長、副理事長及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

定款 31 条 4 項には、「前項の業務を執行する理事」との記載があるが、定款上、31 条 3 項に業務を執行する理事は定義されていない。また、実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行する理事は存在しない。

② 監査の結果

i) 定款の不備について（団体）

定款上、「前項の業務を執行する理事」が定義されていない以上、当文言は定款の不備である。実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行する理事はいないため、定款

の「前項の業務を執行する理事」という文言は削除することが適当である。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(5) 業務執行理事の職務執行の報告について

① 業務執行理事の職務執行の報告に関する現状

理事の職務執行の報告については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款において以下のように規定されている。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 91条2項（理事の権限）	定款 31条4項 （理事の職務及び権限）
理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。	理事長、副理事長及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

しかし、現状、理事による職務執行の報告は事業年度終了後に開催される理事会での一度しかなされていない。また、現状行われている職務執行の報告は決算の報告のみである。

② 監査の結果

i) 業務執行理事の職務報告の実施不足について（団体）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款に規定されているとおり、職務執行の報告を一事業年度に二度以上実施する必要がある。また、この際に、より効果的な職務執行の報告とするために、決算報告のみではなく、予算に対する進捗の報告や業務実施上の問題点、年度末までの見通し、今後の活動方針等を報告、議論していくことが有用と考える。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(6) 評議員会の決議の省略について

① 評議員会の決議の省略に関する現状

農業公社の評議員会は定時評議員会も含めて全て「決議の省略」が行われている。評議員会の「決議の省略」とは理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思

表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすものである。

【評議員会の開催状況】

日時	内容
平成 24 年 4 月 20 日	役員等の選任
平成 24 年 6 月 15 日	23 年度事業報告並びに収支決算承認
平成 24 年 7 月 27 日	理事辞任に伴う補欠理事の選任
平成 25 年 4 月 8 日	評議員辞任に伴う補欠評議員の選任 監事辞任に伴う補欠監事の選任
平成 25 年 6 月 11 日	24 年度事業報告並びに収支決算承認 評議員辞任に伴う選任 理事辞任に伴う選任 定款の一部変更承認

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 決議の省略の実施の適否について（団体）

現状、評議員会は全て「決議の省略」により行われており、評議員会の形骸化のおそれがある。評議員は役員（理事及び監事）の選任並びに重要な業務運営について意見を述べる等、法人の業務を公正に行うための重要な機関である。したがって、活発な議論を実施するという観点からは、少なくとも定時評議員会については、「決議の省略」ではなく出席したうえで開催する必要がある。

(7) 県によるモニタリングについて

① 県によるモニタリングに関する現状

農業公社は県からの補助事業として農地保有合理化事業及び青年農業者等就農支援事業を実施している。県は、これらの事業のモニタリングを実施するために、所管課である経営支援課が指定した様式にて団体の実績報告を求め、かつ、要綱に基づいてモニタリングを実施している。しかしながら、団体が行った実績報告は保管されているものの、実績報告をどのように確認したか等の記録は残されていない。

さらに、経営支援課は「出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する基準」（以下、「指導監督に関する基準」）に基づき、農業公社の財政運営、事業運営等についてもモニタリングし、指導を実施しているとのことであるが当該指導状況についても記録が残っていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 県によるモニタリングの手法について(所管課)

県として補助事業が適切に執行されていることを確認するため、その状況を評価した結果を記録として整理しておく必要がある。たとえば、経営支援課の補助金担当者と農業公社の担当者間でどのようなやり取りがあったか等の記録や、場合によっては原始証憑まで確認を行い、その記録を残すことで実効性を担保していくことが考えられる。

また、補助事業に限らず、農業公社の財政運営、事業運営等についてもモニタリングを実施しているとのことであるため、これについても、「指導監督に関する基準」の各項目の評価結果を記録していく必要がある。

(8) 特定資産について

① 特定資産の計上に関する現状

特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、その用途、保有、運用方法等に制約のある資産である。

農業公社では、債務保証出資金、就農支援資金貸付金が特定資産として計上されている。また、現金預金の中に「就農支援の貸付及び借入の返済にのみ充てられる資産」69,450千円が含まれている。

<24年度末貸借対照表(抜粋)>

科目	金額(千円)
1. 流動資産	
現金預金	84,434
2. 固定資産	
(2) 特定資産	
債務保証出資金	350
就農支援資金貸付金	258,327

② 監査の結果

i) 債務保証出資金の計上区分誤りについて(団体)

債務保証出資金は農業公社の上位団体である全国農地保有合理化協会への出資金であり、当団体が債務保証業務を行っていることから、「債務保証出資金」という科目に

しているものである。これについては、既に出資された資金であることから特定資産とすべきものではなく、その他固定資産の区分で「出資金」等の科目をもって計上する必要がある。

ii) 就農支援資金貸付金の計上区分誤りについて (団体)

就農支援資金貸付金は就農支援事業において青年農業者等に貸し付けた資金であるが、これについても既に貸し付けた資金であることから特定資産とすべきものではなく、その他固定資産の区分で「就農支援資金貸付金」等の科目をもって計上する必要がある。

iii) 現預金の計上区分誤りについて (団体)

現預金のなかに含まれる就農支援の貸付及び借入の返済にのみ充てられる資産 69,450 千円については、特定の目的のために、使途、保有、運用方法等に制約のある預金であることから、特定資産として計上する必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(9) 違約金収入について

① 違約金収入に関する現状

「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第 10 条によると、農業公社から認定就農者に貸付けている就農支援資金について、認定就農者が支払期日に償還金又は一時償還金を支払わなかった場合には、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を農業公社が徴収するものとされている。就農支援資金の貸付は、県からの借入金（一部国が負担）を原資としているが、貸付金から生じた違約金の返還の要否に関する取扱は、県または国において定められていない。

当該違約金収入について、農業公社では、正味財産増減計算書の収益として計上しており、平成 24 年度の金額は 748 千円である。また、違約金の未収分については、貸借対照表に未収金として計上しており、平成 24 年度のコレは 1,372 千円である。

② 監査の結果

i) 違約金収入の会計処理誤りについて (団体)

農業公社が認定就農者より徴収した違約金は、収益へ計上されているが、違約金の取り扱いが明確でなく、今後県または国へ返還する可能性もあることから、収益として処理するのではなく、仮受金等として貸借対照表の負債の部へ計上することが適切

である。また、違約金の未収分については、徴収が確実に行われるとは言えず、不確実性が高いことから、収益計上するのではなく、違約金が実際に入金されたタイミングで会計処理を行うべきである。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(10) 農地の貸借事業の会計処理について

① 農地の貸借事業の会計処理の現状

農地の貸借事業において、農地の賃貸借料は、面積や所在地等に応じて定められている。当該賃貸借料の納付については、基本的には現金であるが、当事者間の取り決めによっては、物納として、借り受けた土地で収穫された米で納める方法もある。物納の規模の推移については、2.(2)で記載している。

上記の現金によって納められた賃借料については「用地等借入費」、賃貸料については「用地等貸付収入」の科目で正味財産増減計算書に計上されているが、物納による賃貸借料収入については会計処理はなされていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 物納による賃貸借料を会計処理することの必要性について（団体）

現金によって納められた賃貸料については収益へ、賃借料については費用に計上されている。一方で、物納による賃貸借料は、重量の規模は把握されているものの、何らの会計処理は行われておらず、正味財産増減計算書へは反映されていない。

上記の処理では、物納による賃貸借料は収益、費用として計上されず、サービス提供の事実が適切に財務諸表に反映されないことになる。

物納による賃貸借料を金額で把握できるよう、重量当たりの一定の単価を定め、これに基づいて物納による賃貸借料を把握し、正味財産増減計算書へ反映させる必要がある。

(11) 他会計への振替について

① 他会計への振替に関する現状

農業公社は、平成24年4月1日より公益財団法人へ移行しており、財務諸表等の様式もこれに伴い変更されている。平成24年度の財務諸表等の正味財産増減計算書内訳表から抜粋したものは、次のとおりである。

(単位：千円)

	公益事業目的	法人会計	合計
経常収益	58,442	691	59,133
経常費用	57,781	1,576	59,357
当期経常増減額	660	△885	△224
他会計振替額	△863	863	0
当期一般正味財産増減額	△202	△21	△224
正味財産期末残高	322,128	△21	322,106

農業公社では、「他会計振替額」の項目において、法人会計のマイナス分を補填するために、公益事業目的会計から法人会計へ利益を振替えている。なお、法人会計の他会計振替後の当期一般正味財産増減額△21千円は、管理費の減価償却費である。

② 監査の結果

i) 他会計振替処理の是正について (団体)

内閣府が公表している「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問 (FAQ)」(平成 25 年 6 月版) の問 VI-2-④ (区分経理) によると、他会計振替額は、収益事業等から生じる利益を公益目的事業会計に繰入れる場合に用いるとされている。これによると、公益目的事業から生じる利益は、法人会計への振替はできないことになる。しかしながら、農業公社では上記のとおり、公益目的事業会計から法人会計へ利益を振替えており、これは正しい処理ではない。

したがって、今後は法人会計の利益がマイナスとなった場合でも公益目的事業会計からの利益の振替えは行わないことが適当である。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(12) 農業会議との経費按分について

① 農業会議との経費按分に関する現状

農業会議とは、農業委員会等に関する法律 (昭和 26 年 3 月制定) に基づき、昭和 29 年 8 月 31 日に設立された和歌山県知事の認可法人である。農業会議は農地転用を行う際、県知事の諮問機関として毎月 1 回、「常任会議員会議」を開催して、適正な農地転用が行われるよう、審査し、答申している機関である。

現状、農業公社と農業会議は同一の場所で業務を実施しており、農業公社の人員 3 名は農業会議と兼務している状況である。

農業公社は平成元年に発足した当時から効率的な運営と事務執行を図ることを目的に県農業会議と共同事務局体制にしており、いずれも県農林水産部での予算措置とな

っている。このため、賃借料、人件費については一括して農業会議に補助されている。したがって、賃借料、人件費については農業公社と農業会議で按分は実施されていない。

② 監査の結果

i) 農業会議との経費按分の未実施について（団体）

農業公社と農業会議の人件費、賃借料が按分されていないため、それぞれの団体の運用コストの実態が適切に把握できない。人件費、賃借料についても経費の按分を行い、実態の把握を適切に行って業務運営の改善等を検討する必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(13) 各会計区分の収益及び費用について

① 収益及び費用に関する現状

農業公社の平成 24 年度正味財産増減計算書内訳表において、公益目的事業会計と法人会計に区分されており、さらに公益目的事業会計は、合理化事業と就農支援事業の事業ごとに区分されている。発生した収益及び費用は、該当する各会計区分または各事業区分に計上されている。

農業公社では、公益目的事業会計及び法人会計の両方に共通して発生する経費、具体的には人件費、光熱費及び減価償却費をそれぞれの会計区分へ按分している。按分する上での基準は、公益認定申請時の按分方針に基づいて、公益目的事業会計を 10 分の 9、残りの 10 分の 1 を法人会計としている。

② 監査の結果

i) 経費の適切な按分基準の設定等について（団体）

農業公社では人件費等の共通経費の按分について、便宜的な按分基準を用いてそれぞれの会計区分へ按分している。当該按分基準は実態に基づいて設定された基準ではないため、按分された経費は実態を反映しておらず、各会計区分の収益及び支出の状況が適切に表されているとは言えない。したがって、まずは実態を把握した上で各共通経費の性質等に基づいて適切な按分基準を設定することが必要である。これに基づいて経費を按分し、さらに、当該按分基準を明文化し、毎年度継続して運用していくことが必要である。

ii) 損益の適切な会計区分への計上について（団体）

平成 24 年度の正味財産増減計算書内訳表によると、農地等の売渡による手数料収入

691千円が、法人会計区分に計上されている。また、法人会計区分の管理費のうち諸会費には、合理化事業に係る会費440千円が計上されている。

上記のとおり、公益目的事業会計に計上されるべき収益及び費用が法人会計区分に計上されており、各会計区分の損益の状況が適切に表されていない。

したがって、各会計区分に計上されている収益及び費用が適切な会計区分に計上されているか見直しを行い、各会計区分の収益及び費用の状況を適切に表す必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(14) 現金及び預金の管理について

① 現金及び預金の管理の現状

公益財団法人和歌山県農業公社会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第25条によると「現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預貯金は毎月末日の残高を金融機関の通帳と照合してその正確を期さなければならない。」とされている。実際は、現金については、関係帳簿との照合は月次程度で実施しているとのことであり、毎日実施していなかった。また、預金と関係帳簿との照合については、一部の口座についてのみ実施しているとのことであり、すべての口座について実施していなかった。また、担当者による照合だけではなく、上席者による承認についても実施されていなかった。

② 監査の結果

i) 現金及び預金と関係帳簿との照合の不徹底について（団体）

現金及び預金と関係帳簿との照合について、会計処理規程に基づいた運用がなされていない。現金又は預金の残高が関係帳簿又は通帳と一致しない場合、原因究明が遅滞する恐れがあるため、会計処理規程に定められたとおり、現金については現金残高と関係帳簿を毎日照合する必要がある。また、預金については、すべての口座について毎月末日の残高と通帳の照合を実施する必要がある。さらに、担当者による照合だけではなく上席者による承認も実施する必要がある。

ただし、現金については毎日残高に変動があるわけではないため、当規程を設定した当初の趣旨を再度検討したうえで、規程の見直しを行う余地はある。

③ 意見

i) 現金及び預金と関係帳簿との照合の証跡について（団体）

担当者が現金と関係帳簿の照合及び預金残高と通帳の照合を行った際は、その事実が分かる証跡を残す必要がある。上席者による承認の際にも承認を行った事実が分か

る証跡を残す必要がある。

しかし、現金と関係帳簿を照合した事実が分かる担当者及び上席者による証跡は残されていなかった。また、預金残高と通帳の照合についても同様に、証跡が残されていなかった。

証跡がなければ、現金と関係帳簿の照合を実施したかどうか不明であり、また証跡を残すことが取り決めとして徹底されなければ、現金の流用等に対する牽制が有効に機能しない恐れがある。

現金については、金種表を作成し、金種表に担当者及び上席者が押印する、又は関係帳簿の様式を見直し照合の押印欄を設ける必要がある。預金についても、預金出納簿の様式を見直し照合の押印欄を設ける必要がある。さらに、これらの現金及び預金と関係帳簿との証跡に関するルールを明確に定める必要がある。

ii) 現金の保有限度額の見直しについて（団体）

農業公社の現金の保有限度額は、規程等で明確には定められていないものの実務上の運用としては 20 万円を限度としており、毎年度 4 月当初に 20 万円を保有することとしている。

平成 24 年度の現金出納簿を通査したところ、年間の支出合計額は 7 万円程度であり、毎月 5 千円から 7 千円程度の支出があるのみであった。

現金は流用等の恐れがあるため、支出に見合った適正額を保有するべきであるが、農業公社では支出金額からすると多額の現金を保有していると考えられる。

したがって、現在の保有限度額である 20 万円を見直し、適正な金額に設定する必要がある。さらに、会計処理規程等で当該金額について定めることを検討されたい。

(15) 固定資産及び物品の管理について

① 固定資産及び物品の管理の現状

農業公社における固定資産は、会計処理規程第 29 条によると「この法人が有する資産のうち流動資産、繰延資産以外の資産で 1 年を超えて有する資産をいい、耐用年数 1 年以上、取得価額 10 万円以上の事業用有形固定資産及びその他の固定資産としての無形固定資産、投資等の資産をいう。」と定められている。また、固定資産については、公益財団法人和歌山県農業公社会計処理規程第 36 条によると「毎事業年度 1 回以上固定資産台帳と現物を照合し、その実在性を確かめなければならない。もし紛失、き損、滅失等が生じた場合は、速やかに経理責任者に報告し、その処置について指示を仰がなければならない。」とされている。

また、物品とは同規程第 38 条によると「物品とは事務用器具、備品、消耗品等で耐用年数 1 年未満又は 1 個 1 組の取得価額が 10 万円未満のもので費用支出となる資産を

いう。」と定められている。この物品については、同規程 40 条において「毎事業年度末において、経理事務担当者立会の下で現物棚卸を実施し、物品受払台帳と照合しなければならない。」とされている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 固定資産及び物品の台帳との照合証跡について（団体）

固定資産については、固定資産台帳と現物の照合を実施しなければならないが、実施に際しては照合の事実が分かる結果を残す必要がある。しかしながら、固定資産台帳と現物の照合は行っているとのことであるが、その結果を確認できなかった。

結果が残されていないければ、固定資産台帳と現物の照合を行ったかどうか不明であり、また、照合の結果、紛失等があったのかどうかの判断ができない。

したがって、固定資産台帳と現物の照合を行った際は、照合の結果を残しておく必要がある。

また、物品についても固定資産と同様に照合結果が残されておらず、照合を行ったかどうか不明であるため、照合の結果を残しておく必要がある。また、物品には備品番号が分かるシール等が貼付されていなかったため、台帳との照合を可能にするために備品番号シール等を貼付する必要がある。さらに、物品については、①に記載の定義によると、10 万円未満の資産はすべて含まれてしまうと考えられるため、照合による効果や効率性等を考慮して、照合対象物品の範囲に関する会計処理規程の見直しを行うことを検討されたい。

(16) 財務諸表の注記について

① 財務諸表への注記記載の現状

農業公社の財務諸表には公益法人会計基準に基づいて、次のとおり注記が記載されている。

- 1 重要な会計方針
- 2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- 3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- 4 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- 5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

② 監査の結果

i) 注記の記載漏れについて（団体）

農業公社の平成 24 年度貸借対照表の特定資産には「基金運用益繰越金引当預金」が計上されている。したがって、当該預金は特定資産として、①に記載した注記 2 及び 3 の箇所に記載されることになる。しかしながら、平成 24 年度の財務諸表に対する注記には、当該預金が特定資産として記載されていなかった。

したがって、平成 24 年度の財務諸表に対する注記に、当該預金を特定資産として注記するべきであった。今後は、このような記載漏れがないように留意する必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

【4】公益財団法人わかやま産業振興財団

1. 団体概要

(1) 基本情報

平成 24 年 4 月 1 日現在

所管課	団体代表者
商工観光労働部企業政策局企業振興課	理事長 島 正博
出捐金（うち県割合）	設立年月日
18,000 千円 (27.8%)	平成 3 年 3 月 財団法人テクノ振興財団設立として設立 (平成 23 年 4 月公益財団法人へ移行)
設立目的、経緯	
わかやま産業振興財団（以下、「産業振興財団」という）は、地域産業技術の振興を図るとともに、創業や中小企業等の技術及び経営の革新、新事業の創出など様々な局面における技術開発、人材育成、市場開拓、資金調達など多様な事業活動を総合的に支援し、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。	
～沿革～	
平成 3 年 3 月	財団法人テクノ振興財団設立
平成 16 年 6 月	財団法人テクノ振興財団と財団法人和歌山県中小企業振興公社が統合し財団法人わかやま産業振興財団を発足
平成 23 年 4 月	公益財団法人わかやま産業振興財団へ移行
主な事業内容	
産業振興財団は、県内の中小企業者等を対象に、経営革新や創業促進、下請企業の振興に関する事業の他、マーケティング活動支援や、資金提供、研究開発や販路支援等、様々な支援活動を県及び国からの受託事業として行っている。	

(2) 役員・職員の構成、兼職状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

	人数	うち県派遣	うち県職との 兼職	うち県 OB
理事	15	-	1	4
監事	2	-	-	-
評議員	10	-	2	-

理事のうち、副理事長 1 名は副知事との兼職であり、専務理事等 4 名は県 OB である。また、評議員のうち 2 名は商工観光労働部企業政策局長及び工業技術センター所長との兼職である。

なお、常勤の理事である専務理事及び常務理事を除いて、報酬は支払われていない。

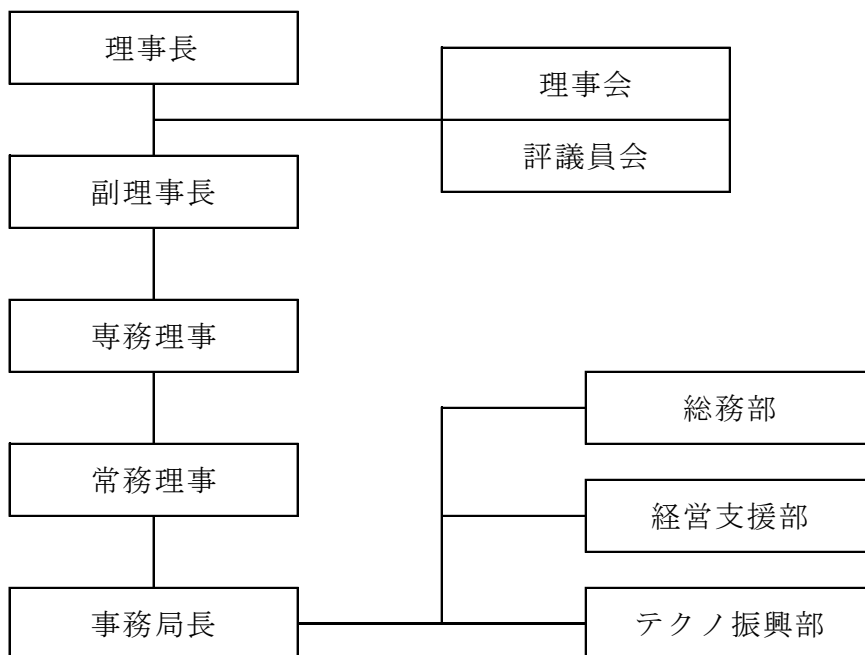
	人数	常勤職員			非常勤職員、 臨時、嘱託
		うち県派遣	うち県との兼職	その他	
職員	38	8	-	18	12

事務局長及び総務部長は県からの派遣職員である。

また、常勤職員のうち、経営支援部長及びテクノ振興部長は民間企業従事経験者であり、任期付職員である。

(3) 組織図

平成 24 年 4 月 1 日現在



(4) 財政状況、県との取引

【財政状態（平成25年3月31日時点）】

(単位：千円)

資 産		負 債	
(流動資産)		(流動負債)	
現金預金	271,544	未払金	57,526
未収金等	129,011	預り金	2,150
(流動資産合計)	400,555	前受金	150
(固定資産)		短期借入金	115,047
(1) 基本財産	18,000	一年以内返済予定長期借入金	2,862
(2) 特定資産		賞与引当金	6,513
技術振興基金	873,987	(流動負債合計)	184,249
情報化基盤整備促進事業 運営積立資産	6,855	(固定負債)	
情報化基盤整備促進事業基金	300,000	長期借入金	10,000,000
わかやま中小企業 元気ファンド事業基金	8,000,000	機械類信用保険預り金	53,109
わかやま農商工連携ファ ンド事業基金	2,000,000	損失補償預り金	15,178
償還準備積立資産	2,862	設備貸与事業円滑化引当金	77,703
支援事業積立資産	6,591	退職給付引当金	58,728
収支差額変動準備積立資産	94,922	(固定負債合計)	10,204,719
退職給付引当資産	58,728	(負債合計)	10,388,968
器具備品	221		
(特定資産合計)	11,344,168		
(3) その他固定資産			
未収設備資金貸付金損害賠償金	3,562		
未収割賦設備	97,227		
未収割賦損料	8,053		
未収割賦販売債権損害賠償金	39,484		
未収リース債権規定賠償金	31,512	正味財産の部	
未収金（設備貸与）	5,973	(指定正味財産)	
貸倒引当金	△117,526	補助金	405,221
求償権	17,135	寄付金	786,000
求償権償却引当金	△17,135	(指定正味財産合計)	1,191,221

敷金	2,000	(うち基本財産への充当額)	18,000
器具備品	231	(うち特定資産への充当額)	1,173,221
電話加入権	486	(一般正味財産)	
出資金	10	(一般正味財産合計)	253,657
ソフトウェア	108	(うち基本財産への充当額)	0
(その他固定資産合計)	71,123	(うち特定資産への充当額)	14,433
(固定資産合計)	11,433,291	(正味財産合計)	1,444,878
(資産合計)	11,833,847	負債及び正味財産合計	11,833,847

負債として計上されている借入金のうち、8,302,862千円は県からの借入である。

【主な勘定科目の説明】

○ 収支差額変動準備積立資産

設備貸与事業における未収債権額のうち、返済のあった金額を県に返済するために当該積立資産として積立している。

○ 機械類信用保険預り金

設備貸与事業における貸付先から代金の支払いを受けることができなかった場合、中小企業金融公庫（現在の日本政策金融公庫）から一定割合の保険金を受領することができる。

保険金受領後、その設備貸与先から弁済があった場合は中小企業金融公庫に回収報告を行うとともに、弁済額の一定割合に応じた金額を公庫に返還納付している（毎月報告し返還している）。

○ 損失補償預り金

県との間で設備資金貸付及び設備貸与に係る損失補償契約を締結し、貸与先から代金の回収ができない等損失を受けた際、県から一定割合の補償を受ける。

損失補償金受領後、その貸与先から弁済があった場合は県に回収報告を行い、その後一定割合に応じた金額を返還納付している（毎年3月に報告し返還している）。

○ 設備貸与事業円滑化引当金

平成16年3月18日に交付決定を受けた和歌山県中小企業振興公社財務健全化事業補助金262,741千円をもとに、その後の未収債権償却に備えて貸倒引当金を設定し、また、一部の未収債権の償却を行うことにより、財務の健全化を図った。この県補助金により引当対象の未収金について、その後回収された場合、それに伴う引当金の相当分を円滑化引当金として計上し、最終的には県へ返還する予定となっている。

【経営成績】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収益	954,815	725,907	622,467
基本財産運用益	271	272	90
特定資産運用益	167,433	166,667	162,519
事業収益	202,985	11,071	2,296
受取補助金等	551,467	532,129	420,669
その他収益	8,055	15,765	36,889
経常費用	1,005,148	713,182	609,753
事業費	797,421	648,521	550,225
給料手当		117,565	105,635
備品費		92,972	85,477
支払補助金		141,588	151,383
支払委託費		115,830	48,131
その他事業費		180,566	159,599
管理費	194,060	64,660	59,528
給料手当		21,934	20,069
退職給付費用		10,126	7,783
福利厚生費		3,938	3,741
使用料及び賃借料		13,931	14,338
その他管理費		14,731	13,597
当期経常増減額	△50,332	12,724	12,713
経常外収益	-	758	1,165
経常外費用	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△50,332	13,483	13,879
指定資産運用益(指定)		10,804	10,622
一般正味財産への振替額		△10,934	△10,752
当期指定正味財産増減額		△130	△129
正味財産期末残高	1,417,775	1,431,128	1,444,878

受取補助金等には、県からのわかやま企業成長戦略事業（２．（２）①参照）及びわかやま産業技術振興事業（２．（２）⑥参照）に係る補助金が含まれている。また、県からの国際経済交流事業（２．（２）②参照）に係る受託金も含まれており、推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
県からの補助金	269,865	286,130	273,686
県からの受託金	44,758	48,028	14,699

2. 事業概要

(1) 事業の構成

産業振興財団の定款で定められている事業は次のとおりである。

- ① 産業支援機関等と連携して総合的な産業支援に関する事業
- ② 中小企業の経営の革新及び創業の促進に関する事業
- ③ 中小企業の経営の革新及び創業その他に係る経営相談、診断、助言等に関する事業
- ④ 下請企業の振興に関する事業
- ⑤ 新事業創出支援に関する事業
- ⑥ 中小企業のマーケティング活動への支援に関する事業
- ⑦ 公益事業に資する資金提供等の管理に関する事業
- ⑧ 中小企業の研究開発及び販路支援に関する事業
- ⑨ 商工業の人材育成に関する事業
- ⑩ 技術の高度化の普及啓発及び情報収集、提供に関する事業
- ⑪ 科学技術の振興に関する事業
- ⑫ 共同研究及び中小企業の研究促進に関する事業
- ⑬ 交流促進に関する事業
- ⑭ 知的財産権の支援に関する事業
- ⑮ 情報化の促進に関する事業
- ⑯ 企業の海外派遣及び貿易促進に関する事業
- ⑰ その他、法人目的を達成するために必要な事業

(2) 主な事業の内容

① わかやま企業成長戦略事業

当該事業は、活力あふれる元気な和歌山経済の創造を目指し、地域経済活性化に向けた取り組みを行う事業であり、県からの補助事業である。具体的な項目としては次に掲げるものがある。

- i 中小企業支援センター事業
- ii 専門家設置事業
- iii 専門家派遣事業

iv 経営支援事業

v 受発注情報収集・提供事業 等

② 国際経済交流支援事業

当該事業は、県内中小企業の国際的なビジネス活動を支援するため、和歌山国際経済サポートデスク相談員並びに海外ビジネスコーディネータを設置し、貿易・投資等の相談に応じるほか、ジェトロの有する海外経済、貿易等、ノウハウに関する最新情報の収集・提供を行い、県内企業等の海外展開を促進するものである。また、東南アジアの優秀な人材を県内企業が獲得するための支援についても実施している。

③ わかやま中小企業元気ファンド事業

当該事業は、「活力あふれる元気な和歌山経済の創造」の実現に向け、県内の中小企業者が行う地域資源を活用した新商品開発や大学・公設試験研究機関と連携して行う新製品の開発などの支援を行うものである。

また、これら事業の掘り起こしなどを目的に行う商工会議所、商工会等地域の産業支援団体が取り組む事業を支援するほか、産業振興財団も事業の普及啓発・発掘、フォローアップ事業等を実施している。

県が独立行政法人中小企業基盤整備機構から借り入れる 64 億円に県からの 2 億円を加えた 66 億円及び県内金融機関からの 14 億円を財団が借入れ、「わかやま中小企業元気ファンド」事業基金（基金残高 80 億円）を造成し、特定資産に計上している。当該事業は、わかやま中小企業元気ファンド事業基金の運用益を財源として行われている。

なお、平成 29 年度での事業の終了が決まっており、上記の借入金全額を返済する予定である。

④ わかやま農商工連携ファンド事業

当該事業は、「活力あふれる元気な和歌山経済の創造」の実現に向け、県内の農商工連携を促進させ、新たなわかやまブランド・新たな産業を創出し、本県経済の中核を担う県内中小企業者と農林漁業者の活性化を図るものである。

県が独立行政法人中小企業基盤整備機構から借り入れる 16 億円に県からの 1 億円を加えた 17 億円及び県内金融機関からの 3 億円を財団が借入、「わかやま農商工連携ファンド」事業基金（基金残高 20 億円）を造成し、特定資産に計上している。当該事業は、わかやま農商工連携ファンド事業基金の運用益を財源として行われている。

なお、平成 31 年度での事業の終了が決定しており、上記の借入金全額を返済する予定である。

⑤ 債権管理事業

「設備資金貸付事業」及び「設備貸与事業」において、貸与、貸付金の償還が滞っている債務者に対しては電話・訪問面談等により債権の回収に努める。また、間接投資企業の経営状況を確認するとともに業況推移を把握する。

「設備資金貸付事業」とは、

1. 創業者（新たに事業を開始しようとする者）の設備又はプログラムであって、その事業を行うために必要があると認められるもの
 2. 小規模企業者等（創業者を除く。）の設備又はプログラムであって、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの
- について、中小企業総合事業団（現在の中小企業基盤整備機構）、県及び金融機関からの借入金を原資として行う貸付事業をいう。
- なお、借入金は、平成 25 年度をもって償還完了となる。

「設備貸与事業」とは、

1. 創業者の事業の用に供する設備又はプログラムであって、その事業を行うために必要があると認められるもの
 2. 小規模企業者等の事業の用に供する設備又はプログラムであって、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの
- について、その譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用权の提供（プログラム使用权を契約に基づき取得させることをいう。）を行う貸与事業であり、中小企業基盤整備機構、県及び金融機関からの借入金を原資とするものである。
- なお、中小企業基盤整備機構、県及び日本政策金融公庫からの借入金を原資とする事業は一般会計とし、県及び銀行からの借入金を原資とする事業を特別会計として処理しているが、前者は平成 15 年度から事業を休止し、後者は平成 14 年度から事業を廃止している。

また、借入金は定期的に償還され、現在、償還済みとなっている。

⑥ わかやま産業技術振興事業

当該事業は、県内中小企業の技術人材の育成や専門知識の普及、事業内容や事業実績等を紹介する情報誌「テクノウェーブWAKAYAMA」の発行や、和歌山大学・近畿大学生物理工学部と県内情報サービス関連企業との産学連携を推進するものである。

3. 監査の結果及び意見

■ 結果及び意見の項目一覧

項目	結果・意見のタイトル	結果／意見
団体の経営計画、事業報告に関するもの		
(1) 中期計画について	中期計画の策定の必要性について(団体/所管課)	意見
(2) 事業報告書について	事業別会計決算報告書における会計単位の整合について(団体)	意見
団体のガバナンス体制に関するもの		
(3) 定款における副理事長に関する規定について	副理事長の職務に関する定款の不備について(団体)	結果
	副理事長の選定及び解職に関する定款の不備について(団体)	結果
(4) 会計監査人から監事への職務の遂行に関する通知について	会計監査人から監事への職務の執行に関する通知の未実施について(団体)	結果
団体に対するモニタリングに関するもの		
(5) 県によるモニタリングについて	県によるモニタリングの実施手法について(所管課)	意見
会計処理や財務事務における内部統制に関するもの		
(6) 返還義務のある特定資産の今後の取扱いについて	県からの預り金の返還時期等に関する協議の必要性について(団体/所管課)	意見
(7) 事業選定時の審査方法について	事業選定時の審査方法について(団体)	意見
(8) 預金の管理について	預金残高と関係帳簿の照合について(団体)	結果
(9) 金庫内での貴重品の保管について	金庫内の書類の適切な管理の実施について(団体)	結果
	開錠することができなかった金庫の管理について(団体)	結果
(10) 業務に関連のない現金の保管について	業務に関連のない現金の保管について(団体)	結果

(1) 中期計画について

① 中期計画に関する現状

産業振興財団では、年度の事業計画を作成しているが、中期計画までは策定されておらず、複数事業年度に跨る事業ビジョンが示されていない。産業振興財団は平成 24

年度末現在、総資産約 120 億円を保有しているが、そのうち平成 29 年度にわかやま中小企業元気ファンド事業基金 80 億円及び平成 31 年度にわかやま農商工連携ファンド事業基金 20 億円が事業終了に伴い中小企業基盤整備機構、県及び金融機関に対して全額返済する予定となっている。産業振興財団における平成 24 年度の経常収益は約 6 億円であり、両基金の廃止に伴い、基金の運用益で実施している事業（平成 24 年度実績：132,004 千円）が終了することにより、事業規模が縮小されることが想定される。

一方、県によると、産業振興財団は、中小企業支援法に基づく「中小企業支援センター」に指定されており、県が取り組む中小企業支援施策等を担う中核的な団体として、県内中小企業等の支援及び地域経済の発展に寄与する活動を行っており、更には国も産業の国際競争力を高めようと、日本再興戦略を策定し、その成長戦略を推進するため、各種産業支援施策を打ち出している中で、将来的に事業規模が増加する可能性も十分考えられるとのことである。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 中期計画の策定の必要性について（団体／所管課）

産業振興財団は今後、基金の廃止に伴い事業活動の変動が想定され、事業内容の見直しを行うことが必要となる。このため、今後はプロパー職員の採用及び人事育成計画等も含め、中長期的な展望を持った上で、中期運営計画を策定する必要性は高いと考えられる。

さらに、産業振興財団の事業のほとんどが、県あるいは国からの補助または受託事業であることを踏まえ、産業振興財団及び県は、それぞれの役割分担を明確にして、事業の方向性等、今後の方針について中長期的な展望を持つとともに、併せて必要な人員についても協議して適正に管理していくことが一層重要である。

(2) 事業報告書について

① 事業報告で記載されている内容に関する現状

「事業報告（事業別会計決算報告書）」において、「わかやま企業成長戦略事業会計」は一つの会計単位として決算報告書が作成されているが、正味財産増減計算書内訳書では本事業会計が公益目的事業会計の公益事業 1 と公益事業 3 に分けて記載されているため、事業別会計決算報告書と正味財産増減計算書内訳書が直接的には関連付けられない状況である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事業別会計決算報告書における会計単位の整合について（団体）

産業振興財団は、正味財産増減明細書において、「わかやま企業成長戦略事業会計」を公益事業1と公益事業3とに区分表示していることに対応して、事業別会計決算報告書においても公益事業1と公益事業3に区分して表示することを検討されたい。

(3) 定款における副理事長に関する規定について

① 定款における副理事長に関する規定についての現状

産業振興財団の定款第26条第3項において、副理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に規定されている業務執行理事と位置づけられている。また、同法第91条第2項においては、業務執行理事は自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない旨が規定されている。

しかし、定款第28条第3項では理事長、専務理事及び常務理事は自己の執行状況を理事会に報告する義務を有する者として規定されているが、副理事長は含まれていない。

また、定款第35条には理事会の権限に関する規定があり、同条第3号において「理事長及び専務理事、常務理事の選定及び解職」が規定されているが、副理事長は含まれていない。

② 監査の結果

i) 副理事長の職務に関する定款の不備について（団体）

現状に記載のとおり、副理事長は、定款において業務執行理事である旨が定められている一方で、自己の職務執行状況を報告する義務を課せられていない。

産業振興財団は、定款第28条第3項において副理事長に対して自己の職務執行状況を報告する義務を課す必要がある。

ii) 副理事長の選定及び解職に関する定款の不備について（団体）

副理事長は、業務執行理事であり、その選定及び解職の条件は理事長、専務理事及び常務理事と同様と解される。したがって、定款第35条第3号の理事会の権限における選定及び解職の対象として、理事長及び専務理事、常務理事と同様に副理事長も含める必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(4) 会計監査人から監事への職務の遂行に関する通知について

① 会計監査人から監事への職務の遂行に関する通知についての現状

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 42 条において、「会計監査人は特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての 1. 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、2. 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項、3. 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項、を通知しなければならない。(ただし、すべての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。)」と規定されている。

この点について、産業振興財団の監事は、会計監査人からの職務の執行が適正に行われることを確保するための体制に関する報告を受けていない。

② 監査の結果

i) 会計監査人から監事への職務の執行に関する通知の未実施について(団体)

現状に記載のとおり、産業振興財団では、監事は会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する通知を受けていない。監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 42 条に基づき、会計監査人の職務の遂行に関する通知を会計監査人に促す必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(5) 県によるモニタリングについて

① 県によるモニタリングに関する現状

産業振興財団は県からの補助事業として「わかやま企業成長戦略事業」や「わかやま産業技術振興事業」等を実施している。県は、これらの事業のモニタリングを実施するために、県が指定した様式にて団体に実績報告を求め、かつ、「出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する基準」(以下、「指導監督に関する基準」)及び出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する要綱に基づき、モニタリングを実施している。県は、産業振興財団が提出した実績報告に基づき、確定検査を行い、補助金の確定手続きを行っているものの、実績報告をどのように確認したか等の記録は残されていない。

さらに、企業振興課は「指導監督基準」に基づき、産業振興財団の財政運営、事業運営等についてもモニタリングし、指導を実施しているとのことであるが当該指導状

況についても記録が残っていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 県によるモニタリングの実施手法について(所管課)

県として補助事業が適切に執行されていることを確認するため、実績報告の正確性を確認した過程を記録として整理しておく必要がある。たとえば、企業振興課の補助金担当者と産業振興財団の担当者間でどのようなやり取りがあったか等の記録や、場合によっては原始証憑まで確認を行い、その記録を残すことで実効性を担保していくことが考えられる。

また、補助事業に限らず、産業振興財団の財政運営、事業運営等についてもモニタリングを実施しているとのことであるため、これについても、「指導監督に関する基準」の各項目の評価結果を記録していく必要があると考える。

なお、モニタリングを効果的に実施するためには、チェックリストを作成し活用することも有効な手法である。

(6) 返還義務のある特定資産の今後の取扱いについて

① 返還義務のある特定資産に関する現状

設備貸与事業における債務者からの返済金は県等へ返還する必要がある資金であるため、返済を受けた場合、貸倒引当金の取崩し及び設備貸与事業円滑化引当金の負債計上を行うとともに、対応する預金を収支差額変動準備積立金として特定資産に計上している。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 県からの預り金の返還時期等に関する協議の必要性について(団体/所管課)

現状に記載のとおり、収支差額変動準備積立資産については、県への返還義務があるが、その返済時期及び方法については定められていない。

産業振興財団は、県と返済時期及び方法等について協議を行い、県及び産業振興財団の資金が有効活用されるよう検討されたい。

(7) 事業選定時の審査方法について

① 事業選定時の審査方法についての現状

産業振興財団では、新連携共同研究事業について県内事業者等から提案を募集し、この提案について事業可能性評価委員会による審査を行い、事業者を決定している。事業可能性評価委員会の委員には、企業経営者や金融機関出身者、学識経験者、関係行政機関職員等、様々な経歴をもった者が選定されている。審査で用いる採点表を見ると、5つの評価項目を5段階で評価する方式となっているが、その評価項目は技術評価から財政状況の評価まで多岐にわたっており、各委員が専門分野外の項目も含めて個別に点数評価し、委員全員の点数を単純合計して最も高い者を事業者として選定している。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事業選定時の審査方法について（団体）

現状に記載のとおり、新連携共同研究事業の決定に際し、委員全員が専門外の分野も含めたすべての項目を個別に評価している。これらの実際の評価資料を閲覧すると、例えば、財政状況の評価について各委員の点数にばらつきがあったが、事業者選定時には委員全員の点数の単純合計がそのまま評価点となっていた。技術専門家と財務専門家の点数にばらつきがあった場合、単純合計を評価点とする方法については検討の余地がある。

審査員の評価の点数化の方法、各審査員の評価点数の集計方法等、より有効で適切な評価方法について検討されたい。

例えば、採点表には5つの項目について5段階で評価されているが、採点表には1から5までの数値のみが記載されているのみで、審査を行った各委員の業者選定に対するコメントが記載されていない。数値のみの採点では、評価理由が不明瞭であるため、必要に応じてコメント等を記載できる様式とすることが考えられる。

(8) 預金の管理について

① 預金の管理についての現状

預金の支払いを行う場合は総務担当者が支出伺いを起案し、上席者の承認を経て支出を行なっている。支払い後の預金残高については、会計規程第24条第2項において、「出納員は、預金について毎日その現在高を関係帳簿と照合しなければならない。」旨が規定されているが、現状、預金残高に変動が生じた際にしか、関係帳簿との照合がなされていない。

② 監査の結果

i) 預金残高と関係帳簿の照合について (団体)

現状に記載のとおり、会計規程では毎日預金残高と関係帳簿を照合することとしているが、預金残高に変動が生じた際にしか関係帳簿との照合がなされておらず、規程が遵守されていない状況であるが、規程に沿った事務処理を行うことが必要である。

なお、預金残高に変動が生じていない場合においても関係帳簿との照合を毎日行うことは、事務手続きが煩雑となり現実的ではないと考えられるため、照合作業を一定の期間ごとに定期的実施する等、規程の変更を検討すべきであるとする。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(9) 金庫内での貴重品の保管について

① 金庫内での貴重品の保管についての現状

産業振興財団で社印等の貴重品を保管している金庫は、平成16年6月の財団法人テクノ振興財団と財団法人和歌山県中小企業振興公社の統合により両財団で使用されていた4つの金庫を引き継いだものである。金庫内には、貴重品の他、既に終了している貸付契約に関する書類や期限切れの保険証書等、金庫内で保管する必要のない書類が保管されていた。この点について、金庫の管理担当は、金庫の中身を正確に把握していなかった。

また、1つの金庫については、平成16年度の統合以降、開錠されることはなく、暗証番号の把握もされていなかった。後日、金庫の取扱業者により開錠されたが、その中には現在は有効でない銀行との手数料負担に係る協定書の原本、保管期限が過ぎている決議書のコピー、小型の警報機が保管されていた。

② 監査の結果

i) 金庫内の書類の適切な管理の実施について (団体)

金庫は、重要な資料・物品等を保管することを目的としており、重要でないものまで保管すると重要資料・物品等の管理が煩雑となり、紛失等のおそれが高くなる。

このため、金庫内の重要資料・物品等を適切に管理するため、金庫内の定期的な棚卸を行い、その内容を整理するとともに、金庫内の適切な管理のために、保管資料・物品をリスト化する必要がある。

ii) 開錠することができなかった金庫の管理について (団体)

長期間にわたって金庫が開錠されず、保管物の内容が不明であったことは、管理上

問題である。重要な資料・物品等を保管するための金庫については、定期的に保管内容を確認しておく必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(10) 業務に関連のない現金の保管について

① 業務に関連のない現金の保管についての現状

産業振興財団のキャビネットに、統合時に財団法人テクノ振興財団から引き継がれた現金 12 千円が保管されていた。現金が入れられていた封筒及び一緒に保管されていた通帳には「親睦会」と記載されており、当時「親睦会費」として職員から積立てたものであることが判明したが、産業振興財団はこの現金の存在を認識していなかった。

② 監査の結果

i) 業務に関連のない現金の保管について（団体）

現金の管理については不正が発生する可能性が高い項目であるため、今後、存在している現金を認識していないということがないように再発防止策を検討する必要がある。

金庫やキャビネットに関して、保管リストを作成し、適切でない物が保管されていないことを定期的に確認することも有効な手法である。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

【5】公益社団法人畜産協会わかやま

1. 団体概要

(1) 基本情報

平成 24 年 4 月 1 日現在

所管課	団体代表者
農林水産部農業生産局畜産課	会長理事 葛原 義明
拠出金（うち県割合）	設立年月日
30,240 千円（49.6%）	昭和 31 年 2 月 29 日 （平成 25 年 4 月公益社団法人へ移行）
団体所在地	
和歌山市美園町 3-34(けやき ONE 307 号)	
設立目的、経緯	
畜産協会わかやま（以下「畜産協会」という。）は、良質な畜産物の生産、畜産物の価格の安定及び畜産物の適切な流通並びに畜産農家における畜産経営の安定向上及び家畜	

の健康維持に貢献し、もって畜産業の振興と国民の食生活の安定・改善に寄与することを目的としている。

昭和 30 年の農林省議「畜産の指導体制の強化に関する措置要綱」に基づき、和歌山県の畜産農家指導をおこなう組織として設立された。(設立当初の名称は、(社)和歌山県畜産会)平成 13 年 4 月 1 日には、畜産経営に対する支援指導機能の強化と団体運営の効率化を図るため、肉用子牛生産者補給金制度業務を主に実施してきた(社)和歌山県肉用子牛価格安定基金協会の業務を継承し、畜産協会わかやまに名称変更を行った。

平成 25 年 4 月 1 日からは公益社団法人に移行している。

主な事業内容

畜産協会の主な事業は、畜産経営・技術の改善指導や畜産に関する講習会等に関する支援業務や肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく肉用子牛生産者補給金制度関連事業、肉用牛肥育経営の安定を図るための肉用牛肥育経営安定特別対策事業がある。

(2) 役員・職員の構成、兼職状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

	人数	うち県派遣	うち県との兼職	うち県 OB
理事	16	-	1	1
監事	3	-	-	-

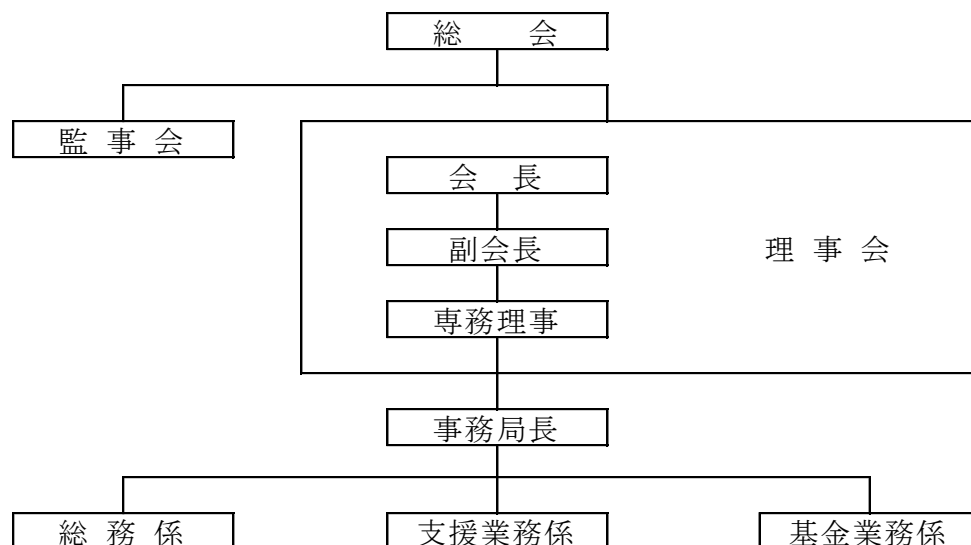
理事のうち、1 名は農林水産部長と兼職している。

また、専務理事を除いて、報酬は支払われていない。専務理事は、通常業務の決裁を行うため事務局への勤務が発生することから、定款第 27 条 2 項に基づき、勤務に対する費用弁償として報酬が支払われている。

	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県派遣	うち県との兼職	その他	
職員	8	-	-	3	5

(3) 組織図

平成 24 年 4 月 1 日現在



(4) 財政状況、県との取引

【財政状態（平成 25 年 3 月 31 日時点）】

(単位：千円)

資 産		負 債	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	19,390	未払金	4,411
現金	88	預り金	95
普通預金	19,302	仮受金	3,891
未収金	11,639	準備積立金（畜産振興基金）	19,800
前払金	196	（流動負債合計）	28,198
立替金	310	2. 固定負債	
（流動資産合計）	31,537	退職給付引当金	19,964
2. 固定資産		基金（肉用牛経営安定基金）	42,593
基本財産		預り出資金	30,240
基本財産資産	31,246	事業預り金	4,000
（基本財産合計）	31,246	（固定負債合計）	96,798
特定資産		（負債合計）	124,996
退職給付引当資産	19,964	正味財産の部	
減価償却引当資産	365	1. 指定正味財産	
生産者積立資産	11,425	補助金等	50,011
生産者積立準備資産	7,741	基本財産運用益	1,006

運営特別基金資産	30,844	(指定正味財産合計)	51,018
全国和牛能力共進会積立資産	734	(うち基本財産への充当額)	1,006
事務所移転引当資産	770	(うち特定資産への充当額)	50,011
肉用牛肥育経営安定基金預金	42,593	2. 一般正味財産	8,512
(特定資産合計)	114,439	(うち特定資産への充当額)	365
その他固定資産		(正味財産合計)	59,530
什器備品	5,184	/	
減価償却累計額	△3,280		
長期預け金	4,000		
外部拠出金	1,400		
(その他固定資産合計)	7,304		
(固定資産合計)	152,990		
資産合計	184,527		

預り出資金は、畜産協会の設立時に県を含む社員が出資したものである。県の出資額は15,000千円であり、出資割合は49.6%となっている。

生産者積立金は、肉用子牛生産者補給金交付事業（2.（2）④肉用子牛生産者補給金制度関連事業参照）の財源として、県、独立行政法人農畜産業振興機構及び生産者がそれぞれ、4分の1、2分の1、4分の1の負担割合に応じて拠出しているものである。

生産者積立準備資産は、当該補給金交付事業の県の拠出金として、当該補給金交付事業の前事業期間から繰り越されたものである。県による4分の1の負担については、新たに畜産協会へ拠出するのではなく、畜産協会において、繰り越された当該資産から生産者積立金へ振り替える処理を行っている。

【損益の状況】

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費(計)	3,257	3,287	3,357
事業収益(計)	2,886	2,832	3,196
受取補給金(計)	5,266	3,841	524
受取補助金(計)	70,195	80,823	56,771
受託事業収益(計)	7,833	8,811	9,263

受取生産者積立金(計)	16,808	20,289	13,353
受取拋出金(計)	2,994	2,642	-
雑収益(計)	602	61	111
指定正味財産からの振替額	863	393	398
他会計からの繰入額(計)	393	393	398
基金取崩額(計)	59,073	77,053	35,956
経常収益(計)	170,174	202,909	123,330
(2)経常費用			
事業費(計)	1,460	1,291	1,262
和歌山県補助事業費(計)	6,100	5,645	1,635
熊野牛 [®] ラッシュアップ [®] 推進事業費(計)	4,605	4,063	-
地方競馬全国協会補助事業費(計)	4,784	4,307	4,370
中央畜産会補助事業費(計)	537	341	753
農畜産業振興機構補助事業費(計)	22,981	12,006	11,981
家畜衛生対策推進協議会補助事業費(計)	1,206	-	-
和歌山県委託事業費(計)	4,990	5,053	5,232
農林水産省補助事業費支出(計)	-	1,973	1,092
中央畜産会委託事業費(計)	176	-	74
和歌山県農業共同組合連合会委託事業費(計)	1,000	1,001	900
その他委託事業費(計)	1,717	2,554	4,450
補助事業費(計)	60,115	76,728	36,481
管理費(計)	5,640	6,384	6,223
他会計への繰出額(計)	393	393	398
基金繰入額(計)	59,733	83,941	50,406
経常費用(計)	170,837	201,622	125,261
当期経常増減額	△662	1,286	△1,930
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益			
指定正味財産からの振替額	25,001	-	-
基金取崩益(計)	6,500	6,500	6,500
受取返戻金(計)	-	320	335
経常外収益計	31,501	6,820	6,835
(2)経常外費用			
基金繰入額(計)	8,000	5,500	5,800

支払返戻金(計)	25,141	320	335
経常外費用計	33,141	5,820	6,135
当期経常外増減額	△1,640	1,000	699
当期一般正味財産増減額	△2,302	2,286	△1,230
一般正味財産期首残高	9,759	7,456	9,743
一般正味財産期末残高	7,456	9,743	8,512
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金(計)	3,116	1,973	855
受取生産者積立金	1,898	986	427
基本財産運用益(計)	156	156	156
特定資産運用益(計)	243	240	240
基本財産評価益(計)	224	224	224
特定資産評価益(計)	135	135	134
他会計からの繰入額(計)	1,558	986	427
他会計への繰出額(計)	△1,558	△986	△427
一般正味財産への振替額(計)	△25,864	△393	△398
当期指定正味財産増減額	△20,090	3,323	1,641
指定正味財産期首残高	66,143	46,052	49,376
指定正味財産期末残高	46,052	49,376	51,018
III 正味財産期末残高	53,509	59,120	59,530

受取補助金には、県からの畜産コンサルタント事業（２．（２）②畜産コンサルタント事業参照）に係る補助金が含まれており、その推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
県からの補助金	2,749	2,977	1,635

受託事業収益には、県からの畜産経営指導事業及び熊野牛改良増殖推進事業（２．（２）①畜産経営指導事業、（２）③熊野牛改良増殖推進事業参照）に係る委託料が含まれており、その推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
県からの受託事業収益	4,981	4,981	5,213

2. 事業概要

(1) 事業の構成

畜産協会の事業は次のとおり、10の事業で構成されている。

- ① 畜産経営指導事業
- ② 畜産経営技術指導事業
- ③ 畜産コンサルタント事業
- ④ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業
- ⑤ 熊野牛改良増殖推進事業
- ⑥ 肉用牛経営安定対策補完事業
- ⑦ 死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業
- ⑧ 家畜防疫互助基金支援事業
- ⑨ 肉用子牛生産者補給金制度関連事業
- ⑩ その他受託事業等

(2) 主な事業の内容

① 畜産経営指導事業

当該事業は県からの受託事業であり、事業内容等は次のとおりである。

i 畜産経営体支援指導研究会等の開催

県の畜産経営体支援指導に係る基本方針に基づき、畜産経営技術指導を効果的かつ効率的に実施するために、畜産経営体支援指導研究会等を開催し検討を行うものである。研究会の開催後には、検討内容を取りまとめた「畜産経営技術指導報告書」を作成し、研究会構成員、県関係機関及び畜産関係団体等に配布している。

ii 畜産経営技術の総合支援指導

具体的には以下の項目を実施する。

ア 担い手支援指導

後継者を中心とした担い手育成を図るために、先進地視察研修や意見交換会を行い、後継者に対する支援指導を行う。

イ 経営改善指導

経営改善が必要な経営体へ、客観的な経営把握・経営改善を促すための財務諸表の作成・分析手法等についての指導支援指導等を行う。

ウ 高度化支援指導

生産性の高度化による経営の安定を図るための支援指導や、課題の解決に向けた意見徴収・検討会を実施する。

エ 指導用機器整備

経営診断ソフト利用のための機器整備を行う。

上記の畜産経営指導事業は、県からの受託事業であるため、事業年度終了後には委託契約書に基づき、収支精算書を含む実績報告書を畜産課へ提出している。

② 畜産コンサルタント事業

国及び県等行政機関が行う諸施策を補完するとともに、畜産経営技術指導、その他畜産振興に関わる各般の事業実施を効果的に推進し畜産経営の安定に資するものである。当該事業は県の補助事業であるため、事業年度終了後には和歌山県補助金等交付規則に基づき、収支精算書を含む実績報告書を畜産課へ提出している。

③ 熊野牛改良増殖推進事業

県の肉用牛生産の主力となっている「熊野牛」の生産性及び品質の向上と、肉用牛生産者の経営安定を図るために、肉用牛の育種改良体制の強化及び優良な繁殖雌牛群整備の推進に必要な個体情報等を繁殖雌牛飼養農家に提供するものである。当該事業は県からの受託事業であるため、事業年度終了後には委託契約書に基づき、収支精算書を含む実績報告書を畜産課へ提出している。

④ 肉用子牛生産者補給金制度関連事業

当該事業は、県及び独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業であり、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく生産者補給金を交付するとともに、関連する事業を行うものである。具体的には以下の項目を実施する。

i 肉用子牛生産者補給金交付事業

肉用子牛の平均売買価格が、肉用子牛の再生産を確保することができる価格水準として定められる保証基準価格（合理化目標価格）を下回る場合に、その差額について価格差補てんとして生産者補給金を交付するものである。当該補給金の財源とするために、生産者積立金として、県、独立行政法人農畜産業振興機構及び生産者のそれぞれが一定の割合を負担する。当該事業は、5年間を一期間とする事業であり、現在は、平成22年度から平成26年度までの継続事業となっている。

ii 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

ア 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

契約生産者の肉用子牛の個体識別及び個体登録、保留の確認、契約生産者に対する補給金制度の適切な推進に係る啓発・指導を行う。また、肉用子牛生産者補給金制度の実施体制の強化と確保を図るため、県及び関係市町村の協力を得て、契約生産者対して生産者補給金交付契約の内容、関係書類の整備・保管状況、手続き等についての点検、調査、指導を行うものである。

イ 指定協会運営体制支援事業

肉用子牛生産の安定及び肉用牛経営の安定に資するため、肉用子牛生産者補給金制度の円滑な実施体制の確保及び運営基盤の充実を図るものである。

iii 肉用牛繁殖経営支援事業

ア 肉用牛繁殖経営支援事業

肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が発動基準（※）を下回った場合に差額の一部を補填する事業である。四半期ごとに、当該期間における指定市場の平均売買価格に基づいて販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、肉用牛繁殖支援交付金を交付するものである。

※発動基準とは、家族労働員の8割を補償するものとして設定された額をいう。

品種	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
発動基準（平成24年度まで）	38万円	35万円	25万円
発動基準（平成25年度以降）	41万円	37万円	27万円

イ 肉用牛繁殖経営支援地域推進事業

アの事業を円滑に推進するため、推進会議の開催、現地指導及び現地確認等を実施するものである。

⑤ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業

肉用牛肥育経営の安定を図るため、経営の収益性が悪化した場合に、生産者の拠出と農畜産業振興機構の補助により造成した基金（肉用牛肥育経営安定基金預金）から、肥育牛生産者に対して、粗収益と生産費の差額の8割を上限として補填するものである。

3. 監査の結果及び意見

■ 結果及び意見の項目一覧

項目	結果・意見のタイトル	結果／意見
団体の経営計画、事業報告に関するもの		
(1) 中期計画について	中期計画の策定の必要性について(団体)	意見
	中期計画の策定方法について(所管課)	意見
(2) 事業報告の記載について	事業報告における計画の記載の必要性について(団体)	意見
	事業報告における県からの補助事業の記載の必要性について(団体)	意見
	事業報告書における法人の概況等の記載について(団体)	意見
団体のガバナンス体制に関するもの		
(3) 理事会の決議について	理事会における決議の省略の運用誤りにについて(団体)	結果
	決議の省略の実施の適否について(団体)	意見
(4) 社員総会の招集通知について	社員総会の招集通知の添付資料の不備について(団体)	結果
(5) 預り出資金に係る定款の記載について	預り出資金に係る定款の不備について(団体)	結果
(6) 収支予算書の議決について	収支予算書の議決を事業年度の開始までに行う必要性について(団体)	意見
団体に対するモニタリングに関するもの		
(7) 県によるモニタリングについて	団体の事業運営を含むモニタリングの実施について(所管課)	結果
	県からの受託事業及び補助事業のモニタリングの手法について(所管課)	意見
人事に関するもの		
(8) 県職員の兼務について	兼務についての事務手続き不備について(所管課)	結果
(9) 事務分担について	業務マニュアルの作成や内部統制の強化について(団体)	意見
会計処理や財務事務における内部統制に関するもの		
(10) 特定資産について	特定資産に係る要領の整備の必要性について(団体)	意見

(11) 肉用牛経営安定基金及びこれに伴う特定資産の表示等について	肉用牛経営安定基金の会計処理誤りについて (団体)	結果
(12) 畜産振興基金の表示について	畜産振興基金の会計処理誤りについて (団体)	結果
(13) 財産目録について	財産目録への記載漏れについて (団体)	結果
(14) 賞与引当金について	賞与引当金の未計上について (団体)	結果
(15) 現金及び現金等価物の管理について	現金及び現金等価物と関係帳簿との照合の証跡について (団体)	意見
(16) 物品管理について	物品の現物確認の規程整備について (団体)	意見

(1) 中期計画について

① 中期計画の策定に関する現状

現状、中期計画については所管課である畜産課では策定しているものの、畜産協会においては単年度の事業計画を策定しているのみで、中期計画は策定していない。なお、畜産課が策定している中期計画（和歌山県酪農・肉用牛生産近代化計画書）は、国が「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき定めた「酪農及び肉用生産の近代化を図るための基本方針」を踏まえて、策定しているものである。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 中期計画の策定の必要性について(団体)

中期的な目標を把握したうえで業務を執行していくことは安定的な運営につながる。また、計画の策定時に畜産課が十分に関与、指導することで県の意向を反映させること、及びモニタリング機能を発揮することも重要である。

この点、国は生産から流通、販売にわたる酪農及び肉用牛生産のあり方を根本的に見直すという観点から、中長期的な視点に立ったビジョンを示すものとして平成32年度を目標とした「酪農及び肉用生産の近代化を図るための基本方針」を策定している。また、県においても国の方針を受け、同様の趣旨の計画を「和歌山県酪農・肉用牛生産近代化計画書」として策定している。

畜産協会においては、これらの計画のうち、肉用牛に関する生産、流通、販売に貢献する団体であり、国または県の計画の一旦を担っているものである。以上から、所管課である畜産課の関与、指導のもと、畜産協会においても中期計画を策定する必要がある。

ii) 中期計画の策定方法について（所管課）

畜産課の中期計画の作成方法はまず10年後の見通しをたて、5年後に見直しを行うといったものである。しかしながら、数値目標は10年後の見通し数値しか明示されておらず、5年後の数値目標は明示されていない。かかる状況では5年後の見直しが困難な状況にある。したがって、現状策定されている計画に5年後の数値目標を追加するとともに、5年経過時点で実績との対比を行ったうえで見直しを実施する必要がある。

(2) 事業報告の記載について

① 事業報告の記載に関する現状

定時総会で議案として提出される事業報告において、事業内容の実績は記載されているものの、計画の記載がなされていない。

また、事業報告の各種事業の説明において、受託事業や補助事業である場合はその旨を記載しているが、「肉用子牛生産者補給金制度」については県からの補助事業であるにもかかわらず、その旨が記載されていない。

さらに、畜産協会の平成24年度の事業報告書は、以下の項目で構成されており、法人の概況等が記載されていない。

i 会議

監査、理事会及び総会の実施状況や議事内容について記載されている。

ii 事業

一般会計に区分される各事業の実施状況について記載されている。

iii 特別会計事業

特別会計に区分される各事業の実施状況について記載されている。

iv その他主要行事並びに会議等への出席状況の記載

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事業報告における計画の記載の必要性について（団体）

当年度の実績を適切に把握し、事業の評価を行うという観点からは、事業報告において計画も合わせて記載し、実績との比較を容易に行えるようにする必要がある。

ii) 事業報告における県からの補助事業の記載の必要性について（団体）

「肉用子牛生産者補給金制度」については、県からの補助事業であるため、その旨を事業報告書に記載し、県からの補助事業の有無を明示する必要がある。

iii) 事業報告書における法人の概況等の記載について（団体）

日本公認会計士協会の非営利法人委員会研究報告第5号の「公益法人における事業報告書の記載例について」（平成13年4月16日付）によると、参考とすべき事業報告書の記載例として以下の項目が挙げられている。

i 法人の概況

法人の設立年月日、定款に定める目的、定款に定める事業内容、所管官庁に関する事項、会員の状況、主たる事務所・支部の状況、役員等に関する事項、職員に関する事項、許認可に関する事項

ii 事業の状況

事業の実施状況、重要な契約に関する事項、役員会等に関する事項、収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移

iii 法人の課題

iv 決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実

現在の畜産協会の事業報告書には、主に事業の内容が記載されているのみとなっているが、これは団体において、他の項目の記載の必要性について認識していなかったためである。しかしながら、事業報告書を作成する目的の一つに、利用者に団体についての情報を提供し理解を深めてもらうことがあるため、上記の記載例のように法人の概況等の情報も加えて記載することを検討されたい。

(3) 理事会の決議について

① 理事会の決議の現状

公益社団法人へ移行前の畜産協会では、平成24年11月及び平成25年3月に開催された理事会では、すべての理事に対して理事会議案を送付し、同意の旨の回答を入手する、いわゆる「決議の省略」を実施している。

② 監査の結果

i) 理事会における決議の省略の運用誤りについて（団体）

「決議の省略」については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法律」という。）第96条によると、定款で定めた場合のみ実施することができる。しか

し、畜産協会では、「決議の省略」について公益社団法人へ移行前の定款では定められていない。したがって、公益社団法人へ移行前の「決議の省略」によって行われた平成 24 年 11 月及び平成 25 年 3 月の理事会決議は、定款に基づく方法により決議をすべきであった。

なお、公益認定に伴い新たに作成した定款では「決議の省略」について定められているため、今後は、定款に基づく運用が可能である。

③ 意見

i) 決議の省略の実施の適否について（団体）

「決議の省略」は、理事が一堂に集まって理事会を開催しなくても決議を行える等の利点はあるが、議案が重要な内容である場合は、実際に理事会を開催し活発な議論を行うことが有用であるため望ましくない。しかしながら、平成 25 年 3 月の理事会では、平成 25 年度の 4 月から 6 月の事業計画、収支予算の承認及び一時借入金限度額の承認等の重要事項が議案となっているにもかかわらず、「決議の省略」がなされていた。

今後は、議案の内容に照らして「決議の省略」を採用するかどうかを判断し、議案の内容が重要である場合は、実際に理事会を開催し活発な議論を経た上で決議することが必要である。

(4) 社員総会の招集通知について

① 社員総会の招集通知の現状

平成 24 年度の決算承認のための定時社員総会の招集通知は各社員へ出されており、当該通知には議案の項目名は記載されているが、計算書類等は添付されていなかった。

② 監査の結果

i) 社員総会の招集通知の添付資料の不備について（団体）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 125 条によると、定時社員総会（平成 25 年 6 月 21 日）の招集通知には計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供しなければならないとされている。この趣旨は、事前に計算書類等を提供することによって、承認の是非について余裕をもって判断することができるといったものである。しかしながら、①に記載のとおり招集通知には計算書類等は添付されておらず、承認の是非について事前に検討を行う機会が確保されていなかったと言える。

平成 24 年度の決算承認の定時社員総会の招集通知には、計算書類及び事業報告並びに監査報告を添付すべきであった。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(5) 預り出資金に係る定款の記載について

① 預り出資金に係る定款の現状

畜産協会への県または市町村からの拠出金について、畜産協会に返還義務があるとの認識から固定負債の部で計上している。一方で畜産協会の定款 11 条 2 項には「この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の経費その他の拠出金品は、これを返還しない。」と規定している。

② 監査の結果

i) 預り出資金に係る定款の不備について（団体）

拠出金は、畜産協会が業務を承継した社団法人和歌山県肉用子牛価格安定基金協会（以下、「安定基金協会」）の時に拠出されたものである。安定基金協会が解散し畜産協会に業務を承継する際の臨時総会において「畜産協会の定款にかかわらず、返還義務がある」旨の決議がなされていることから、畜産協会においても返還義務があると認識しているものである。

しかし、臨時総会の内容は、あくまで承継元団体である安定基金協会における決議にすぎず、承継先団体である畜産協会の定款上の取り扱いと異なる取り扱いを許容する効力まで認められるものではないと考える。

拠出金について畜産協会に返還義務があるということが実態であるならば、定款の変更の手続きを経る必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(6) 収支予算書の議決について

① 収支予算書の議決に関する現状

畜産協会では、収支予算書について、前事業年度の 3 月に翌事業年度の 4 月から 6 月の暫定予算を作成し、理事会の承認を得ている。その後、確定した前年度の実績に基づいて再度予算を策定している。当該予算は、6 月に理事会にて議決されたあと定時社員総会においても承認されている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 収支予算書の議決を事業年度の開始までに行う必要性について（団体）

収支予算書は、畜産協会の定款第 36 条によると、「毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て直近の総会に報告するものとする」とされている。また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第 22 条第 1 項には、「公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内（前条第一項に規定する書類については、毎事業年度開始の日の前日まで）に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等（定款を除く。）を行政庁に提出しなければならない。」とされている。この前条第一項に規定する書類とは、「当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類」である。

平成 25 年度の収支予算書の作成については、公益社団法人に移行前であるため旧定款に基づいて作成されており、問題はない。畜産協会は、平成 25 年 4 月 1 日に公益社団法人となったため、上記の定款及び認定法が適用されるのは、具体的には平成 26 年度の収支予算書からである。今後は、上記の定款及び認定法に基づいて、事業年度開始の日までに、暫定予算ではなく、実績見込みに基づいた収支予算書を作成する必要がある。これに伴い、前事業年度が終わる前に実績見込みを把握できる仕組みを作り、これを毎年度運用していくことが必要である。

(7) 県によるモニタリングについて

① 県によるモニタリングに関する現状

畜産協会は県からの受託事業として畜産経営指導事業及び熊野牛改良増殖推進事業を、県からの補助事業として畜産コンサルタント事業を実施している。県は、これらの事業のモニタリングを実施するために、所管課である畜産課が指定した様式にて団体に実績報告を求めている。しかし、当該実績報告書には、実績の記載のみで計画数値の記載がなされていない。

また、県からの受託事業及び補助事業以外の事業については、畜産課では実績報告書の提出を受ける等のモニタリングは実施されていない。

② 監査の結果

i) 団体の事業運営を含むモニタリングの実施について(所管課)

県の「指導監督基準」には、出資等法人の効果的、効率的な運営を図るため、所管課から出資等法人への指導監督に当たっての基準が定められている。基準には、財政運営や事業運営に関するものが定められており、事業運営に関しては、「各事業年度の事業実績について、計画との差異や経年的な傾向を分析するなど事業効果等を検証し、事業運営計画に反映させるとともに、適宜、外部経営環境や自己の経営資源を調査、把握すること。」とされている。当該基準に基づいてモニタリングを実施するのであれ

ば、県からの受託事業等だけではなく、団体が実施している全て、または重要な事業の実績報告書等の提出を受け、団体において事業効果等の検証や翌年度の事業運営計画への反映がなされていることを確かめる必要がある。

今後は、県からの受託事業等以外の事業についても、実績報告書等の提出を受けることや、団体にヒアリングをすること等により、上記の基準に基づいて団体のモニタリングを適切に実施するべきである。

③ 意見

i) 県からの受託事業及び補助事業のモニタリングの手法について(所管課)

県からの受託事業及び補助事業が適切に執行されていることを評価するためには、計画数値に対しての実績を把握し、分析することも重要である。この点、計画は別様式にて作成を求めているものの、計画と実績との対比が行われていなかった。県は、団体の実施している事業の評価をより効率的、かつ効果的に実施するためにも、計画数値も合わせた実績報告を求め、分析、評価する必要があると考える。

なお、モニタリングを効果的に実施するためには、チェックリストを作成し活用することも有効な手法である。

(8) 県職員の兼務について

① 県職員の兼務の現状

畜産協会の理事のうち一名が、県農林水産部部長（平成 25 年 4 月 1 日からは畜産課長）と兼務している。兼務にあたっての所定の承認決裁及び就任届は提出されていない。

② 監査の結果

i) 兼務についての事務手続き不備について（所管課）

人事課長から各課室長に宛てた事務連絡文書「職員が団体の役職員に就任する場合の事務手続について」（平成元年 7 月 11 日付）によると、県の職員が兼務をする場合は、「担当課室で起案し、主管部長、同次長、人事課長へ合議により承認を受け、決裁後団体役職員就任届を当課あて提出」とされている。これに基づいて、①に記載の理事について、上記の兼務の承認決裁及び団体役職員就任届を確認したところ、当該決裁及び就任届は提出されておらず、上記の事務連絡文書に違反していた。今後はこのようなことがないように、上記の事務連絡文書に基づく運用が適切に実施されるべきである。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(9) 事務分担について

① 事務分担の現状

畜産協会の職員は、1.(2) 役員・職員の構成、兼職状況に記載しているとおり、常勤職員が3名、臨時、嘱託が5名となっている。畜産協会では、2. 主な事業の実施状況に記載している事業以外にも様々な事業や業務を実施しており、各事業及び業務ごとに主査、副主査、補佐といったように分担を決めてこれらの事業及び業務を実施している。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 業務マニュアルの作成や内部統制の強化について(団体)

畜産協会の常勤職員3名及び臨時職員2名については、それぞれ勤続年数が10年以上であり、各人の担当事業や業務についても大幅な変動はない。①で述べたとおり、各事業及び業務には、主査、副主査、補佐の区分で担当者が存在しているため、決して一人の者が一事業及び業務のすべてを担当するわけではないが、部分的にはあるとしても事業及び業務が属人的になっている傾向が高い。このような状況では、将来、担当者が変わった際に、業務が現在の水準や効率をもって実施されない恐れがある。また、現金や有価物の取扱いについては、業務が特定の担当者に固定的となっており、内部統制上好ましくない。

事業及び業務の属人化による弊害に対処するために、事業及び業務の手順書や業務マニュアルを作成し、担当者が変わったとしても一定の水準や効率を確保できる仕組みを設けることが必要である。また、他の職員や上長による確認を行うことによって現金等に関する内部牽制を強化する仕組みを設けることが必要である。

(10) 特定資産について

① 特定資産に関する現状

特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、その用途、保有、運用方法等に制約のある資産である。

現状、退職給付引当資産、減価償却引当資産、全国和牛能力共進会積立資産については「特定資産」として計上されているが、その目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法等を定めた要領は作成されていない。

<24 年度末貸借対照表（抜粋）>

科目	金額（千円）
（２）特定資産	
退職給付引当資産	17,792
減価償却引当資産	2,595
全国和牛能力共進会積立資産	2,262

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 特定資産に係る要領の整備の必要性について（団体）

「公益法人会計基準に関する実務指針その2、Q10」によれば、特定資産は取扱要領としてその目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法等を定めることが望ましいとされている。

特定資産として計上するのであれば、取扱要領として文書化して運用する必要がある。

(11) 肉用牛経営安定基金及びこれに伴う特定資産の表示等について

① 肉用牛経営安定基金及びこれに伴う特定資産の表示等に関する現状

肉用牛経営安定基金とは、肉用牛肥育経営の安定を図るため、経営の収益性が悪化した場合に、肥育牛生産者に対して肥育牛補填金を交付するために受け入れたものである。当該受け入れは農畜産業振興機構からの補助金、生産者からの積立金及びその他の者が支出する補助金または拠出金から構成される。

肉用牛経営安定基金については返還義務があるとの理由から貸借対照表上、固定負債に「基金」として計上している。

② 監査の結果

i) 肉用牛経営安定基金の会計処理誤りについて（団体）

固定負債に「基金」（肉用牛経営安定基金）として計上されている肉用牛経営安定基金は「社団法人畜産協会わかやま肉用牛肥育経営安定特別対策事業業務方法書」第20条によると残額が生じた場合に返還するものとしているが、必ずしも返還義務がなく、また当該基金の使途に制約が課されていることから指定正味財産として処理すべきものである。

なお、畜産協会は公益財団法人としての初年度の決算である平成25年度の財務諸表において指定正味財産として処理する予定とのことである。その際は振替金額を前期

損益修正益等の科目で正味財産増減計算書に計上し、指定正味財産に振り替える必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(12) 畜産振興基金の表示について

① 畜産振興基金の表示に関する現状

畜産振興基金とは、畜産協会の組織基盤の強化を図り、畜産振興に資するために、会員からの賦課金及び事業受託金等で受け入れたものである。

畜産振興基金については貸借対照表上、流動負債に「準備積立金」として計上している。

② 監査の結果

i) 畜産振興基金の会計処理誤りについて（団体）

「畜産振興基金規程」においては返還義務の記載はなく、また、使途に制約は課されていないことから一般正味財産として処理すべきものである。

なお、畜産協会は公益財団法人としての初年度の決算である平成 25 年度の財務諸表において一般正味財産として処理する予定とのことである。その際は振替金額を前期損益修正益等の科目で正味財産増減計算書に計上し、一般正味財産に振り替える必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(13) 財産目録について

① 財産目録の記載に関する現状

全国肉用牛振興基金協会への預け金を貸借対照表上長期預け金 4,000 千円として計上しているが、財産目録にてその内訳を記載していない。

② 監査の結果

i) 財産目録への記載漏れについて（団体）

公益法人会計基準第 7 においては「財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものでなければならない。」としている。長期預け金の内容は全国肉用牛振興基金協会に預けているものであるが、資産の中身を明らかにするという観点からは財産目録に内訳

として記載すべきである。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(14) 賞与引当金について

① 賞与引当金に関する現状

賞与引当金とは、翌年度の賞与支給額のうち、当年度の労働対価として発生する部分を当年度決算において認識する負債である。

畜産協会では夏季賞与の支給対象期間が前年度の12月から当年度の5月までであり、12月から3月までの4ヶ月間の賞与額が当年度に発生していると考えられるが、畜産協会の財務諸表には賞与引当金が計上されていなかった。

② 監査の結果

i) 賞与引当金の未計上について（団体）

賞与引当金は公益法人会計基準においても、その計上が求められるものであり、また、期中増減に係る明細の作成も求められている（「公益法人会計基準」の運用指針12.(1)、13.(5)2.）。

畜産協会は、当基準に照らして、平成24年度決算において1,379千円の賞与引当金を計上する必要があった。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(15) 現金及び現金等価物の管理について

① 現金及び現金等価物の管理の現状

現金及び切手等の現金等価物は、担当者により毎月末に、現金については出納簿と実際の残高を、現金等価物については受払簿と実際の残数との一致を確認しているがその証跡は残されていない。また、上席者の承認証跡についても残されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現金及び現金等価物と関係帳簿との照合の証跡について（団体）

担当者が現金及び現金等価物と関係帳簿の照合を行った際は、その事実が分かる証

跡を残す必要がある。上席者による承認の際にも承認を行った事実が分かる証跡を残す必要がある。

しかし、現金及び現金等価物と関係帳簿を照合した事実が分かる担当者の照合証跡及び上席者による承認証跡は残されていなかった。証跡がなければ、現金については出納簿と、現金等価物については受払簿との一致を確認したかどうか不明であり、また証跡を残すことがルールとして徹底されなければ、現金の流用等に対する牽制が有効に機能しない恐れがある。

現金及び現金等価物については、出納簿や受払簿に担当者及び上席者が押印する、又は出納簿や受払簿の様式を見直し、押印欄を設けること等、現金及び現金等価物の照合証跡に関するルールを明確に定めるべきである。

(16) 物品の管理について

① 物品の管理の現状

畜産協会では、パソコン等の物品を保有しているが、物品名や物品番号等が記載された管理台帳は整備されていない。当該管理台帳が未整備であるため、年度末に管理台帳と現物の一致を確認する等の手続きを実施することは困難な状況である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 物品の現物確認の規程整備について（団体）

物品については、実在性を確かめるために、また廃棄や交換等の必要性を判断するために現物確認を実施する必要がある。畜産協会では、現物確認の具体的な対象や方法が規程等で定められていないため、規程等で明確に定め、さらに、対象となる物品が網羅された管理台帳を整備し、これに基づいて現物との確認作業を実施する必要がある。

【6】公益財団法人和歌山県文化財センター

1. 団体概要

(1) 基本情報

平成 24 年 4 月 1 日現在

所管課	団体代表者
教育委員会生涯学習局文化遺産課	理事長 森 郁夫
出捐金（うち県割合）	設立年月日
10,000 千円（100.0%）	昭和 62 年 4 月 1 日 (平成 23 年度より公益財団法人に移行)

団体所在地
和歌山市湊 571 番 1
設立目的、経緯
県における文化財等の調査、研究、修理等を行うとともにその活用を図ることにより、文化財等の保護並びに県民の文化財等に対する理解、認識を深め、もって文化の振興に寄与することを目的とする。
主な事業内容
公益財団法人和歌山県文化財センター（以下「文化財センター」という。）の主な事業は、埋蔵文化財等の発掘、調査等に関する事業や文化財建造物等の保存、修理等に関する事業である。
事業所等
管理事務所（和歌山市湊 571 番 1） 県立紀伊風土記の丘にある出土遺物整理用プレハブ（和歌山市岩橋 1263 番地 1）

（２）役員・職員の構成、兼職状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

	人数	うち県派遣	うち県との兼職	うち県 OB
理事	10	-	2	1
監事	2	-	1	-
評議員	10	-	3	-

理事のうち 2 名は県教育委員会教育長、県立紀伊風土記の丘館長と兼職している。監事のうち 1 名は和歌山県生涯学習局長と兼職している。また、評議員のうち 3 名は県生涯学習局文化遺産課長、県立紀伊風土記の丘副館長、県立博物館副館長と兼職している。

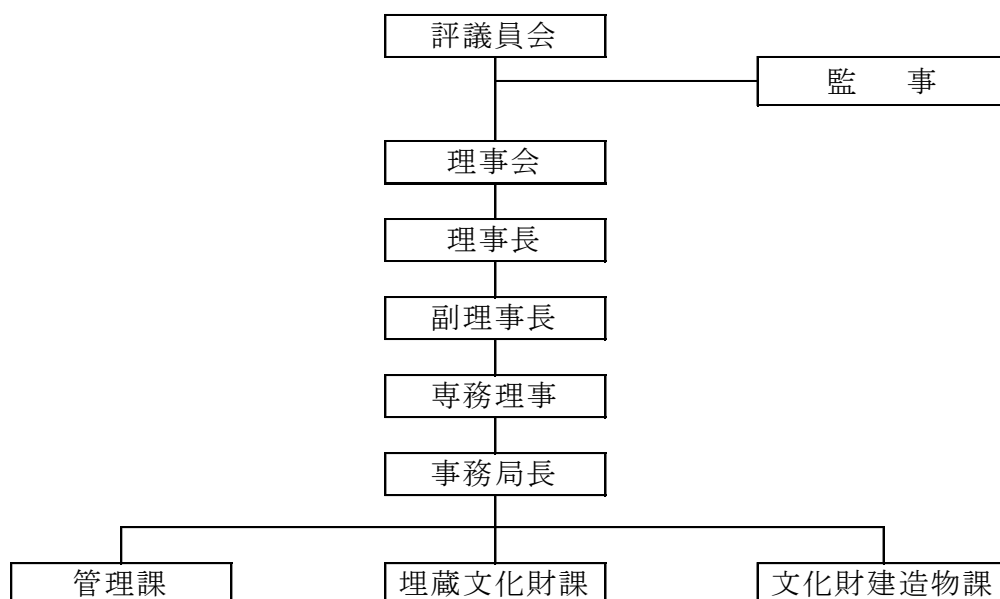
県と兼職している役員には報酬は支払われていない。

	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県派遣	うち県との兼職	その他	
職員	19	3	-	9	7

職員のうち、事務局長及び副主査 2 名は県からの派遣職員である。

(3) 組織図

平成 24 年 4 月 1 日現在



(4) 財政状況、県との取引

【財政状態（平成 25 年 3 月 31 日時点）】

(単位：千円)

資 産		負 債	
(流動資産)		(流動負債)	
現金預金	17,637	未払金	173,302
普通預金	17,347	預り金	2,096
郵便貯金	290	賞与引当金	6,056
未収金	198,705	(流動負債合計)	181,455
(流動資産合計)	216,342	退職給付引当金	105,428
(固定資産)		修繕引当金	52,230
基本財産	10,000	(固定負債合計)	157,659
基本財産	5,000	(負債合計)	339,115
投資有価証券	5,000	正味財産の部	
その他固定資産	145,970	指定正味財産	
退職給付引当資産	40,000	県出捐金	10,000
修繕引当資産	52,230	一般正味財産	23,198
建物	9,675	(正味財産合計)	33,198
建物附属設備	3,819		
什器備品	3,180		
建設仮勘定	37,065		

(固定資産合計)	155,970		
資産合計	372,313	負債・正味財産合計	372,313

未収金のうち 123,566 千円は、埋蔵文化財発掘調査受託事業、埋蔵文化財遺物整理等受託事業及び埋蔵文化財確認調査監理受託事業に係る県からの受託料の未収である。また、未収金のうち 4,951 千円は、普及事業に係る県からの補助金の未収である。

指定正味財産 10,000 千円は全額県からの出捐である。

【経営成績 ※】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収益	444,513	470,815	426,321
基本財産運用益	45	41	41
基本財産受取利息	45	41	41
事業収益	439,558	463,817	420,033
埋蔵文化財受託事業収益	418,533	422,552	386,127
文化財建造物受託事業収益	21,025	41,265	33,906
受取補助金等	4,736	5,536	6,161
受取国庫補助金	1,010	1,010	1,210
受取地方公共団体補助金	3,726	4,526	4,951
雑収益	173	1,420	85
経常費用	403,634	470,815	422,806
事業費	359,663	420,328	374,098
管理費	43,971	50,487	48,707
当期経常増減額	40,878	0	3,515
経常外収益	1,218	-	-
退職給付引当金取崩額	1,218	-	-
経常外費用	41,332	-	-
退職給付引当金繰入額	6,332	-	-
修繕引当金繰入額	35,000	-	-
当期一般正味財産増減額	764	0	3,515
正味財産期末残高	29,682	29,682	33,198

※正味財産増減計算書から抜粋

埋蔵文化財受託事業収益には県との取引によるものが含まれており、その推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
県からの受託事業収益	242,696	173,491	203,724

受取地方公共団体補助金は、県からの補助金である。

管理費には、県の行政財産使用に係る以下の賃借料が含まれている。

行政財産の名称	区分	使用の目的及び用途	金額 (毎年度同額)
和歌山県文化財資料室(※)	建物	事務室	436 千円
県立紀伊風土記の丘	土地	出土遺物整理用プレハブ 用地	260 千円

※管理事務所に該当

2. 事業概要

(1) 事業の構成

文化財センターの事業は次のとおり、5つの事業で構成されている。

- ① 埋蔵文化財発掘調査受託事業
- ② 埋蔵文化財遺物整理等受託事業
- ③ 埋蔵文化財確認調査監理受託事業
- ④ 文化財建造物保存修理技術指導受託事業
- ⑤ 普及事業

(2) 主な事業の内容

① 埋蔵文化財発掘調査受託事業

主に、道路工事等に伴い工事予定地内にある埋蔵文化財の発掘調査を行うものである。委託先は国や県がほとんどである。

当該事業の3ヵ年の推移は次のとおりである。

〈受託件数及び決算額の推移〉

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
件数	17 件	11 件	14 件
決算額	351,824	369,173	234,655

② 埋蔵文化財遺物整理等受託事業

主に、①の発掘調査事業で出土した遺物や調査記録等の整理作業を行うものである。委託先は国や県である。

当該事業の3カ年の推移は次のとおりである。

〈受託件数及び決算額の推移〉

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
件数	5 件	5 件	5 件
決算額	66,709	53,379	87,167

3. 監査の結果及び意見

■ 結果及び意見の項目一覧

項目	結果・意見のタイトル	結果／意見
団体の経営計画、事業報告に関するもの		
(1) 中期計画について	中期計画の策定の必要性について(団体)	意見
団体のガバナンス体制に関するもの		
(2) 業務執行理事の職務執行の報告について	業務執行理事の職務報告の実施不足について(団体)	結果
(3) 監事監査について	監事監査の実施状況の明確化について(団体)	意見
(4) 調査委員会について	調査委員会に関する規則の未整備について(団体)	結果
(5) 県への建物の寄附について	県への建物の寄附に関する承認について(団体)	結果
会計処理や財務事務における内部統制に関するもの		
(6) 委託業務における検査の実施について	検査結果通知の未実施について(団体)	結果
(7) 委託料積算における見積りについて	積算時における複数者の見積りの未入手について(団体)	結果
(8) 修繕引当金について	修繕引当金の不適当な計上について(団体)	結果
(9) 特定資産について	特定資産の計上区分誤りについて(団体)	結果
	特定資産の取扱要領の策定について(団体)	意見
(10) 県債の時価について	県債時価の適正開示について(団体)	結果
(11) 固定資産の管理について	固定資産管理規程の整備について(団体)	意見

(1) 中期計画について

① 中期計画に関する現状

現状、単年度の事業計画の策定しかなされておらず、中期的な計画について策定されていない。文化財センターにおいては今後事務所の移転や定年退職者の増加が見込まれている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 中期計画の策定の必要性について(団体)

文化財センターの事業内容は、埋蔵文化財等の発掘、調査等が中心であり、事業の性質上、中期的な事業計画をたてるのは難しい側面がある。しかし、少なくとも、事務所の移転に関する費用や定年退職者の増加に対する対策等決定している事項に関しては資金面や人事面の対応等の計画を策定し、これを所管課である教育委員会においてモニタリングしていく必要がある。

(2) 業務執行理事の職務執行の報告について

① 業務執行理事の職務執行の報告に関する現状

理事の職務執行の報告については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款において以下のように規定されている。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 91条2項(理事の権限)	定款28条5項 (理事の職務及び権限)
理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。	理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の遂行の状況を理事会に報告しなければならない。

しかし、現状、理事による職務執行の報告は事業年度終了後に開催される理事会での一度しかなされていない。また、現状行われている職務執行の報告は決算の報告のみである。

② 監査の結果

i) 業務執行理事の職務報告の実施不足について(団体)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款に規定されているとおり、職務執行の報告を一事業年度に二度以上実施する必要がある。また、この際に、より効

果的な職務執行の報告とするために、決算報告のみではなく、予算に対する進捗の報告や業務実施上の問題点、年度末までの見通し、より詳細な事業ごとの収益報告等を行うことも有用と考える。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(3) 監事監査について

① 監事監査に関する現状

現状、監事は理事会に出席するとともに、事業年度終了後には重要な決裁書類等の閲覧及び会計帳簿又はこれらに関する資料の調査を行っているとのことである。しかしながら、監査を実施した記録については法定で求められている監査報告書のみであり、監査の時期、範囲、詳細な実施事項の記録は残されていなかった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 監事監査の実施状況の明確化について(団体)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 99 条 1 項において、「監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。」としている。この点、文化財センターでは、ここで求められている監査報告書の作成は実施している。しかし、監事としての責任を果たした事実をより明確にするためにも、監査の時期、範囲、実施事項等を文書化しておく必要があると考える。

(4) 調査委員会について

① 調査委員会に関する現状

発掘された文化財等に関し専門家を交えて調査する機関として調査委員会を設置しているものの、その規則等は存在しない。

② 監査の結果

i) 調査委員会に関する規則の未整備について(団体)

業務運営規程 4 章 20 条 3 項において、「調査委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。」とあるが、これを定めた規則は存在しない。団体の適切な運営を行うために、調査委員会のメンバー、目的、調査範囲等を定めた規則を作成する必要

がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(5) 県への建物の寄附について

① 県への建物の寄附に関する現状

文化財センターが和歌山市岩橋に保有する建物は、平成25年6月に、県に寄附を申し出ており、同年7月に受入れの承認を県から得ている。

【寄附の経緯】

平成24年度に和歌山市岩橋にプレハブ2棟を建設する工事を行った。これらは県との協議を経て県に寄附することとなり、寄附の際には従前から岩橋に保有していたプレハブ1棟についても合わせて寄附することとなった。なお、平成24年度に建てたプレハブ2棟については、完成が25年度であることから24年度貸借対照表上建設仮勘定として計上され、従前から有していたプレハブ1棟については建物、建物附属設備として計上されている。金額については下表のとおりである。

<24年度末貸借対照表（抜粋）寄附の対象となる資産>

科目	金額（千円）
2. 固定資産	
（2）その他固定資産	
建物	9,675
建物附属設備（岩橋のみ）	2,507
建設仮勘定	37,065
資産の部合計	372,313

② 監査の結果

i) 県への建物の寄附に関する承認について（団体）

建物を県へ寄附することについての県との協議状況については文書では記録されていなかった。また、建物の寄附について、平成25年6月の理事会では承認事項ではなく、報告事項とされており、重要な財産の寄附にあたって事前の理事会承認が得られていなかった（その後、11月の理事会で事後承認されている。）。

寄附に関する県との協議状況については文書で記録として残しておくとともに、寄附の実施については、事前に理事会の承認を得るべきであった。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(6) 委託業務における検査の実施について

① 委託業務における検査の実施に関する現状

埋蔵文化財発掘調査受託事業における業者への測量委託においては、業務委託契約書 12 条に「甲（文化財センター）は、前項の委託業務完了通知書を受領したときは、その日から 10 日以内に業務成果品について検査を行わなければならない。この場合において、甲（文化財センター）は、当該検査の結果を書面をもって乙（受託事業者）に通知しなければならない。」と定められているが、文化財センターから受託事業者へ書面による検査結果の通知は行われていない。

② 監査の結果

i) 検査結果通知の未実施について

業務委託契約書によれば文化財センターによる業務成果品の検査完了後、受託事業者へ書面による検査結果の通知を行う必要があるが、書面による通知が行われていなかった。

契約書に基づいて文化財センターから受託事業者へ書面による検査結果の通知を行う必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(7) 委託料積算における見積りについて

① 委託料積算における見積りに関する現状

埋蔵文化財発掘調査受託事業に係る委託料の積算においては、文化財センターが策定している「公益財団法人和歌山県文化財センター事務用品費積上に係る運用指針」（以下、「運用指針」という。）に基づく積算が行われる。「運用指針」によると、委託料の積算に含まれる機材借上費については、「原則として 3 社以上の見積書を徴し、その最低価格を計上する。」とされている。しかしながら、全部で 14 件受託事業があるうちサンプルとして閲覧した 4 件の受託事業において、4 件とも 1 社のみ見積書しか徴収していなかった。

② 監査の結果

i) 積算時における複数者の見積りの未入手について（団体）

3 社以上見積書を徴収していなかったことについて、担当者によると見積書の提

出を依頼できる業者の数が少ないことが理由であるとのことであった。しかしながら、当該受託事業に関する資料を閲覧したところ、過去に同様の委託を行った業者は少なくとも3社はあったため、3社以上から見積書を徴収することは可能である。1社のみの見積書では、委託金額が割高になってしまう可能性があることから、今後は、過去に実績のあった業者から見積書を徴収する等を検討し、運用指針に基づいて見積書を3社以上から徴収する必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(8) 修繕引当金について

① 修繕引当金に関する現状

修繕引当金とは、会社が保有する資産につき、将来の修繕に備えるための引当金をいう。文化財センターは出土遺物整理用プレハブの修繕に備えるため修繕引当金を計上していた。また、管理事務所の修繕に備えるための引当金も一部計上していたが、これについては、建物の補修工事について業者からの見積りを取り、引当金を計上しているものの、修繕に関する計画や計上に関する基準はない。

なお、これらの引当金の計上に伴い、同額の引当資産を特定資産として計上している。

② 監査の結果

i) 修繕引当金の不適当な計上について（団体）

引当金は将来発生する費用・損失を見積り計上するものであることから、その恣意性を排除するため、企業会計原則においては、引当金が計上できる要件として「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合」とされている。

この点、文化財センター設立当初から使用してきた紀伊風土記の丘にあった出土遺物整理用プレハブの修繕を目的に計上していた修繕引当金については、結果的に建物を新たに建設することとなったため、平成24年度において修繕引当金として計上すべきでなかった。

また、管理事務所の修繕に備えるために計上していた引当金についても、当該工事は団体の意思で決定でき、かつ、修繕の計画も計上の基準もないことから必ずしも発生可能性の高い費用とはいえない。実際に管理事務所の移転が決定したことから、平成25年度には引当金の取り崩しを行う予定である。文化財センターにおいては修繕引当金に関する計画も計上基準もないことから、本来引当金として計上すべきではなかった。

さらに、引当金の計上に伴い特定資産に計上している修繕引当資産についても計上すべきではなかった。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(9) 特定資産について

① 特定資産に関する現状

特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、その用途、保有、運用方法等に制約のある資産である。

退職給付引当資産は将来の退職金の支払いのために積み立てている資産であり、その実態は特定資産であるにも関わらず、「その他固定資産」の区分で計上されている。また、その実態が「特定資産」であるにも関わらず、目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法等を定めた要領は作成されていない。

<24年度末貸借対照表（抜粋）>

科目	金額（千円）
(2) その他固定資産	
退職給付引当資産	40,000

② 監査の結果

i) 特定資産の計上区分誤りについて（団体）

退職給付引当資産は特定資産であるため、「その他固定資産」の区分ではなく、「特定資産」の区分に計上する必要がある。

③ 意見

i) 特定資産の取扱要領の策定について（団体）

「公益法人会計基準に関する実務指針その2、Q10」によれば、特定資産は取扱要領としてその目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法等を定めることが望ましいとしている。

特定資産として計上するのであれば、その目的等を取扱要領として文書化して運用する必要がある。

(10) 県債の時価について

① 県債の時価に関する現状

文化財センターは和歌山県公募公債 5,000 千円を満期保有目的で保有している。公益法人会計基準においては満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益を注記しなければならないとしている。しかし、当県債の時価情報を入手していないことから、時価と簿価が乖離しているにも関わらず、「財務諸表に対する注記」において、時価と簿価を同額としている。

② 監査の結果

i) 県債時価の適正開示について（団体）

有価証券については「財務諸表に対する注記」において、時価を記載する必要があるため、証券会社等から県債の時価情報を入手して、正しく注記を行う必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(11) 固定資産の管理について

① 固定資産の管理に関する現状

文化財センター会計規程 41 条には「固定資産は、固定資産台帳を設けて、その状況を明らかにしなければならない」と規定されているのみで、現物と台帳を照合する旨の記載はなされていない。また、現状、固定資産の現物確認については担当者が実施しているとのことであるが、その記録が残されていない。別途「現場機材管理台帳」にて備品がどの現場に持ち出されているかの記録はあるものの、現物確認を反映したものではない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 固定資産管理規程の整備について（団体）

資産の保全という観点からは、固定資産の現物確認について、実施の範囲、方法等の一定の運用ルールを設け、ルールに基づき現物確認を行い、実施結果を記録として残しておく必要がある。

【7】南紀白浜空港ビル株式会社

1. 団体概要

(1) 基本情報

平成 24 年 4 月 1 日現在

所管課		団体代表者	
県土整備部港湾空港局港湾空港課		代表取締役社長 仁坂 吉伸（県知事）	
資本金（うち県割合）		設立年月日	
400,000 千円（37.5%）		平成 5 年 12 月 1 日	
団体所在地			
和歌山県西牟婁郡白浜町才野 1622 番地の 125			
設立目的、経緯			
南紀白浜空港ビル株式会社（以下、「白浜空港ビル株」という。）は、空港ビル施設及び設備の賃貸業、広告代理業を行うことを目的とする。			
主な事業内容			
白浜空港ビル株の主な事業は、空港ビル及びこれに付帯する施設・設備の賃貸業、航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供、広告代理業及び航空思想の普及並びに南紀白浜空港の利用促進に関する事業である。			

(2) 役員・職員の構成、兼職状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

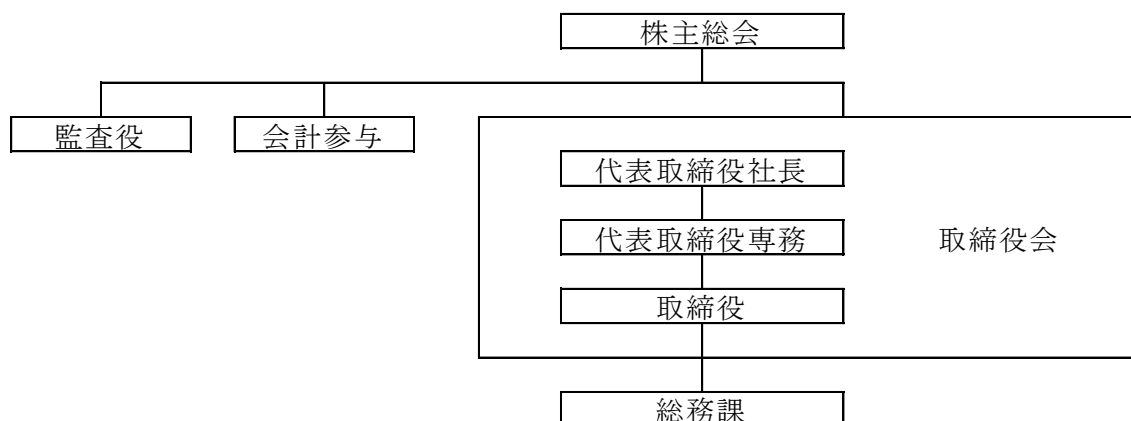
	人数	うち県派遣	うち県との兼職	うち県 OB
取締役	8	-	1	1
監査役	1	-	-	-
会計参与	1	-	-	-

取締役のうち代表取締役専務 1 名が常勤役員であり、当該取締役を除いて他の取締役及び監査役には報酬は支払われていない。会計参与 1 名については、報酬が支払われている。

	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県派遣	うち県との兼職	その他	
職員	6	-	-	3	3

(3) 組織図

平成 24 年 4 月 1 日現在



(4) 財政状況、県との取引

【財政状態（平成 25 年 3 月 31 日時点）】

(単位：千円)

資産		負債	
流動資産	201,717	流動負債	54,782
固定資産	382,969	固定負債	89,591
有形固定資産	376,564	負債合計	144,373
無形固定資産	338	株主資本	440,313
投資その他の資産	6,067	資本金	400,000
		利益剰余金	40,313
		その他利益剰余金	40,313
		別途積立金	20,000
		繰越利益剰余金	20,313
		純資産合計	440,313
資産合計	584,687	負債・純資産合計	584,687

流動負債に計上されている一年以内返済予定長期借入金及び固定負債に計上されている長期借入金の合計金額 111,729 千円は県からの借入である。

【損益の状況】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
売上高	140,546	134,336	132,420
売上原価	87,386	81,193	80,544
売上総利益金額	53,160	53,142	51,875
販売費及び一般管理費	45,083	42,232	39,999

営業利益金額	8,076	10,909	11,876
営業外損益	92	117	28
経常利益	8,169	11,027	11,905
特別損益	-	△637	△10
税引前当期純利益金額	8,169	10,390	11,894
当期純利益金額	4,701	5,597	7,260

平成23年度において、設備改修のために県から補助金11,800千円を受けている。(同額を建物圧縮損として処理しているため、上記「特別損益」において、影響は相殺されている。)

2. 事業概要

(1) 事業の構成

白浜空港ビル(株)の事業は次のとおり、10の事業で構成されている。

- ① 空港ビル及びこれに付帯する施設・設備の賃貸業
- ② 航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供
- ③ 飲食物、旅行用日用雑貨及び観光土産品の販売
- ④ 郵便切手、収入印紙、煙草、酒類、薬品及び石油製品の販売
- ⑤ 食堂及び喫茶店の経営
- ⑥ 広告、宣伝及び広告代理業
- ⑦ 駐車場の管理
- ⑧ 損害保険代理業及び貸自動車業
- ⑨ 航空思想の普及及び旅行案内に関する事業
- ⑩ 上記に付帯関連する一切の事業

3. 監査の結果及び意見

■ 結果及び意見の項目一覧

項目	結果・意見のタイトル	結果／意見
団体の経営計画、事業報告に関するもの		
(1) 中期計画について	中期計画の見直しの必要性について(団体/所管課)	意見
団体のガバナンス体制に関するもの		
(2) 取締役会の開催について	取締役会の開催不足について(団体)	結果
(3) 監査役による業務監査について	監査役による業務監査の未実施について(団体)	結果
会計処理や財務事務における内部統制に関するもの		

(4) 資金管理規程について	資金管理規程の策定の必要性について (団体)	意見
(5) 計算書類の承認について	計算書類の未承認について (団体)	結果
(6) 現金の管理について	現金と関係帳簿との照合回数の不足について (団体)	結果
	現金と関係帳簿との照合の証跡について (団体)	意見
(7) 入金に係る領収書の管理について	入金に係る領収書の管理の見直しについて (団体)	意見
(8) 固定資産の管理について	固定資産管理方法のルール化について (団体)	意見
(9) 会計上の重要な判断事項の決裁について	重要な決裁事項の記録について (団体)	意見

(1) 中期計画について

① 中期計画の策定に関する現状

現状、平成 17 年に策定した 10 年間の整備計画はあるものの、策定以後随時の見直しはなされておらず、平成 27 年度に改めて中期の整備計画を策定する予定となっている。また、当該整備計画においては、収入との対比は行われていない。なお、単年度の事業計画において適宜整備が必要な箇所を把握し、収入に応じた対応を行っている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 中期計画の見直しの必要性について (団体/所管課)

中期的な目標を把握したうえで業務を執行していくことは事業の安定的な運営につながる。現在策定されている平成 17 年度中長期整備計画は収入との対比が行われていない。平成 27 年度に策定予定の新たな整備計画においては、中期的な観点から収入等を勘案して施設整備の計画を策定し、状況の変化に応じて随時見直しを行う必要がある。

また、県は観光客の誘致に積極的に取り組んでおり、白浜空港の利用促進についても他の外郭団体も含めて検討しているところである。観光客の誘致にあたっては、ビルのメンテナンス、施設の整備は重要な要素であり、かかる状況においては、白浜空港ビル(株)においては港湾空港課との協議も実施しながら、中期計画の策定が必要である。

(2) 取締役会の開催について

① 取締役会の開催に関する現状

白浜空港ビル㈱においては、次のとおり、年に一度しか取締役会が開催されていない。

平成 22 年度：開催時期 平成 22 年 6 月 16 日

平成 23 年度：開催時期 平成 23 年 6 月 7 日

平成 24 年度：開催時期 平成 24 年 6 月 14 日

② 監査の結果

i) 取締役会の開催不足について（団体）

会社法 363 条 2 項において、「取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。」と規定されており、3 ヶ月に一度は取締役会を開催し、取締役は職務執行の報告を行わなければならない。この点、白浜空港ビル㈱においては上述のとおり、年に一度しか取締役会は開催されておらず、会社法に準拠した取締役会の開催、取締役による職務執行の報告が行われていない。

主たる要因としては、各取締役が他の職務を兼務しており、繁忙であることから現実的に取締役会を開催することが困難な状況にあるとのことである。繁忙であり取締役としての機能が発揮できない状況にあるのであれば組織体制の見直しを行う等により、法令に準拠した形で取締役会を開催していく必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査役の監査について

① 監査役の監査に関する現状

会社法 381 条 1 項より「監査役は取締役の職務の執行を監査する」としている。したがって、監査役には業務監査と会計監査の実施が求められるものの、現状の監査内容としては、決算書のチェックを行う会計監査が実施されているのみで、業務監査（重要な決裁のチェック等）は実施されていない。

② 監査の結果

i) 監査役による業務監査の未実施について（団体）

監査役は会社法 381 条 1 項に求められるとおり会計監査だけではなく、業務監査についても行う必要がある。この点、取締役会において、取締役の職務の執行状況を把握して、意見を述べることは取締役の職務執行を監査するという観点からは有効な手法の一つである。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(4) 資金管理規程について

① 資金管理のためのルールに関する現状

白浜空港ビル㈱においては、現金や預金の出納、記録、照合に関する事項は経理規程で定められているものの、資金の運用方法等の資金管理の基本事項を定める資金管理規程は策定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 資金管理規程の策定の必要性について（団体）

白浜空港ビル㈱は、限られた収入のなかで、ビルのメンテナンスや新たな施設の整備を実施しなければならず、資金を管理することが重要である。したがって、資金の運用方法を定めた資金管理のためのルールの設定が必要である。

(5) 計算書類の承認について

① 計算書類の承認に関する現状

会社法の規定に基づき作成する決算書である計算書類について、株主総会の承認は行われているものの、取締役会での承認は行われていない。なお、各取締役に対して個別に報告は行っているとのことである。

② 監査の結果

i) 計算書類の未承認について（団体）

会社法 436 条 3 項において、「取締役会設置会社においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、取締役会の承認を受けなければならない。」とされており、計算書類は取締役会の承認を受ける必要がある。

各取締役に対して個別の報告を行っているとのことであるが、会社法に準拠して、取締役会の承認を受ける必要がある。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(6) 現金の管理について

① 現金の管理に関する現状

現金の調査について、経理規程第24条においては「金銭の残高は、毎日実地に調査し、事前の帳簿残高と照合するものとする」とされている。実際は現金と関係帳簿との照合は現金の動きがあった場合及び月末に実施しているとのことであり、毎日実施していなかった。また、担当者による照合及び上席者による承認は実施しているとのことであるが、その記録は残されていなかった。

② 監査の結果

i) 現金と関係帳簿との照合回数の不足について (団体)

現金と関係帳簿との照合について、経理規程に基づいた運用がなされていない。現金が関係帳簿と一致しない場合、原因究明が遅滞する恐れがあるため、経理規程に定められたとおりの運用を行う必要がある。

ただし、現金については毎日残高に変動があるわけではないため、当規程を設定した当初の趣旨を再度検討したうえで、規程の見直しを行う余地はある。

③ 意見

i) 現金と関係帳簿との照合の証跡について (団体)

担当者が現金と関係帳簿の照合を行った際は、その事実が分かる証跡を残す必要がある。上席者による承認の際にも承認を行った事実が分かる証跡を残す必要がある。

しかし、現金と関係帳簿を照合した事実が分かる担当者の照合証跡及び上席者による承認証跡は残されていなかった。証跡がなければ、現金と関係帳簿との照合を実施したかどうか不明であり、また証跡を残すことがルールとして徹底されなければ、現金の流用等に対する牽制が有効に機能しないリスクがある。

現金については、金種表に担当者及び上席者が押印する、または関係帳簿の様式を見直し照合の押印欄を設けることを検討されたい。さらに、これらの現金と関係帳簿との照合証跡に関するルールを明確に定める必要がある。

(7) 入金に係る領収書の管理について

① 入金に係る領収書の管理に関する現状

領収書を発行するのは、会議室等の利用において現金を収受した場合であり、年に数回程度ある。この入金に係る領収書の控えはあるものの連番管理されておらず、市販のものを利用している。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 入金に係る領収書の管理の見直しについて (団体)

領収書が連番管理されていない場合には、領収書が不当に発行されることで現金横領等の不正リスクが高まることとなる。したがって、領収書については連番管理を行う必要がある。

(8) 固定資産の管理について

① 固定資産の管理に関する現状

固定資産の台帳と現物の照合は随時実施しているとのことであるが、実施の範囲、方法等はルール化されておらず、実施した結果についても残されておらず確認できなかった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 固定資産管理方法のルール化について (団体)

経理規程第 35 条においては「経理責任者は、毎期末または必要と認めた場合、固定資産を確認しなければならない」としている。資産の保全という観点からは、実施の範囲、方法等の一定の運用ルールを設け、ルールに基づき確認を行い、台帳と現物の照合結果を残す必要がある。

(9) 会計上の重要な判断事項の決裁について

① 会計上の重要な判断事項の決裁に関する現状

白浜空港ビル(株)は合理的に見積もることができないという理由から資産除去債務(注)を計上していない。計上しない理由等やその過程は文書として残っているが、決裁文書がなかった。

(注) 資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 重要な決裁事項の記録について（団体）

資産除去債務については、計上の要否について判断を伴うものであり、重要な決裁事項となることから、書面で決裁を行い、その記録を残す必要がある。

以 上

和歌山県報

平成二十六年三月二十八日

号外六

別冊